令和3年度

国民健康保険の概要

(令和2年度実績)

付:高齢者医療の概要



目 次

国民健康保険の概要

事業編

1.	船橋市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	船橋市国保のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	事務機構及び事務分掌	16
4.	国民健康保険運営協議会	18
5.	保険給付の概要	23
6.	国民健康保険料の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
7.	特定健康診査・特定保健指導	37
デ、8.	ー タ 編 加入世帯・被保険者の状況	
<u> </u>	(1) 年度別加入世帯数の状況 ····································	41
	(2) 年度別被保険者数の状況	42
	(3) 年度別被保険者異動状況	43
	(4) 年齢別人口と被保険者数	44
9.	保険給付の状況	
	(1) 療養諸費の状況	46
	(2) 療養諸費費用額1世帯当たりの状況	46
	(3) 療養諸費費用額1人当たりの状況	47
	(4) 療養の給付(診療費)内訳	48
	(5) 高額療養費の状況	50
	(6) 高額介護合算療養費の状況	50
	(7) 任意給付の状況	50

10.	保健	事業の状況	
	(1)	特定健康診査等の状況	51
	(2)	医療費通知の状況	52
	(3)	後発医薬品利用差額通知の状況	53
11.	国民	健康保険料の状況	
	(1)	保険料率等の状況	54
	(2)	保険料収納区分の状況	56
	(3)	保険料及び国民健康保険事業費納付金の状況	57
	(4)	保険料の収納状況	58
	(5)	保険料の軽減及び減免の状況	62
12.	保険	財政	
	(1)	令和3年度国民健康保険事業特別会計当初予算の状況	63
	(2)	令和2年度国民健康保険事業特別会計決算の状況	67
	(3)	年度別決算状況	70
	(4)	年度別決算における被保険者1人当たり諸費の状況	74
	(5)	基金の状況	74
13.	事業	年報	81
ر میاید	:►Λ - Ι~		
局		医療の概要	
14.	高齢	者医療	
	(1)	老人医療の概要	99
	(2)	「後期高齢者医療制度」の創設	99
	(3)	船橋市の高齢者医療のあゆみ	100
	(4)	後期高齢者医療制度の給付内容	104
	(5)	後期高齢者医療保険料等の状況	106
	(6)	後期高齢者医療制度被保険者数	107
	(7)	後期高齢者医療事業特別会計決算状況	108
	(8)	船橋市老人医療費助成制度の概要	110
	(9)	船橋市老人医療費助成制度受給者数	111
	(10)	船橋市老人医療費支給の状況の推移	112

事業編

- 1. 船 橋 市 の 概 況
- 2. 船橋市国保のあゆみ
- 3. 事務機構及び事務分掌
- 4. 国民健康保険運営協議会

1. 船橋市の概況

船橋市は、昭和12年4月1日に、船橋町、葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の2町3村が合併して、千葉県下で4番目の市として誕生しました。その後、昭和28年に二宮町、29年に豊富村を合併し、人口も徐々に増加していきましたが、昭和35年の日本住宅公団(当時)前原団地の入居開始以降、大規模団地の造成、宅地開発等が次々と行なわれ、首都圏のベッドタウンとして急激に人口が増加しました。

市制施行当時4万3千人余だった人口も、昭和49年には人口40万人を超え、58年9月には人口50万都市の仲間入りをし、現在では人口64万人余、県都千葉市に次ぐ第2位の人口を擁しています。

本市は、首都に近く、鉄道、道路などの交通網が発達し、商業港を持つなど、人 や物、情報が集まる拠点となっています。一方では、内陸部には美しい緑、南部の 東京湾には貴重な干潟「三番瀬」が広がるなど、豊かな自然環境に恵まれており、 都市と自然が調和した暮らしやすいまちです。

主要駅周辺には大型店舗が建ち並び、沿岸部には大規模な工場やショッピングセンター等が進出しています。また、北部地域では農業や畜産業、東京湾では漁業も盛んに営まれています。

現在、船橋市では、県内初の中核市移行(平成 15 年4月)に伴い、新たな都市 目標を誰もが幸せを感じることのできる「生き生きとしたふれあいの都市・ふなば し」と定め、道路、公園、公共下水道などの整備とともに、健康福祉の先進都市づ くりを市政の重点施策として、市民との協働によるまちづくりを進めています。

少子高齢化社会を迎え、保健・医療・福祉の一層の連帯を図る中で、お年寄りや 障害を持つ方々をはじめ、すべての市民の皆さんが、健やかで安心して暮らし続け られるような仕組みや体制の充実を図っております。

市制施行 昭和12年4月1日

面 積 85.62 km² (平成 26 年 10 月 1 日より)

人 口 645,450 人

世 帯 数 311,102 世帯

※人口及び世帯数は住民基本台帳人口を記載(令和3年4月1日現在)

2. 船橋市国保のあゆみ

年月	事項	医療改定
昭和		
19. 1	船橋市国民健康保険組合を設立	
22.7	終戦後の混乱により組合財政破綻し、事業を休止	
24. 7	新法に基づく事業実施のため、保険課を設置し準備に入る	
27. 3	財政的理由により事業実施に至らず保険課を廃止	
29.4	旧豊富村の合併に伴い同村で行っていた事業を引継ぎ一部実	
	施の形態でその事務を福祉事務所で行う	
33. 7	直営診療施設「豊富診療所」を開設(33.7.10)	
33. 9	全市実施のため再び保険課を設置、準備に入る	
33.10		医療費改定 8.5%引上げ
34. 6	国民健康保険全市実施委員会を設置	
35. 4	国民健康保険全市実施。機構を庶務、資格、保険税の 3 係制	
	とする	
	保険税賦課4方式、標準割合、限度額 50,000 円とする	
	助産費 1,000 円、児童手当 1,200 円、葬祭費 2,000 円	
36. 4	入院時の給食、寝具の給付制限を撤廃し完全給付実施	
36. 7		医療費改定 12.5%引上げ
36.10	世帯主の結核性疾病、精神障害について7割給付実施	
36.12		医療費改定 2.3%引上げ
37. 4	世帯主の全疾病について7割給付実施	
38. 4	助産費 2,000 円	
39. 4	部制施行に伴い経済衛生部に編入。給付係を設け4係制とする	
39. 6	昭和 39 年度分保険税から賦課割合の規定を削除	
41. 1	世帯員の全疾病について7割給付実施	医療費改定 9.5%引上げ
41.11		薬価基準の改定 4.5%引下げ
		技術科の改定 3%引上げ
42. 4	助産費 3,000 円、育児手当 1,800 円、葬祭費 3,000 円	
42.7	機構改革に伴い民生部に編入	
42.10		薬価基準の改定 10.2%引下げ
42.12		医療費改定 医科 7.68%
		歯科 12.65%
		引上げ
44. 1		薬価基準の改定 5.6%引下げ
44. 4	昭和 44 年度分保険税から納期を 4 回から 5 回に改め、第 1 期分に暫定賦課方式を導入	
44. 7	保険税賦課事務の電子計算機導入委託	
44. 9	助産費 10,000 円	
45. 2		医療費改定 医科 8.77%
		歯科 9.73%
		引上げ
45. 4	朝鮮、韓国人を被保険者とする	

年月	事項	医療	改定
45. 7		医療費改定	医科 0.97%
			引上げ
45.8		薬価基準の改定	3%引下げ
46. 4	70 歳以上高齢者給付付加金制度(10 割給付)実施		
	賦課限度額 80,000 円		
46. 7	機構改革に伴い市民部に編入		
46.11	保険税納付の銀行口座振替制度を導入		
47. 2		医療費改定	医科 13.70% 歯科 13.73%
			調剤 6.54%
			引上げ
		 薬価基準の改定	
47. 4	 税制度を料制度に改め、嘱託収納員 21 名による臨戸徴収制	八四里丁,	2 017 70 31 1 3
	度を導入		
	期別を 5 回から 10 回とし、第 3 期分までを暫定賦課とする		
47.7	保険料を賦課、徴収に分け5係制とする		
48. 1	国の老人医療無料化(寿)実施に伴い、高齢者給付付加金制		
	度を廃止し、老人福祉課へ事務を移管		
48. 4	助産費 13,000 円、葬祭費 5,000 円		
	保険料消込事務・資格得喪事務の電子計算機導入委託		
48.8	被保険者の資格遡及について、従来の最高6ヵ月を3ヵ月と		
10 10	して保険料を遡及賦課することとした		
48.12	12 月診療分から任意給付として、高額療養費支給制度を創設 (自己負担額 30,000 円)		
49. 2	(日已兵担假 30,000 1)	医療費改定	医科 19.0%
15. 2		区 从 员	歯科 19.9%
			調剤 8.5%
			引上げ
49. 3	住民記録(住民コード)とのマッチング開始	薬価基準の改定	₹3.5%引下げ
49. 4	昭和 49 年度分保険料から賦課を 2 方式に、擬制世帯主の所		
	得割軽減方法を逆数方式から比例方式に改める		
	賦課限度額 120,000 円、育児手当を助産費に統合廃止		
	助産費 23,000 円、葬祭費 10,000 円		
49.6	市民税申告所得の国保へのマッチング開始		F41 4 6 0 0 /
49.10		医療費改定	医科 16.0%
			歯科 16.2% 調剤 6.6%
			副州 0.0% 引上げ
50. 1		薬価基準の改定	
50. 3	 保険証の検認事務をシール貼付に切替える	水画空中ツ外仏	2 20 /0 31 1 17
50. 4	調整交付金申請資料の電子計算機導入委託		
	助産費 43,000 円、葬祭費 20,000 円		
50.10	高額療養費支給制度が任意給付から法定給付へ移行		

年月	事項	医	療改定
51. 4	保険料の月割計算賦課を全被保険者の資格得喪に適用 賦課限度額 150,000 円	医療費改定	医科 9.0% 調剤 4.9%
	応能・応益の配分割合を 80 対 20 に是正		引上げ
51.7	助産費 53,000 円、葬祭費 25,000 円		
51. 7	機構改革に伴い保健衛生部に編入。資格と給付、賦課と徴収を各々統合し、庶務、資格給付、保険料の3係制とする		
51.8	高額療養費支給制度の自己負担額 39,000 円	医療費改定	歯科 9.6% 引上げ
52. 4	全外国人を被保険者とする 高額療養費貸付基金条例を制定。基金 500 万円 擬制世帯主にかかる所得割賦課を廃止 賦課限度額 170,000 円 助産費 60,000 円 葬祭費 30,000 円		
52. 9	滞納全世帯の実態調査実施。以後毎年実施し実態に応じ差押 処分等を行う		
53. 2		医療費改定	医科 11.5% 歯科 12.7% 調剤 5.6% 引上げ
53. 4	市の電子計算機導入に伴い、従来の業者委託から電子計算課 へ移行 保健婦を一般会計へ身分移管 保険料納付義務者に対し、所得の申告業務を条例規定 賦課限度額 190,000 円 助産費 70,000 円、葬祭費 40,000 円		
53. 6	他法で助産費支給される者について、重複支給をしないこと を条例規定(昭和 53 年 12 月 18 日以後の出産から発効)		
54. 4	収納消込OCR (光学文字読取装置) 導入 オンライン処理開始、同端末機設置 賦課限度額 220,000 円 助産費 80,000 円、葬祭費 50,000 円		
55. 4	保険料あん分率(料率)の定率、定額条例規定を算定式とし 告示方式に改める 納期を1ヵ月繰上げ、仮算定賦課を2期までとする 賦課限度額240,000円 助産費100,000円		
56. 1	高額療養費貸付基金を 1,000 万円に増額		
56. 4	賦課限度額を地方税法の限度額にスライドさせる条例規定に 改める(賦課限度額 260,000 円) 助産費 120,000 円、葬祭費 60,000 円 レセプト点検事務の電子計算化導入 (国保連合会電算共同処理事業へ一部委託)		

年月	事項	医療	改定
56. 6		医療費改定	医科 8.4%
			歯科 5.9%
			調剤 3.8%
			引上げ
		薬価基準の改定	₹18.6%引下げ
57. 4	賦課限度額 270,000 円		
	助産費 150,000 円、葬祭費 70,000 円		
	(高額療養費に対する自己負担額、9月診療分から45,000円、		
	58 年 1 月診療分から 51,000 円)		
	(老人、低所得者 39,000 円)		
58. 1		薬価基準の改定	€ 4.9%引下げ
58. 2	老人保健法施行		
	被保険者に対する医療費通知実施		
	[多受診世帯(1人1か月2医療機関以上)の一部実施]		
	被保険者証を電子計算機による漢字プリンターとする		
58. 4	賦課限度額 280,000 円		
58.11	被保険者資格台帳を電子計算機による漢字プリンターとする		
59. 2	被保険者に対する医療費通知実施(全受診世帯)		
59. 3		医療費改定	医科 3.0%
			歯科 1.1%
			調剤 1.0%
			引上げ
		薬価基準の改定	€ 16.6%引下げ
59. 4	賦課限度額 350,000 円		
59.10	退職者医療制度の実施		
	高額療養費、低所得者世帯を 30,000 円に引下げ		
60. 3		医療費改定	医科 3.5%
			歯科 2.5%
			調剤 0.2%
			引上げ
		薬価基準の改定	€ 6.0%引下げ
60. 4	高額医療費共同事業の実施。(基準額 150 万円)		
	高額療養費貸付基金を 1,000 万円増額し、2,000 万円とする		
61.4	賦課限度額 370,000 円	医療費改定	医科 2.5%
	国保運営協議会委員の定数改正		歯科 1.5%
	(被用者保険等保険者代表 2 名加わる)		調剤 0.3%
	5 人未満法人事務所への健保等の適用拡大		引上げ
61.5		薬価基準の改定	₹5.1%引下げ
61.6	高額療養費自己負担限度額を 54,000 円に改定		
	(但し、低所得者世帯は 30,000 円に据置)		
62. 1	国民健康保険法の改正に伴い、保険料滞納者に、資格証明書		
	等の措置が講ぜられた		
62. 4	賦課限度額 390,000 円		

年月	事項	医療	改定
63. 4	賦課限度額 400,000 円	医療費改定	医科 3.8%
	1~2人法人事務所への健保等の適用拡大		調剤 1.7%
	国保電算処理システムの抜本的な見直しのためのプロジェク		引上げ
	トを設置	薬価基準の改定	
63. 6	保険基盤安定制度の創設等国保改革の実施	医療費改定	歯科 1.5%
			引上げ
63. 7	高額医療費共同事業の医療費基準額が 150 万円から 80 万円		
₩ (1)	に改定される		
平成 元. 4	賦課限度額 420,000 円		
九,4	高額療養費支給事務用パソコン導入		
元. 6	高額療養費自己負担限度額を 57,000 円に改定		
74. 0	(但し、低所得者世帯は 31,800 円)		
2. 4	国保電算処理システム稼動	医療費改定	医科 4.0%
	暫定賦課を廃止し、納期を6月から翌年3月までに変更		歯科 1.4%
			調剤 1.9%
			引上げ
		薬価基準の改定	至9.2%引下げ
3. 4	賦課限度額 440,000 円	薬価基準の改定	₹8.1%引下げ
3. 5	高額療養費自己負担限度額を 60,000 円に改定		
l	(但し、低所得者世帯は 33,600 円)		F-61 - 101
4. 4	賦課限度額 460,000 円	医療費改定	医科 5.4%
	助産費 240,000 円		歯科 2.7%
	葬祭費 100,000 円		調剤 1.9% 引上げ
		 薬価基準の改定	
5. 4	滞納整理係を新設(4係制)	未岡至中の以及	2 0.1 /0 3/ / 1/
	賦課限度額 500,000 円		
5. 5	高額療養費自己負担限度額を 63,000 円に改定		
	(但し、低所得者世帯は 35,400 円)		
6.4		医療費改定	医科 5.2%
			歯科 2.3%
			調剤 2.1%
			引上げ
(10	ᄧᅔᄬᅆᄵᅆᅁᄝᄼᄖᅔᅔᅜᅟᄜᄼᅆᅃᅁᅁᄝᇩᆛᅩ	薬価基準の改定	€ 6.6%引下け
6.10	助産費 240,000 円を出産育児一時金 300,000 円に改正		
	入院食事療養費の創設 老人保健法一部改正		
	老人保健事業費拠出金の創設		
7. 3	国保直営豊富診療所を廃止		
7.4	賦課限度額 520,000 円		
8. 4		医療費改定	医科 3.6%
			歯科 2.2%
			調剤 1.3%
			引上げ
		薬価基準の改定	き6.8%引下げ

年月	事項	医療	改定
8. 6	高額療養費自己負担限度額を 63,600 円に改定		
	(但し、低所得者世帯は 35,400 円)		
8.10	入院時食事療養費の自己負担額の改定		
9. 4	課名を国民健康保険課に変更	医療費改定	医科 1.31%
	賦課限度額 530,000 円		歯科 0.75%
			調剤 1.15%
			引上げ
		薬価基準の改定	₹4.4%引下げ
9. 9	国民健康保険法及び老人保健法の一部改正により、外来時薬		
	剤費の一部負担金の創設		
10. 4		医療費改定	医科 1.5%
			歯科 1.5%
			調剤 0.7%
			引上げ
		- 薬価基準の改定	
10. 6	レセプトの内容点検を実施(非常勤一般職3名採用)		,
10. 7	機構改革に伴い、新設の福祉局保健福祉部となる		
	高齢者医療係が編入される(5係制)		
11.4	保険料率を告示方式から、明示方式へ変更		
	高額療養費貸付基金を 500 万円増額し、2,500 万円とする		
11. 7	老人保健法における薬剤一部負担軽減特例措置が実施(臨時		
	老人薬剤費特別給付金として、一部負担金を国が支払う)		
12. 4	介護保険制度の実施により、介護第2号被保険者(40歳~64	医療費改定	医科 2.0%
	歳)の保険料が医療分に加え介護分も含んで賦課、徴収され		歯科 2.0%
	る		調剤 0.8%
	医療分賦課限度額 530,000 円		引上げ
	介護分賦課限度額 70,000 円	薬価基準の改定	₹7.0%引下げ
	短期被保険者証交付開始(年度内 2,967 世帯)		
12. 6	レセプトの内容点検範囲拡大(歯科・縦覧)		
	(非常勤一般職2名採用、計5名)		
13. 1	老人保健法の一部改正により、老人医療費一部負担金が上限		
	付き定率1割負担となる		
	海外療養費制度の新設		
	高額療養費自己負担限度額に所得階層別・上限スライド導入		
	一般世帯 63,600 円+(総医療費-318,000 円)×1 %		
	上位所得世帯 121,800 円+(総医療費-609,000 円)×1 % 非課税世帯 35,400 円		
13. 4	国民健康保険出産費資金貸付基金条例を制定		
	(基金 1,000 万円)		
13.10	資格証明書交付開始(年度内 62 世帯)		
14. 4		医療費改定	医科 1.3%
			歯科 1.3%
			調剤 1.3%
			引下げ
		薬価基準の改定	
		医療材料の改定	

年月	事項	医療改定
14.10	国民健康保険法等一部改正	
	・ 3 歳未満乳幼児の一部負担割合変更 (3割→2割)	
	・老人医療受給対象年齢の引上げ(5年間かけて70歳から75歳)	
	・高額療養費自己負担限度額の改定(低所得者は据置)	
	70歳未満の者	
	一般 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1%	
	上位所得者 139,800 円+(医療費-699,000 円)×1%	
	70 歳以上の者 一般	
	入院 40,200 円	
	外来 12,000 円	
	一定以上所得者	
	入院 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1%	
	外来 40,200 円 低所得者	
	入院 低所得者 I 15,000 円 低所得者 II 24,000 円	
	外来 8,000 円	
	・70 歳以上の高齢者の一部負担割合変更(1割→1割又は2割)	
15. 4	国民健康保険法等一部改正	
	・退職者医療制度の一部負担割合変更	
	退職者本人(入院・外来) 2 割→3割	
	退職者扶養(入院) 2割→3割	
	・薬剤一部負担金制度廃止	
	・高額療養費自己負担限度額の改定	
	70 歳未満の者	
	一般 72,300 円+(医療費-241,000 円)×1 % 上位所得者 139,800 円+(医療費-466,000 円)×1 %	
	・保険者支援制度の創設	
	・高額医療費共同事業拡充・制度化 (交付基準額 80 万円→70 万円)	
	・保険料(介護分)年間賦課限度額の引上げ(7万円→8万円)	
16. 4	高額療養費貸付基金を 1,500 万円増額し、4,000 万円とする	薬価基準の改定 1.0%引下げ
17. 4	国民健康保険法等一部改正	来画 本 年 の 以 た 1.0 /0 分 り
17.4	・保険給付費等に要する費用に対する国庫負担の変更等	
	・国庫負担率の引下げ(40%→34%(17 年度は 36%))	
	・国調整交付金 (10%→9%)	
	・県調整交付金の創設 (7% (17年度は5%))	
	・保険基盤安定制度の改正	
	・国庫負担廃止による県負担率の引上げ(25%→75%)	
17. 6	コンビニでの保険料収納業務を実施	
18. 4	国民健康保険法等一部改正	 医療費改定 医科 1.5%
10. 1	・入院時食事療養費自己負担額の改定(1日当たり→1食当たり)	歯科 1.5%
	・高額医療費共同事業の継続(交付基準額 70万円→80万円)	調剤 0.6%
	・保険者支援制度の継続	引下げ
	・税制改正(公的年金等控除額の縮減)による激変緩和措置	薬価基準の改定 1.6%引下げ
	・国保財政安定化支援事業の継続	医療材料の改定 0.2%引下げ
		E-W-14-1-5-6VVC 0-9-10-11-10

年月	事項	医療改定
18.10	国民健康保険法等一部改正	
	・70 歳以上で現役並み所得者の一部負担割合変更 (2割→3割)	
	・高額療養費自己負担限度額の改定(低所得者は据置)	
	70 歳未満の者	
	一般 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1 % 上位所得者 150,000 円+(医療費-466,000 円)×1 %	
	上区別 行名 130,000 円 + (医療負 - 400,000 円) × 1 % 70 歳以上の者	
	一般 入院 44,400 円	
	一定以上所得者→現役並み所得者	
	入院及び世帯単位 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1 % 外来 44,400 円	
	・保険財政共同安定化事業の創設 (交付基準額8万円超~80万円)	
	・特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を創設	
	・入院時生活療養費の創設(介護保険との均衡を図るため、療養病床	
	に入院する 70 歳以上の者は、食費と居住費の一部を負担)	
	・出産育児一時金の改正 (30万円→35万円)	
	・出産費資金貸付制度の改正	
	(貸付限度9割→10割、貸付対象出産予定日1月以内→2月以内)	
19. 4	保険料年間賦課限度額の引上げ	
	医療分 53 万円 → 56 万円 △ # /	
	↑護分 8万円 → 9万円 70 歳未満の被保険者の入院に係る高額療養費の現物給付化	
	の実施(事前に市へ申請することにより、入院費用の支払い	
	を自己負担限度額までにとどめる)	
19. 4	出産育児一時金受取代理払いの実施	
19.10	平成 14 年 10 月に実施された、老人医療受給対象年齢の引上	
	げ(5年間の経過措置)が完了する	

年月	事項	医療改定			
	国民健康保険法等一部改正	医療費改定	医科 0.42%		
	・前期高齢者の対象年齢引下げ (70歳以上→65歳以上)		歯科 0.42%		
	・3 歳未満乳幼児の負担割合対象年齢引上げ(3歳未満就学前ま		調剤 0.17%		
	で)		引上げ		
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合	薬価基準の改定	1.1%引下げ		
	変更(1割→2割)〈但し1年間凍結〉	医療材料の改定	10.1%引下げ		
	・高額療養費自己負担限度額の改定 (低所得者は据置) 〈但し1年間				
	凍結〉				
	70 歲以上前期高齡者				
	一般世帯 入院 62,100 円 一般個人 外来 24,600 円				
	・退職者医療制度の廃止 (但し平成 26 年度までの間の 65 歳未満の退				
	職者は、経過措置として存続)				
	・入院時生活療養費の対象年齢の引下げ(70歳以上→65歳以上)				
	・高額介護合算療養費制度の創設				
	・前期高齢者の医療給付費等に係る財政調整制度の創設(前期				
	高齢者交付金・納付金の創設)				
	・保険料が医療分及び介護分に加え後期高齢者支援金等分も				
	含んで賦課、徴収される				
	・保険料年間賦課限度額の引上げ				
	医療分額 470,000 円				
	後期高齢者支援金等分 120,000 円 介護分 90,000 円				
	・保険料の年金からの特別徴収開始				
	・被保険者証を高齢受給者証と一体としカード化する				
	・葬祭費の支給金額の改正 (10万円→5万円)				
	高齢者の医療の確保に関する法律施行				
	・後期高齢者医療制度の実施(75歳以上の全ての高齢者が対象)				
	・特定健康診査及び特定保健指導の実施				
	・特定健康診査室を新設(5係1室制)				
21. 1	出産育児一時金額の改正				
3	35 万円→38 万円(産科医療補償制度加入医療機関での出産のみ)				
21.4	国民健康保険法等一部改正				
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合				
	変更(1割→2割)凍結が更に 1 年間延長				
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定				
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長				
	一般世帯 入院 62,100 円				
	一般個人 外来 24,600 円 ・資格証明書の交付要件の見直し(年齢制限を設け、15 歳到達日以				
	降最初の3月31日までの間は交付しない)				
1.	保険料(介護分)年間賦課限度額の引上げ ・				
	未映行(月度ガ)午间風味版反銀のガエり 9万円→10万円				
21.10	出産育児一時金額の改正 38 万円→42 万円				
	(産科医療補償制度未加入医療機関での出産は、▲3万円)				

年月	事項	医療	改定
22. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定	医科 1.74%
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合		歯科 2.09%
	変更(1 割→ 2 割)凍結が更に 1 年間延長		調剤 0.52%
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定		引上げ
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長	薬価基準の改定	₹1.36%引下げ
	一般世帯 入院 62,100 円		
	一般個人 外来 24,600 円		
	・国保財政基盤強化策の継続(高額医療費共同事業、保険者支援制度、		
	国保財政安定化支援事業)		
	保険料年間賦課限度額の引上げ		
	医療分 47 万円→50 万円 後期高齢者支援金等分 12 万円→13 万円		
	保険料均等割額の引上げ		
	医療分 16,090円→24,360円		
	後期高齢者支援金等分 5,860 円→ 7,090 円		
	保険料軽減割合の改正 (6・4割→7・5・2割)		
	非自発的失業者に対する保険料軽減制度の創設		
	(前年所得を 30/100 として算定)		
	旧被扶養に係る保険料軽減の延長 (当面の間継続)		
22.12	レセプト内容点検の民間委託実施		
23. 4	運転免許証識別装置導入(本人確認のため)		
	国民健康保険法等一部改正		
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合		
	変更(1 割→ 2 割)凍結が更に 1 年間延長		
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定		
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長		
	一般世帯 入院 62,100 円		
	一般個人 外来 24,600 円		
	保険料年間賦課限度額の引上げ		
	医療分 50 万円→51 万円 後期高齢者支援金等分 13 万円→14 万円		
	介護分 10万円→12万円		
	出産育児一時金額の改正		
	(21年10月~23年3月の暫定措置 → 恒久化)		
	38 万円→42 万円 (産科医療補償制度未加入の出産は、▲3 万円)		
	嘱託収納員制度廃止		
23. 5	新国民健康保険システム稼働(パッケージシステム)		
23. 7	保険料電話催告開始(非常勤職員)		
20. 1	ペイジー口座振替受付サービス開始		
24. 3	ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用差額通知実施		
	V P. I J J J P. KHI (D. LEXHII) 11/11/EINE/11/10		

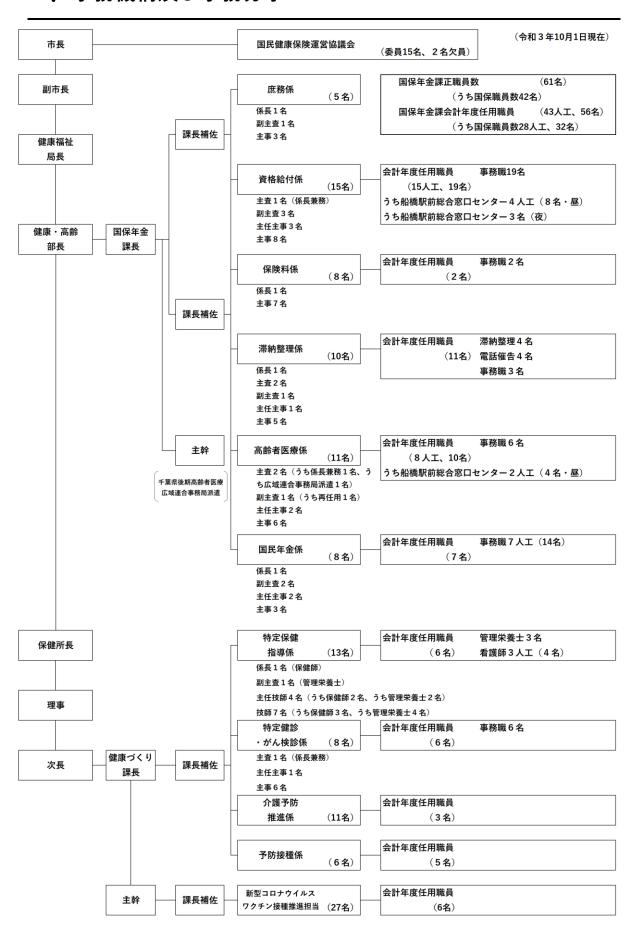
年月	事項	医療改定			
24. 4	国民健康保険法等一部改正		医科 1.55%		
	・保険給付費等に要する費用に対する国庫負担の変更等		歯科 1.70%		
	・国庫負担率の引下げ(34%→32%)		調剤 0.46%		
	・県調整交付金の引上げ(7%→9%)		引上げ		
	・国保財政基盤強化策の恒久化(高額医療費共同事業、保険財政共同	薬価基準の改定	1.38%引下げ		
	安定化事業、保険者支援制度)				
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合				
	変更(1 割→2 割)の凍結が更に 1 年間延長				
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定				
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長				
	一般世帯 入院 62,100 円				
	一般個人 外来 24,600 円 ・高額療養費の外来現物給付化の実施 (事前に市へ申請することに				
	より、外来窓口での支払いを月の自己負担限度額までにとどめる)				
25. 4	国民健康保険法等一部改正				
25. 1	・70歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合				
	変更(1割→2割)凍結が更に1年間延長				
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定				
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長				
	一般世帯 入院 62,100 円				
	一般個人 外来 24,600 円				
	・特定同一世帯所属者への特例措置の恒久化				
	(後期制度移行から5年間は5割・7割軽減判定の際に特定同一世帯所属者				
	を含めて軽減対象基準額を算定する)				
	延滞金の特例基準割合の適用期間延長(1 か月→3 か月)				
	船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定				
25.10	(第2期:平成25年度~平成29年度) 窓口及び受電業務の委託実施				
26. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定	医科 0.82%		
20. 4	・70歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合	区原貝以及	歯科 0.99%		
	変更(1割→2割)凍結の解除		調剤 0.22%		
	※平成 26 年度に 70 歳になる者から 2 割負担		引上げ		
	※経過措置として平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた被保険	薬価基準の改定			
	者は従来どおり75歳になるまで1割負担(現役並所得者除く)	医療材料の改定			
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	(低所得者は据置)の凍結の解除 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更				
	不例代の 3 向程機 2 向程機の 3 世市の 1 回程機は 2 定 をし)				
	保険料年間賦課限度額の引上げ				
	医療分(据え置き) 51万円→51万円				
	後期高齢者支援金等分 14万円→16万円				
	介護分 12 万円→14 万円				

4 - 0	±17	医病状的
年月	事項 	医療改定
27. 1	国民健康保険法等一部改正	
	・70歳未満被保険者における高額療養費の所得区分及び自己	
	負担限度額の改定 ア: 252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
	イ:167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%	
	ウ: 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%	
	エ: 57,600 円	
	才: 35,400円	
27. 1	出産育児一時金額の改正	
	・産科医療補償制度未加入の医療機関	
	39 万円→40 万 4 千円(制度加入医療機関は 42 万円で据置き)	
27. 4	国民健康保険法等一部改正	
	・保険財政共同安定化事業の拡大	
	対象事業が、30万円以上80万円までから、1円以上80万円までの医療 費へ変更	
	保険料年間賦課限度額の引上げ	
	医療分 51 万円→52 万円	
	後期高齢者支援金等分 16 万円→17 万円 介護分 14 万円→16 万円	
	介護ガー 14カロ→16カロ 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	
27.10	なし) 部名が健康・高齢部へ変更	
27.10		
00.4	組織改正に伴い特定健康診査室が保健所健康づくり課へ移管	医病患小点 医乳 0.570/
28. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定 医科 0.56%
	・入院時食事療養費自己負担額の改定(1食当たり260円→360円)	歯科 0.61%
	保険料年間賦課限度額の引上げ	調剤 0.17%
	医療分 52 万円→54 万円 後期高齢者支援金等分 17 万円→19 万円	引上げ
	保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	薬価基準の改定 1.22%引下げ
	なし)	医療材料の改定 0.11%引下げ
28.10	短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大	
29. 4	国民健康保険法等一部改正	
	保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	
	なし)	
29. 8	70 歳以上被保険者における高額療養費の自己負担限度額の	
	改定 (平成30年7月診療分まで)(改定箇所下線)	
	外来	
	現役並み:57,600円 80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
	一般:14,000円 57,600円	
	低所得者II: 8,000 円 24,600 円	
	低所得者 I: 8,000 円 15,000 円	
	70 歳以上一般被保険者における高額療養費の外来年間合算	
	の施行(平成29年8月診療分から)	
	・自己負担額の年間(前年8月1日から当年7月31日までの間)の合計額	
	・自己負担額の年间(削年 8 月 1 日から 3 年 7 月 3 1 日までの間)の音計額 に対する自己負担限度額(144,000円)が設けられる	
	「CAI y の日 L 具担政反領(144,000 円 / が設りりれる	

年月	事項	医療改定
29.10	65 歳以上被保険者における入院時生活療養費自己負担額の	
	改定(平成30年3月診療分まで)(改定箇所下線)	
	医療区分 I : <u>370 円/日</u>	
20. 4	医療区分 II · III : <u>200 円/日</u> (難病患者: 0 円)	医医患小皮 医乳 0.700/
30. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定 医科 0.63%
	・国民健康保険制度運営が広域化され、都道府県も保険者となる	歯科 0.69% 調剤 0.19%
	・国民健康保険事業費納付金、保険給付費等交付金の創設	調用 0.19% 引上げ
	・高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の廃止	薬価基準の改定 1.65%引下げ
	・入院時食事療養費の標準負担額の改定 (平成30年4月診療分か	医療材料の改定 0.09%引下げ
	ら)	区凉竹村乡以及 0.05 /0 升 1 切
	低所得者以外の被保険者における標準負担額:460 円/日	
	・入院時生活療養費の標準負担額の改定 (平成30年4月診療分か	
	6)	
	65歳以上の被保険者における標準負担額:370円/日	
	保険料年間賦課限度額の引上げ	
	医療分 54 万円→58 万円 (後期高齢者支援金分、介護納付金分は変更なし)	
	保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	
	なし)	
	保険料均等割額の引上げ	
	後期高齢者支援金分: 7,090 円→ 8,590 円	
30. 7	自動音声電話催告システムの導入、委託の実施	
30.8	70 歳以上現役並み所得者における区分の再編及び高額療養	
	費、高額介護合算療養費の自己負担限度額の改定 (平成30年8	
	月診療分から)	
	現役並み所得者の区分及び自己負担限度額	
	課税所得外来、入院時の自己負担限度額自己負担限度額	
	Ⅲ 690万円~ : 252,600 円+(医療費−842,000 円) 212 万円 ×1% (4 回目以降: 140,100 円)	
	II 380万円 : 167,400円+(医療費-558,000円) 141万円	
	~690万円 ×1% (4回目以降:93,000円)	
	I 145万円 : 80,100 円+(医療費-267,000 円) 67 万円 ~380万円 ×1% (4 回目以降: 44,400 円)	
	70 歳以上被保険者のうち一般区分における外来に係る高額	
	療養費の自己負担限度額の改定 (平成30年8月診療分から)	
	14,000 円→18,000 円	
30. 9	外国人被保険者向けパンフレットの作成・配布	
	(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、シンハラ語)	
30.10	外国人被保険者に係る人材派遣業務委託の実施	
	(ベトナム語、ネパール語)	

年月	事項	医療	改定
31. 4	組織改正に伴い国民健康保険課と国民年金課が統合		
	課名を国保年金課に変更		
	国民健康保険法等一部改正		
	保険料年間賦課限度額の引上げ		
	医療分 58 万円→61 万円		
	(後期高齢者支援金分、介護納付金分は変更なし)		
	保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更		
A	旧被扶養者の均等割減免対象期間の特例廃止		
令和			F-51 0 100/
元.10		医療費改定	医科 0.48%
			歯科 0.57%
			調剤 0.12%
			引上げ
		薬価基準の改定	₹ 0.51%引下げ
		医療材料の改定	€ 0.03%引上げ
2.4	国民健康保険法等一部改正		
	保険料年間賦課限度額の引上げ	医療費改定	医科 0.53%
	医療分 61万円→63万円		歯科 0.59%
	介護納付金分 16万円→17万円		調剤 0.16%
	(後期高齢者支援金分は変更なし) 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	消費税財源を注	舌用した救急病
		院における勤和	务医の働き方改
	ない	革への特例的な	対応 0.08%
	保険料均等割額の引上げ 医療分 24,360円→27,360円		引上げ
	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金	薬価基準の改定	€ 0.44%引下げ
	を支給するための条例改正	医療材料の改定	€ 0.01%引下げ
2.10	Web 口座振替受付サービス開始		
3. 4	平成 30 年度税制改正における給与所得控除等の 10 万円引下		
	げ及び基礎控除の 10 万円引上げ		
	・基礎控除の引上げに伴う国保法施行令の一部改正		
	・基礎控除の引上げに伴う保険料軽減判定所得の改正		
4. 1	出産育児一時金額の改正		
	・産科医療補償制度未加入の医療機関		
	40万4千円→40万8千円(制度加入医療機関は 42万円で据置き)		

3. 事務機構及び事務分掌



国保年金課	庶務係	1. 国民健康保険運営協議会に関すること 2. 出産育児一時金・葬祭費及び高額療養費の資金前渡及び精算に関すること 3. 高額療養費貸付基金に関すること 4. 財政調整基金に関すること 5. 出産費資金貸付基金に関すること 6. 国民健康保険事業費納付金に関すること 7. 課の庶務に関すること
	資格給付係	1. 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること 2. 出産育児一時金・葬祭費及び高額療養費の支給及び療養費の受付に関すること 3. 療養の給付の資格の点検に関すること 4. 医療費通知に関すること 5. 看護及び移送の承認に関すること 6. 国民健康保険一部負担金に関すること 7. 療養費の支給に関すること 8. 高額療養費の貸付に関すること 9. 国民健康保険の資格及び返納の証明に関すること 10. 出産費資金の貸付に関すること
	保険料係	1. 国民健康保険料の賦課、収納及び督励に関すること 2. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること 3. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること 4. 国民健康保険料の証明に関すること
	滞納整理係	 国民健康保険料の滞納整理に関すること 差押財産の整理保管及び公売等に関すること 参加差押及び交付要求に関すること 国民健康保険料の調査及び統計に関すること
	高齢者医療係	 後期高齢者医療に関すること 老人保健法の医療費に関すること 老人医療費の助成に関すること 特殊眼鏡等費用助成に関すること 千葉県後期高齢者医療広域連合に関すること
	国民年金係	 国民年金の調査及び統計に関すること 老齢福祉年金に関すること 国民年金手帳に関すること 国民年金給付裁定に関すること 拠出年金に関すること 国民年金保険料の免除に関すること
保健所	健康づくり課	 特定健康診査及び特定保健指導に関すること 国民健康保険に係る保健事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること 健康増進法に基づく健康診査事業等(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関すること ※船橋市保健所事務分掌規則より抜粋

4. 国民健康保険運営協議会

(1)委員の構成

ア. 被保険者を代表する委員 5人

イ. 保険医または保険薬剤師を代表する委員 5人

ウ. 公益を代表する委員 5人

エ. 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(2)報酬

日額 9,800 円

(3) 任期

令和3年9月1日~令和6年8月31日(3年間)

(4)委員名簿

令和3年9月1日現在

	区 分		氏	名	職業又は役職名
			金 満	俊 一	公募
_			廣瀬	千津子	公募
号委員	被保険者 代表		μП	昌司	公募
員	1(1)		欠	員	
			欠	員	
			寺 田	俊昌	医師
	医连扣小		髙 澤	努	医師
二号委員	医療担当 代表		山﨑	達之	医師
員			山崎	繁 夫	歯科医師
			市原	容 子	薬剤師
		副会長	興 松	勲	元市議会議員
	\\ \\ \		金子	千代美	船橋市民生児童委員協議会理事
三号委員	公益 代表	会長	藤田	きよ子	人権擁護委員
員	1424		藤本	千惠子	船橋市自治会連合協議会副会長
			齋 藤	裕 子	J Aいちかわ船橋地区女性部部長
四号委員	被用者保険		小 林	千 昭	横河ブリッジホールディングス健康保険組合常務理事
委員	代表		神	かほる	公立学校共済組合千葉支部事務局長

(5) 運営協議会開催経過

年	回	開催月日	附 議 内 容
平成			
29	1	2. 8	・平成 28 年度 3 月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・平成 29 年度予算案について
	2	8.24	・平成 28 年度決算について
30	1	2.8	・平成29年度3月補正予算案について・国民健康保険条例の一部改正について・平成30年度予算案について・保健事業実施計画(データヘルス計画)及び特定健康診査等 実施計画の策定について
	2	9. 5	・平成 29 年度決算について
31	1	2.13	・平成30年度3月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・平成31年度予算案について
令和			
元	1	9. 4	・平成 30 年度決算について
	1	2. 3	・令和元年度3月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和2年度予算案について
2	2	8.27	・令和元年度決算について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和2年度補正予算について
	1	2 (書面開催)	・国民健康保険条例の一部改正について ・令和3年度予算案について ・保健事業実施計画(データヘルス計画)の中間評価について
3	2	9 (書面開催)	・国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出について ・令和2年度決算について

5 . 保険給付の概要

5. 保険給付の概要

(1)給付内容

① 療養の給付及び療養費

ア、一部負担割合

区分	保険者負担割合	一部負担割合
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学以降~69 歳	7割	3 割
退職被保険者等	7割	3 割
70 歳~74 歳	8割	2 割
70 歳~74 歳の現役並み所得者	7割	3 割

イ. 入院時食事療養費 (標準負担額)

所得	標準負担額	
下記以外の人		1食460円*
市民税非課税世帯	過去 12 ヶ月間に入院日数が 90 日以内の入院の場合	1 食 210 円
低所得II	過去 12 ヶ月間に入院日数が 90 日を超える入院の場合	1食160円
低所得 I		1食100円

- ※ 指定難病、小児慢性特定疾病等の人は 260 円
- 市民税非課税世帯、低所得 I・II の人が標準負担額の減額の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「標準負担額減額認定証」若しくはオンライン資格確認による区分の確認を受ける必要がある。

ウ. 入院時生活療養費 (標準負担額)

65歳以上の人が療養病床に入院した場合

所得区分	標準負担額		
(説明は②エ.所得区分を参照)	1 食当たりの食費	1日当たりの居住費	
下記以外の人	460 円*		
[記以外の人	(一部医療機関では 420 円)		
市民税非課税世帯・低所得Ⅱ	210 円	370 円*	
低所得 I	130 円		

- ※ 厚生労働大臣が定める医療の必要性が高い人、指定難病の人は異なる。
- 市民税非課税世帯、低所得 I・II の人が標準負担額の減額の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「標準負担額減額認定証」若しくはオンライン資格確認による区分の確認を受ける必要がある。

② 高額療養費

同じ月(1日~末日)の医療費の一部負担金(食事代、差額ベッド代等を除いた保険診療分)が高額になったとき、世帯の所得(所得区分)によって定められた「自己負担限度額」を超えた額が高額療養費として支給される。自己負担限度額や計算方法は年齢によって異なり、高額療養費が発生する場合は診療月から約3ヶ月後に通知される。

また、診療月を含む過去 12 ヶ月間に、世帯単位での支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降の自己負担限度額が適用される。

さらに、70歳以上一般被保険者における外来療養に係る前年8月1日から7月31日までの1年間の自己負担限度額が設けられ、平成29年8月より施行された。

ア. 自己負担限度額 (月額)

69歳以下の人の場合

	所得区分	3回目まで	4 回目以降
ア	基礎控除後の総所得金額等が 901 万円超	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円)×1%	140,100 円
1	基礎控除後の総所得金額等が 600 万円超〜901 万円以下	167,400円 + (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000 円
ウ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円超〜600 万円以下	80,100円 + (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400 円
エ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	市民税非課税世帯※	35,400 円	24,600 円

[※] 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

[○] 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関(外来と入院、医科と歯科は別扱い)でかかった一部負担金のうち、21,000 円以上のものが計算対象となる。計算対象となる一部負担金を 69 歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が自己負担限度額(月額)を 超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。

70歳以上74歳以下の人の場合

所得区分 (説明は②エ. 所得区分を参照)			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
理	Ш	課税所得 690 万円以上	252,600 円+(医療費の総額-842,000 円)×1% <4回目以降 140,100 円>	
現役並み所得者	II	課税所得 380 万円以上	167,400 円+(医療費の総額-558,000 円)×1% <4回目以降 93,000 円>	
課税所得 80,100円+ (医療費の約		総額−267,000円)×1% & 44,400円>		
_	般		18,000 円 57,600 円 <年間上限 144,000 円> < 4 回目以降 44,400 円	
低所	得Ⅱ		8,000 円 24,600 円	
低所:	得丨		8,000 円 15,000 円	

○ 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関(外来と入院、医科と歯科は別扱い)でかかった一部負担金が計算対象となる。外来の一部負担金を個人ごとに合算し、合算した額が70歳以上74歳以下の自己負担限度額(月額)である外来(個人単位)を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。また、入院等の対象となる一部負担金を70歳以上74歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が70歳以上74歳以下の自己負担限度額(月額)である外来+入院(世帯単位)を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。

イ.限度額適用認定証

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関(同じ医療機関でも外来と入院、医科と歯科は別扱い)での医療費が高額となる場合、事前に「限度額適用認定証」 (市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を取得し、医療機関に提示すると、窓口での一部負担金の支払いを自己負担限度額までに抑えることができる。なお、限度額適用認定証を使わずに自己負担限度額を超えて支払いをした場合や、複数の医療機関での合算により高額療養費が発生した場合は、診療月から約3ヶ月後に通知される。

ウ、厚生労働大臣の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」を病院等の窓口に提示すれば、一部負担金は1ヶ月1万円*までとなる。

※慢性腎不全で人工透析を要する 69 歳以下の所得区分「ア」「イ」の人は 2 万円までとなる

エ. 所得区分(70歳以上74歳以下の人)

現役並み所得者

同一世帯に市民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70歳以上74歳以下の国保被保険者がいる人。

ただし、課税所得 145 万円以上でも、70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者の収入合計が、二人以上で 520 万円未満、一人で 383 万円未満の場合は、申請により、「一般」の区分と同様となる。また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者となった高齢者国保単身世帯の場合、市民税課税所得が 145 万円以上かつ収入 383 万円以上で同一世帯の旧国保被保険者*も含めた収入合計が 520 万円未満の人は、申請により、「一般」の区分と同様となる。

誕生日が昭和 20 年 1 月 2 日以降の 70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の「総所得金額等」の合計額が 210 万円以下の場合は、「一般」の区分となる。

※旧国保被保険者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を指す

低所得 ||

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税(低所得 I 以外)の人。

低所得I

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を 差し引いたときに0円となる人(一部の控除計算が市民税とは異なる)。

一般

上記以外の人。

③ 高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国保被保険者全員の医療保険と介護保険の各負担が長期間にわたって重複している世帯で、高額療養費等の支給を受けても残る医療保険と介護保険の一年間(8月から翌年7月末)の合算自己負担額が下表の限度額を超えた額を支給する。

69歳以下の人の限度額

	所得区分	
ア	基礎控除後の総所得金額等が 901 万円超	212 万円
1	基礎控除後の総所得金額等が 600 万円超~901 万円以下	141 万円
ゥ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円超~600 万円以下	67 万円
ェ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円以下	60 万円
オ	市民税非課税世帯**	34 万円

[※] 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

70歳以上74歳以下の人の限度額

	限度額	
	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得者	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	I 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
— 般	56 万円	
低所得		31 万円
低所得	19 万円*	

※介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

④ 出産育児一時金 1件 408,000円

産科医療補償制度加入の産科医療機関で出産した場合は 12,000 円が加算 される。令和3年12月31日までの出産については1件404,000円が支給 され、産科医療補償制度加入の産科医療機関で出産した場合は16,000円が 加算される。

5 葬祭費 1件 50,000円

被保険者が亡くなったとき、申請により喪主に葬祭費が支給される。

6 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金が支給される。

※給付の対象となる期間は令和2年1月1日から令和4年3月31日まで(終期は規則において規定)

支給額

(直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額÷就労日数) ×2/3×支給対象となる日数 6. 国民健康保険料の概要

6. 国民健康保険料の概要

(1) 保険料の内容(令和3年度)

① 税料の別

保険料

② 賦課期日

4月1日(本算定 6月1日)

③ 賦課の方法

所得割、均等割の二方式

4 賦課額

ア. 医療分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額で、賦課限度額は63万円である。

イ. 後期高齢者支援金分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額で、賦課限度額は19万円である。

ウ、介護分

世帯内の 40 歳から 64 歳までの被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は 17 万円である。

⑤ 保険料率

ア、医療分

所得割額……基礎控除後の総所得額等の総額の 6.50/100 **被保険者均等割額……**被保険者 1 人につき 27,360 円

イ. 後期高齢者支援金分

所得割額……基礎控除後の総所得額等の総額の 2.63/100 **被保険者均等割額**……被保険者 1 人につき 8,590 円

ウ、介護分

所得割額……基礎控除後の総所得額等の総額の 1.20/100 **被保険者均等割額……**被保険者 1 人につき 9,610 円

6 納付回数

10回(特別徴収の世帯主については年金支給時、年6回)

7 納期限

第1 (6月) 期 6月30日まで 第6 (11月)期 11月30日まで 第2 (7月) 期 8月2日まで 第7 (12月)期 12月27日まで 第3 (8月) 期 8月31日まで 第8 (1月) 期 1月31日まで 第4 (9月) 期 9月30日まで 第9 (2月) 期 2月28日まで 第5 (10月)期 11月1日まで 第10(3月) 期 3月31日まで

※特別徴収の世帯主については年金支給時(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年6回)

※特別徴収は、65 歳から 74 歳までの被保険者のみで構成されている世帯で、年金年額 18 万円以上の方であり、かつ国保保険料と介護保険料の合算額が、年金額の 2 分の 1 を超えない方が対象。

8 月割賦課

ア、医療分・後期高齢者支援金分

賦課期日(4月1日)以後に納付義務が発生した人には、その発生した月から、また、納付義務が消滅した人には、消滅した月の前月まで月割賦課を行う。

イ. 介護分

令和3年4月以降に40歳になる人(第2号被保険者)は、誕生日の前日の属する月(1日が誕生日の場合はその前月)から、月割賦課を行う。年度途中に65歳に到達する人は、誕生日の前日の属する月の前月までの分を条例で定めた納期に分けて月割賦課を行う。

9 保険料の減額

ア. 低所得者に対する減額

- a. 前年の所得金額が43万円+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人×10万円)以下の世帯について応益部分(均等割)の70/100を減額。
- b. 前年の所得金額が43万円+(285,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人×10万円)以下の世帯について応益部分の50/100を減額。
- c. 前年の所得金額が43万円+(520,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人×10万円)以下の世帯について応益部分の20/100を減額。

イ. 非自発的失業者に対する減額

会社の倒産や会社都合により退職するなど非自発的理由で失業した場合、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30%として計算し、保険料を減額。

⑩ 徴収方法

- ・金融機関口座からの自動振替による納付
- ・納付書による自主納付
- ・年金からの天引 (特別徴収)

7. 特定健康診查·特定保健指導

7. 特定健康診査・特定保健指導

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加している。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者に義務づけられた。

本市においては平成20年3月に第1期、平成25年3月に第2期、平成30年3 月に第3期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査 受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施する。

データ編

8. 加入世帯・被保険者の状況

(1) 年度別加入世帯数の状況

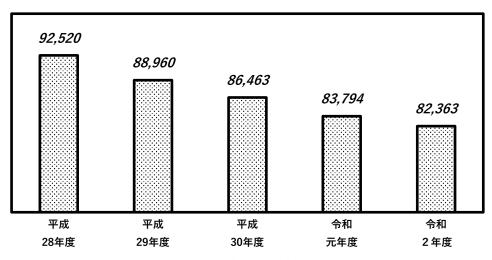
(単位:世帯)

			年度	[平均(3月	末~翌年2	2月末)		
年度	総	数	退職世					
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)
平成 28年度	92,520	▲ 2.33	91,511	▲ 1.91	677	▲ 32.50	1,009	▲ 29.78
平成 29年度	88,960	▲ 3.85	88,398	▲ 3.40	351	▲ 48.15	562	4 4.30
平成 30年度	86,463	▲ 2.81	86,239	▲ 2.44	136	▲ 61.25	224	▲ 60.14
令和 元年度	83,794	▲ 3.09	83,752	▲ 2.88	24	▲ 82.35	42	▲ 81.25
令和 2 年度	82,363	▲ 1.71	82,363	▲ 1.66	0	▲ 100.00	0	▲ 100.00

		年度末												
年度	総	数	一般t	#帯			退職世	帯	市全体	国保				
			73.	- 12	(うち混	合世帯)	(単独世帯	寺のみ)	世帯数	加入率 (%)				
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		(13)				
平成 28年度	89,961	▲ 3.48	89,220	89,220 🛦 2.98		▲ 46.48	741	▲ 40.67	294,167	30.6				
平成 29年度	87,014	▲ 3.28	86,642	▲ 2.89	215	▲ 52.85	372	▲ 49.80	298,809	29.1				
平成 30年度	84,351	▲ 3.06	84,276	▲ 2.73	53	▲ 75.35	75	▲ 79.84	302,874	27.9				
令和 元年度	82,304	▲ 2.43	82,299	▲ 2.35	1	▲ 98.11	5	▲ 93.33	307,169	26.8				
令和 2 年度	81,685	▲ 0.75	81,685	▲ 0.75	0	▲ 100.00	0	▲ 100.00	311,102	26.3				

[※] 市全体世帯数は、年度末現在における住民基本台帳記載世帯数

年度平均は3月末~翌年2月末の平均値



加入世帯数(年度平均)の推移

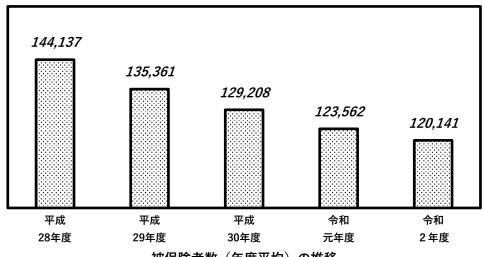
(2) 年度別被保険者数の状況

(単位:人)

	年度平均											
	国保被保険者	皆数		(再掲)								
年度	総数 一般被保険者		退職被	退職被保険者等 介護2号(再掲)			未就 学児	前期高齢者	70歳以上 一般	70歳以上 現役並み		
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)				所得者
平成 28年度	144,137	▲ 4.39	142,151	▲ 3.87	1,986	▲ 31.11	45,097	▲ 6.04	3,769	59,155	26,188	2,748
平成 29年度	135,361	▲ 6.09	134,296	▲ 5.53	1,065	▲ 46.37	41,481	▲ 8.02	3,411	56,825	26,190	2,799
平成 30年度	129,208	▲ 4.55	128,797	▲ 4.09	411	▲ 61.41	39,567	▲ 4.61	3,105	54,414	26,558	2,874
令和 元年度	123,562	▲ 4.37	123,494	▲ 4.12	68	▲ 83.45	38,269	▲ 3.28	2,872	51,865	26,734	2,911
令和 2 年度	120,141	▲ 2.77	120,140	▲ 2.72	1	▲ 98.53	37,772	▲ 1.30	2,725	50,494	27,433	3,031

	年度末現在													
	国保被保険者	国保被保険者数												
年度	645	市全体	加入率											
	総	釵	一般被值	呆険者	退職被	保険者等	介護2号	(再掲)	人口	(%)				
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)						
平成 28年度	138,366	▲ 5.76	136,960	▲ 5.11	1,406	▲ 43.42	42,559	▲ 7.90	632,341	22				
平成 29年度	131,098	▲ 5.25	130,409	▲ 4.78	689	▲ 51.00	39,969	▲ 6.09	636,539	21				
平成 30年度	125,184	4 .51	125,049	▲ 4.11	135	▲ 80.41	38,449	▲ 3.80	640,012	20				
令和 元年度	120,568	▲ 3.69	120,562	▲ 3.59	6	▲ 95.56	37,465	▲ 2.56	643,971	19				
令和 2 年度	118,409	▲ 1.79	118,409	▲ 1.79	0	▲ 100.00	37,305	▲ 0.43	645,450	18				

※ 年度現在人口は住民基本台帳記載人口、()内の数値は介護保険第2号被保険者の再掲年度平均は3月末~翌年2月末の平均値(項目ごとに平均値を計算しているため、必ずしも総数と一致しない)構成比は小数点第2位以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない



(3) 年度別被保険者異動状況

※異動数は4月~3月の平均値

資格取得

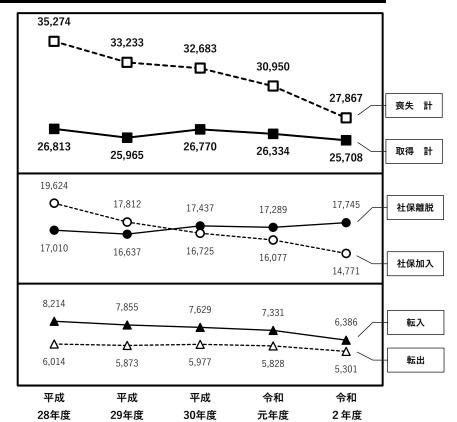
(単位:人)

年度	転入	社保 離脱	生保廃止	出生	後期 高齢者 離脱	その他	計
平成 28年度	8,214	17,010	347	584	0	658	26,813
平成 29年度	7,855	16,637	312	440	0	721	25,965
平成 30年度	7,629	17,437	298	431	1	974	26,770
令和 元年度	7,331	17,289	307	402	0	1,005	26,334
令和 2 年度	6,386	17,745	272	342	1	962	25,708

資格喪失

(単位:人)

年度	転出	社保 加入	生保開始	死亡	後期 高齢者 加入	その他	計
平成 28年度	6,014	19,624	719	920	6,675	1,322	35,274
平成 29年度	5,873	17,812	604	882	6,536	1,526	33,233
平成 30年度	5,977	16,725	623	830	6,696	1,832	32,683
令和 元年度	5,828	16,077	664	775	5,681	1,925	30,950
令和 2 年度	5,301	14,771	566	830	4,435	1,964	27,867

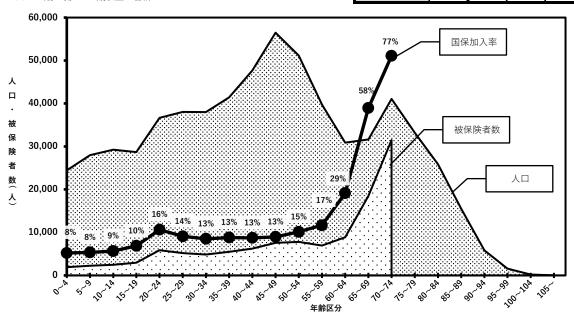


資格取得及び資格喪失の推移 (年度平均)

(4) 年齢別人口と被保険者数

令和2年度末現在 (単位:人) (単位:%)

										(1 1—	· /\/		(市瓜	. 70)
歳	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	小 計	構成 比	前年 比	加入 率
八口	4,407	4,779	4,988	5,023	5,234	5,487	5,492	5,544	5,658	5,808	52,420	8.12	▲ 2.61	7.95
国保	307	389	393	407	418	426	452	435	466	472	4,165	3.52	▲ 8.00	1.95
人口	5,844	5,844	5,925	5,854	5,785	5,552	5,647	5,600	5,884	5,995	57,930	8.97	▲ 0.12	9.40
国保	503	507	511	499	470	525	508	559	619	747	5,448	4.60	▲ 6.15	9.40
ᄱ	6,748	6,842	7,510	7,763	7,817	7,527	7,958	7,588	7,579	7,373	74,705	11.57	1.64	14.77
国保	1,034	1,174	1,233	1,218	1,191	1,111	1,039	1,088	998	949	11,035	9.32	▲ 1.92	14.77
人口	7,387	7,441	7,667	7,758	7,770	7,780	8,188	8,415	8,617	8,427	79,450	12.31	▲ 1.44	13.01
国保	900	970	934	1,050	1,004	998	1,036	1,171	1,131	1,142	10,336	8.73	4 .48	15.01
人口	8,670	9,286	9,620	9,996	10,123	10,573	11,135	11,738	11,595	11,433	104,169	16.14	▲ 2.61	13.29
国保	1,135	1,220	1,243	1,319	1,338	1,375	1,489	1,615	1,554	1,556	13,844	11.69	▲ 3.53	15.29
人口	11,353	10,790	10,485	10,077	8,455	8,673	8,838	7,842	7,448	6,969	90,930	14.09	5.07	16.21
国保	1,667	1,578	1,596	1,526	1,418	1,372	1,487	1,374	1,368	1,353	14,739	12.45	4.78	10.21
人口	6,629	6,331	6,275	5,796	5,868	5,919	5,964	6,157	6,709	6,896	62,544	9.69	▲ 2.18	43.75
国保	1,407	1,511	1,804	1,908	2,242	2,724	3,085	3,603	4,374	4,703	27,361	23.11	▲ 6.66	43.75
人口	7,499	8,531	8,525	9,127	7,395	5,246	6,462	7,419	7,032	7,049	74,285	11.51	▲ 0.16	42.38
国保	5,338	6,266	6,600	7,243	6,034	-	-	-	-	_	31,481	26.58	3.44	42.30
九口	6,172	5,302	4,817	5,036	4,532	4,178	3,512	2,898	2,784	2,129	41,360	6.41	5.89	
国保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	0	-	-	
ᄱ	1,713	1,413	1,150	878	680	571	429	298	179	110	7,421	1.15	7.09	_
国保	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	0	-	-	_
人口	99	58	42	17	4	16	-	-	-	_	236	0.04	13.46	
国保	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	0	_	-	_
				び65歳以.	上で一定の	の障害がる	あると認知	定を受け	総ノ	П	645,450	_	0.23	10.25
									国保加力	人者総数	118,409	-	▲ 1.79	18.35
	A B A B A B A B A B A B A B A B A B A B	への	No	1 2 4,407 4,779 4,988 393	No	A	人口 4,407 4,779 4,988 5,023 5,234 5,487 国保 307 389 393 407 418 426 人口 5,844 5,844 5,925 5,854 5,785 5,552 国保 503 507 511 499 470 525 人口 6,748 6,842 7,510 7,763 7,817 7,527 国保 1,034 1,174 1,233 1,218 1,191 1,111 人口 7,387 7,441 7,667 7,758 7,770 7,780 国保 900 970 934 1,050 1,004 998 人口 8,670 9,286 9,620 9,996 10,123 10,573 国保 1,135 1,220 1,243 1,319 1,338 1,375 人口 11,353 10,790 10,485 10,077 8,455 8,673 国保 1,667 1,578 1,596 1,526 1,418 1,372 人口 6,629 6,331 6,275 5,796 5,868 5,919 国保 1,407 1,511 1,804 1,908 2,242 2,724 人口 7,499 8,531 8,525 9,127 7,395 5,246 国保 5,338 6,266 6,600 7,243 6,034 −	A	A	A□ 4,407 4,779 4,988 5,023 5,234 5,487 5,492 5,544 5,658 ■保 307 389 393 407 418 426 452 435 466 A□ 5,844 5,844 5,925 5,854 5,785 5,552 5,647 5,600 5,884 ■保 503 507 511 499 470 525 508 559 619 A□ 6,748 6,842 7,510 7,763 7,817 7,527 7,958 7,588 7,579 ■保 1,034 1,174 1,233 1,218 1,191 1,111 1,039 1,088 998 A□ 7,387 7,441 7,667 7,758 7,770 7,780 8,188 8,415 8,617 ■保 900 970 934 1,050 1,004 998 1,036 1,171 1,131 A□ 8,670 9,286 9,620 9,996 10,123 10,573 11,135 11,738 11,595 ■保 1,135 1,220 1,243 1,319 1,338 1,375 1,489 1,615 1,554 A□ 11,353 10,790 10,485 10,077 8,455 8,673 8,838 7,842 7,448 ■保 1,667 1,578 1,596 1,526 1,418 1,372 1,487 1,374 1,368 A□ 6,629 6,331 6,275 5,796 5,868 5,919 5,964 6,157 6,709 ■R 1,407 1,511 1,804 1,908 2,242 2,724 3,085 3,603 4,374 A□ 7,499 8,531 8,525 9,127 7,395 5,246 6,462 7,419 7,032 ■R 5,338 6,266 6,600 7,243 6,034 -	AD	AC	AC	Au



年齢区分別人口及び国保被保険者数(令和2年度末現在)

9. 保険給付の状況

(1)療養諸費の状況

	区分		療	養 の	給 付			療養	費
年度		件数	費用額	保険者 負担分	一部 負担金	他法 負担分	件数	費用額	保険者 負担分
平成	合計	2,237,698	46,006,431,632	33,638,392,697	10,742,233,839	1,625,805,096	71,519	718,996,762	526,962,295
28 年度	般	2,201,917	45,178,080,483	33,059,596,440	10,514,095,877	1,604,388,166	70,220	705,141,104	517,263,507
十反	退 職	35,781	828,351,149	578,796,257	228,137,962	21,416,930	1,299	13,855,658	9,698,788
平成	合計	2,108,023	44,144,273,214	32,322,549,334	10,410,209,932	1,411,513,948	63,275	640,219,051	471,999,905
29 年度	般	2,088,546	43,696,637,679	32,009,922,442	10,286,625,993	1,400,089,244	62,563	631,252,577	465,723,474
7/2	退職	19,477	447,635,535	312,626,892	123,583,939	11,424,704	712	8,966,474	6,276,431
平成	合計	2,016,858	41,844,326,303	30,648,734,250	10,015,843,726	1,179,748,327	57,066	542,133,047	397,462,208
30 年度	般	2,008,938	41,703,781,091	30,550,676,319	9,977,481,460	1,175,623,312	56,819	539,245,817	395,443,285
7/2	退職	7,920	140,545,212	98,057,931	38,362,266	4,125,015	247	2,887,230	2,018,923
令和	合計	1,938,382	40,890,028,762	29,989,664,492	9,843,892,793	1,056,471,477	52,983	490,497,330	359,884,789
元年度	般	1,937,096	40,873,152,002	29,977,852,793	9,839,192,846	1,056,106,363	52,916	489,984,102	359,525,537
7.5	退職	1,286	16,876,760	11,811,699	4,699,947	365,114	67	513,228	359,252
令和	合計	1,681,464	38,206,054,083	28,098,298,099	9,081,740,422	1,026,015,562	41,841	418,803,713	305,995,533
2 年度	— 般	1,681,463	38,205,765,863	28,098,096,345	9,081,652,096	1,026,017,422	41,838	418,787,215	305,983,985
	退職	1	288,220 蒸 美 妍 • 生 汗 泰 姜	201,754	88,326	▲ 1,860	3	16,498	11,548

[※]療養の給付には食事療養差額・生活療養差額を含む。療養費には移送費を含む。

(2) 療養諸費費用額1世帯当たりの状況

(単位:円)

区分			1世	世帯当たり費用額		
年度	全体	前年比(%)	一般	前年比(%)	退職	前年比(%)
平成 28年度	505,031	▲ 2.48	501,396	▲ 2.04	834,695	▲ 8.36
平成 29年度	503,423	▲ 0.32	501,458	0.01	812,459	▲ 2.66
平成 30年度	490,227	▲ 2.62	489,837	▲ 2.32	640,323	▲ 21.19
令和 元年度	493,836	0.74	493,876	0.82	414,047	▲ 35.34
令和 2 年度	468,959	▲ 5.04	468,955	▲ 5.05	-	_

(単位:円)

区分		計		合		費	療養
年度	他法 負担分	一部 負担金	保険者 負担分	費用額	件数	他法 負担分	一部 負担金
計	1,641,317,084	10,918,756,318	34,165,354,992	46,725,428,394	2,309,217	15,511,988	176,522,479
_	1,619,900,154	10,686,461,486	33,576,859,947	45,883,221,587	2,272,137	15,511,988	172,365,609
退	21,416,930	232,294,832	588,495,045	842,206,807	37,080	0	4,156,870
合 計 平成	1,420,756,908	10,569,186,118	32,794,549,239	44,784,492,265	2,171,298	9,242,960	158,976,186
_	1,409,332,204	10,442,912,136	32,475,645,916	44,327,890,256	2,151,109	9,242,960	156,286,143
退	11,424,704	126,273,982	318,903,323	456,602,009	20,189	0	2,690,043
3 計 平成	1,183,274,708	10,156,988,184	31,046,196,458	42,386,459,350	2,073,924	3,526,381	141,144,458
_	1,179,149,693	10,117,757,611	30,946,119,604	42,243,026,908	2,065,757	3,526,381	140,276,151
退	4,125,015	39,230,573	100,076,854	143,432,442	8,167	0	868,307
合 計 + 令和	1,056,672,829	9,974,303,982	30,349,549,281	41,380,526,092	1,991,365	201,352	130,411,189
_	1,056,307,715	9,969,450,059	30,337,378,330	41,363,136,104	1,990,012	201,352	130,257,213
退	365,114	4,853,923	12,170,951	17,389,988	1,353	0	153,976
合 L 計 + 令和	1,026,027,271	9,194,536,893	28,404,293,632	38,624,857,796	1,723,305	11,709	112,796,471
_	1,026,029,131	9,194,443,617	28,404,080,330	38,624,553,078	1,723,301	11,709	112,791,521
退	▲ 1,860	93,276	213,302	304,718	4	0	4,950

(3)療養諸費費用額1人当たりの状況

(単位:円)

区分			1人	当たり費用額		
年度	全体 前年比(%)		一般	前年比(%)	退職	前年比(%)
平成 28年度	324,174	▲ 0.38	322,778	▲ 0.03	424,072	▲ 6.59
平成 29年度	330,852	2.06	330,076	2.26	428,734	1.10
平成 30年度	328,048	▲ 0.85	327,981	▲ 0.63	348,984	▲ 18.60
令和 元年度	334,897	2.09	334,940	2.12	255,735	▲ 26.72
令和 2 年度	321,496	4 .00	321,496	▲ 4.01	304,718	19.15

(4) 療養の給付(診療費) 内訳

	区分			入院				;	人院外		
年度		件数 (件)	費用額(円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	件数(件)	費用額(円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)
	合計	28,354	15,981,778,823	563,652	110,879	19.672	1,131,143	16,266,239,107	14,380	112,853	784.769
平成 28 年度	般	27,915	15,705,923,400	562,634	110,488	19.638	1,112,967	15,949,785,638	14,331	112,203	782.947
	退職	439	275,855,423	628,372	138,900	22.105	18,176	316,453,469	17,411	159,342	915.206
	合計	26,946	15,515,696,467	575,807	114,625	19.907	1,059,921	15,551,343,963	14,672	114,888	783.033
平成 29 年度	— 般	26,699	15,371,880,276	575,747	114,463	19.881	1,050,041	15,371,164,021	14,639	114,457	781.886
	退職	247	143,816,191	582,252	135,039	23.192	9,880	180,179,942	18,237	169,183	927.700
	合計	25,698	14,679,841,986	571,245	113,614	19.889	1,009,930	14,971,342,583	14,824	115,870	781.631
平成 30 年度	— 般	25,635	14,644,966,036	571,288	113,706	19.903	1,005,933	14,912,533,243	14,825	115,783	781.022
	退職	63	34,875,950	553,587	84,856	15.328	3,997	58,809,340	14,713	143,088	972.506
	合計	24,578	14,544,711,429	591,778	117,712	19.891	965,838	14,416,650,657	14,927	116,675	781.663
令和 元 年度	— 般	24,572	14,543,139,109	591,858	117,764	19.897	965,197	14,410,436,707	14,930	116,689	781.574
	退職	6	1,572,320	262,053	23,122	8.824	641	6,213,950	9,694	91,382	942.647
	合計	22,816	13,877,447,221	608,233	115,510	18.991	832,501	13,135,504,980	15,778	109,334	692.937
令和 2 年度	般	22,816	13,877,529,891	608,237	115,511	18.991	832,501	13,135,497,040	15,778	109,335	692.942
	退職	0	▲ 82,670	_	▲ 82,670	0.000	0	7,940	-	7,940	0.000

※受診率は、件数を年間平均被保険者数で除したもの

区分 /	Σ			合 計					歯科		
年月		受診率 (%)	1人当たり 費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	費用額(円)	件数 (件)	受診率 (%)	1人当たり 費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	費用額(円)	件数(件)
合計	a e	1,011.349	249,139	24,634	35,910,137,119	1,457,728	206.908	25,407	12,279	3,662,119,189	298,231
一 平成 28 年度	9	1,009.019	248,038	24,582	35,258,915,803	1,434,331	206.435	25,348	12,279	3,603,206,765	293,449
退職	7	1,178.097	327,906	27,834	651,221,316	23,397	240.785	29,664	12,320	58,912,424	4,782
合計	×	1,011.438	254,950	25,207	34,510,284,650	1,369,093	208.499	25,437	12,200	3,443,244,220	282,226
一 平成 29 般 年度	1	1,009.901	254,320	25,183	34,154,177,387	1,356,256	208.134	25,400	12,204	3,411,133,090	279,516
退職	2	1,205.352	334,373	27,741	356,107,263	12,837	254.460	30,151	11,849	32,111,130	2,710
合計	5	1,011.305	255,186	25,233	32,972,122,780	1,306,687	209.785	25,702	12,252	3,320,938,211	271,059
一 平成 30 般	1	1,010.551	255,170	25,251	32,865,111,030	1,301,559	209.625	25,681	12,251	3,307,611,751	269,991
退職	9	1,247.689	260,369	20,868	107,011,750	5,128	259.854	32,424	12,478	13,326,460	1,068
合計	×	1,016.058	260,495	25,638	32,187,268,576	1,255,462	214.504	26,108	12,171	3,225,906,490	265,046
一 令和 元 般 年度	2	1,015.972	260,562	25,647	32,177,827,126	1,254,664	214.500	26,109	12,172	3,224,251,310	264,895
退職	9	1,173.529	138,845	11,831	9,441,450	798	222.059	24,341	10,961	1,655,180	151
合計	6	897.376	248,951	27,742	29,909,281,311	1,078,117	185.449	24,108	13,000	2,896,329,110	222,800
一 令和 2 般 年度	4	897.384	248,954	27,742	29,909,356,041	1,078,117	185.450	24,108	13,000	2,896,329,110	222,800
退職	()	0.000	▲ 74,730	-	▲ 74,730	0	0.000	0	-	0	0

(5) 高額療養費の状況

区分		一般被保険者分			退職被保険者分		合計			
年度	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	
平成 28年度	91,353	4,498,752,422	49,246	1,097	103,990,982	94,796	92,450	4,602,743,404	49,786	
平成 29年度	93,029	4,425,076,905	47,567	624	60,206,716	96,485	93,653	4,485,283,621	47,893	
平成 30年度	90,109	4,264,914,675	47,331	177	15,979,880	90,282	90,286	4,280,894,555	47,415	
令和 元年度	89,049	4,220,296,917	47,393	19	1,242,898	65,416	89,068	4,221,539,815	47,397	
令和 2 年度	83,004	4,106,483,023	49,473	2	157,401	78,701	83,006	4,106,640,424	49,474	

⁽注)事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

(6) 高額介護合算療養費の状況

区分		一般被保険者分			退職被保険者分		合計			
年度	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	
平成 28年度	171	4,233,679	24,758	4	44,397	11,099	175	4,278,076	24,446	
平成 29年度	206	4,824,886	23,422	3	191,092	63,697	209	5,015,978	24,000	
平成 30年度	229	5,418,860	23,663	7	85,332	12,190	236	5,504,192	23,323	
令和 元年度	206	5,873,363	28,511	0	0	_	206	5,873,363	28,511	
令和 2 年度	239	6,251,546	26,157	1	2,742	2,742	240	6,254,288	26,060	

⁽注) 事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

(7) 任意給付の状況

区分	出産育児一時金		葬祭費		傷病手	当金	合計		
年度	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	
平成 28年度	570	238,538,000	823	41,125,000		-	1,393	279,663,000	
平成 29年度	485	202,580,000	786	39,300,000		_	1,271	241,880,000	
平成 30年度	445	186,148,000	760	38,000,000	I	-	1,205	224,148,000	
令和 元年度	399	166,844,000	710	35,500,000	I	-	1,109	202,344,000	
令和 2 年度	363	151,708,000	736	36,800,000	11	760,425	1,110	189,268,425	

⁽注)事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

10. 保健事業の状況

(1) 特定健康診査等の状況

年度		特定健	康診査		特定保健指導				
	対象者数	受診者数	受診率	目標値	対象者数	実施者数	実施率	目標値	
平成28年度	92,481人	44,821人	48.50%	57%	4,692人	1,269人	27.00%	50%	
平成29 年度	87,604人	42,317人	48.30%	60%	4,527人	1,249人	27.60%	60%	
平成30 年度	83,758人	39,443人	47.10%	50%	4,337人	1,334人	30.80%	35%	
令和元 年度	80,672人	38,700人	48.00%	52%	4,240人	1,415人	33.40%	40%	
令和 2 年度	79,571人	33,287人	41.80%	54%	3,650人	732人	20.10%	45%	

[※]目標値は船橋市国民健康保険「特定健康診査等実施計画」より

(2) 医療費通知の状況

年度	対象内容(回数)	対 象 月 (診療分)	通知年月	通知件数(世帯)
		平成27年10月~12月	平成28年 5月	76,027
平成	ᄼᄑᄡᄴᄥ	平成28年 1月~3月	平成28年 8月	75,387
28	全受診世帯 (4回)	同年4月~6月	平成28年11月	73,466
年度	(· III)	同年7月~9月	平成29年 2月	72,493
				合計 297,373
		平成28年10月~12月	平成29年 5月	71,706
平成	ᄼᄑᄡᄴᄥ	平成29年 1月~3月	平成29年 8月	70,119
29	全受診世帯 (4回)	同年4月~6月	平成29年11月	69,701
年度	(· III)	同年7月~9月	平成30年 2月	68,777
				合計 280,303
		平成29年10月~12月	平成30年 5月	68,320
平成	人巫訃₩₩	平成30年 1月~3月	平成30年 8月	67,941
30	全受診世帯 (4回)	同年4月~6月	平成30年11月	66,895
年度	(· III)	同年7月~9月	平成31年 2月	65,911
				合計 269,067
		平成30年10月~12月	令和元年 6月	65,748
令和	△☲≫₩₩	平成31年 1月~3月	令和元年 8月	65,292
元	全受診世帯 (4回)	同年4月~6月	令和元年11月	64,570
年度	(· [/	同年7月~10月	令和2年1月	68,338
				合計 263,948
		令和元年11月~12月	令和2年 5月	59,392
令和 2	全受診世帯	令和2年1月~6月	令和2年11月	73,313
年度	(3回)	令和2年7月~10月	令和3年1月	65,216
				合計 197,921

(3)後発医薬品利用差額通知 (ジェネリック差額通知) の状況

年度	対象内容(回数)	対象月 (調剤分)	通知年月	通知件数(個人)
	差額200円以上	平成28年3月	平成28年 9月	9,346
平成	及び投薬期間			
28	14日以上の	平成28年9月	平成29年 3月	7,097
年度	被保険者			
	(2回)			合計 16,443
	差額200円以上	平成29年3月	平成29年 9月	7,389
平成	及び投薬期間			
29	14日以上の	平成29年9月	平成30年 3月	9,508
年度	被保険者			
	(2回)			合計 16,897
	差額200円以上	平成30年5月	平成30年 9月	6,823
平成	及び投薬期間			
30	14日以上の	平成30年11月	平成31年 3月	6,340
年度	被保険者			
	(2回)			合計 13,163
	差額200円以上	令和元年5月	令和元年 9月	5,620
令和	及び投薬期間			
元	14日以上の	令和元年11月	令和2年 3月	5,086
年度	被保険者			
	(2回)			合計 10,706
	W +T 0 0 0 T 1	令和2年5月	令和2年 9月	3,897
令和 2	差額200円以上 及び投薬期間14日以上			
年度	の被保険者(2回)	令和2年11月	令和3年 3月	4,516
	·			合計 8,413

[※] 薬によっては差額対象外となる場合がある。

11. 国民健康保険料の状況

(1) 保険料率等の状況

	区分	応 能	분 割	応 益	金 割	賦課基準額	779 rtc 455
		所得割	賦課割合	均等割	賦課割合	(基準日6月1日)	限度額
年		(%)	(%)	(円)	(%)	(円)	(円)
平成	医療給付費分 	6.50	74.22	16,090	25.78	169,478,302,708	470,000
20 年度	後期高齢者支援金分 	2.63	74.11	5,860	25.89		120,000
	介護納付金分	1.20	52.68	9,610	47.32	63,651,637,250	90,000
平成	医療給付費分	6.50	73.95	16,090	26.05	130,482,438,573	470,000
21	後期高齢者支援金分	2.63	74.14	5,860	25.86	130,402,430,373	120,000
年度	介護納付金分	1.20	52.62	9,610	47.38	59,890,427,463	100,000
平成	医療給付費分	6.50	63.48	24,360	36.52	117,682,433,002	500,000
22 年度	後期高齢者支援金分	2.63	69.12	7,090	30.88	117,002,433,002	130,000
+皮	介護納付金分	1.20	50.39	9,610	49.61	52,625,600,444	100,000
平成	医療給付費分	6.50	63.22	24,360	36.78	115,234,297,551	510,000
23	後期高齢者支援金分	2.63	69.17	7,090	30.83	113,234,237,331	140,000
年度	介護納付金分	1.20	50.81	9,610	49.19	53,095,867,026	120,000
平成	医療給付費分	6.50	63.00	24,360	37.00	117,934,811,170	510,000
24 年度	後期高齢者支援金分	2.63	68.99	7,090	31.01	117,337,011,170	140,000
十反	介護納付金分	1.20	50.15	9,610	49.85	53,991,930,045	120,000
平成	医療給付費分	6.50	63.34	24,360	36.66	118,951,982,485	510,000
25 年度	後期高齢者支援金分	2.63	69.30	7,090	30.70	110,331,302,103	140,000
十反	介護納付金分	1.20	50.96	9,610	49.04	53,234,084,003	120,000
平成	医療給付費分	6.50	63.74	24,360	36.26	120,770,764,446	510,000
26	後期高齢者支援金分	2.63	70.17	7,090	29.83	120,770,704,440	160,000
年度	介護納付金分	1.20	52.16	9,610	47.84	52,482,864,510	140,000
平成	医療給付費分	6.50	63.45	24,360	36.55	117,325,169,938	520,000
27	後期高齢者支援金分	2.63	70.10	7,090	29.90	117,323,109,938	170,000
年度	介護納付金分	1.20	52.46	9,610	47.54	49,549,707,504	160,000

	区分	応 前	影	応 益	善 割	賦課基準額	限度額
		所得割	賦課割合	均等割	賦課割合	(基準日6月1日)	
年	度	(%)	(%)	(円)	(%)	(円)	(円)
平成	医療給付費分	6.50	63.82	24,360	36.18	114,070,951,583	540,000
28 年度	後期高齢者支援金分	2.63	70.70	7,090	29.30	11 1,01 0,001,000	190,000
十皮	介護納付金分	1.20	52.61	9,610	47.39	46,703,590,035	160,000
平成	医療給付費分	6.50	63.66	24,360	36.34	107,087,160,921	540,000
29	後期高齢者支援金分	2.63	70.56	7,090	29.44	107,007,100,321	190,000
年度	介護納付金分	1.20	52.23	9,610	47.77	42,704,738,523	160,000
平成	医療給付費分	6.50	64.01	24,360	35.99	102,796,870,273	580,000
30	後期高齢者支援金分	2.63	66.45	8,590	33.55	102,730,670,273	190,000
年度	介護納付金分	1.20	52.30	9,610	47.70	40,762,246,020	160,000
令和	医療給付費分	6.50	64.12	24,360	35.88	99,173,841,149	610,000
元	後期高齢者支援金分	2.63	66.42	8,590	33.58	99,173,841,149	190,000
年度	介護納付金分	1.20	52.01	9,610	47.99	38,334,683,000	160,000
令和	医療給付費分	6.50	61.70	27,360	38.30	94,311,679,797	630,000
2	後期高齢者支援金分	2.63	66.66	8,590	33.34	94,311,079,797	190,000
年度	介護納付金分	1.20	52.19	9,610	47.81	36,556,978,822	170,000
令和	医療給付費分	6.50	60.25	27,360	39.75	02 250 540 420	630,000
3	後期高齢者支援金分	2.63	65.14	8,590	34.86	92,359,549,430	190,000
年度	介護納付金分	1.20	50.84	9,610	49.16	36,826,173,329	170,000

※ 1. 賦課割合は、事業年報B表の数値(令和3年度の各賦課割合は本算定時の数値)

・応能割: (所得割-限度額を超える額) / (保険料算定額-限度額を超える額) %

・応益割: 均等割 / (保険料算定額-限度額を超える額) %

2. 賦課割合:医療給付費分及び後期高齢者支援金分は、決算時の一般被保険者分のみの数値

介護納付金分は、第2号被保険者全体の数値

3. 賦課基準額:医療給付費分及び後期高齢者支援金分は、一般被保険者分のみの数値

介護納付金分は、第2号被保険者全体の数値

(2) 保険料収納区分の状況

(ア) 年度別保険料収納区分(世帯数)の状況

区分	口座振替		自主納付		特別徴収		合 計
年度	口注派目	構成比	日工約17	構成比	117771111111111111111111111111111111111	構成比	
平成28年度	27,452	30.52%	46,063	51.20%	16,446	18.28%	89,961
平成29年度	27,313	31.39%	43,151	49.59%	16,550	19.02%	87,014
平成30年度	25,729	30.50%	42,318	50.17%	16,304	19.33%	84,351
令和元年度	24,287	29.51%	41,921	50.93%	16,096	19.56%	82,304
令和2年度	23,215	28.42%	42,537	52.07%	15,933	19.51%	81,685

(イ) 年度別保険料収納区分(収納金額)の状況

(単位:千円)

(単位:世帯)

区分	口座振替 構成比		自主納付	白主納付		特別徴収		
年度			構成比		אראקניינין	構成比	合 計	
平成28年度	5,034,664	43.22%	5,175,358	44.43%	1,438,974	12.35%	11,648,996	
平成29年度	4,501,604	41.71%	4,870,237	45.12%	1,421,404	13.17%	10,793,245	
平成30年度	4,293,378	40.78%	4,860,009	46.17%	1,374,096	13.05%	10,527,483	
令和元年度	4,002,585	39.64%	4,757,986	47.12%	1,336,420	13.24%	10,096,991	
令和2年度	3,911,497	38.57%	4,883,463	48.14%	1,347,482	13.29%	10,142,442	

[※] 収納金額は現年賦課分のみ。

(3) 保険料及び国民健康保険事業費納付金の状況 (1人当たりの額)

 (ア) 医療分の状況
 (単位:円)

区分	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦詞	果基準額	1人当たり納	納付金(医療分) に対する	
年度	(医療分)	前年比(%)	(医療分)	前年比(%)	(医療分)	前年比(%)	保険料の割合
平成28年度	61,321	0.34	622,143	1.44	1	-	-
平成29年度	60,688	▲ 1.03	611,254	▲ 1.75	_	_	_
平成30年度	61,428	1.22	623,200	1.95	79,321	-	77.44%
令和元年度	61,872	0.72	626,563	0.54	82,015	3.40	75.44%
令和2年度	64,251	3.85	631,073	0.72	82,831	0.99	77.57%

⁽注)保険料は現年賦課分(医療分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち一般被保険者分(医療分)のデータより算出。

(イ)後期高齢者支援金分の状況

(単位:円)

区分	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦認	1人当たり賦課基準額		1人当たり納付金額		
年度	(支援分)	前年比(%)	(支援分)	前年比(%)	(支援分)	前年比(%)	に対する 保険料の割合	
平成28年度	22,423	1.41	611,986	2.77	ı	_	-	
平成29年度	22,206	▲ 0.97	601,514	▲ 1.71	_	_	_	
平成30年度	23,395	5.35	604,754	0.54	28,186	_	83.00%	
令和元年度	23,474	0.34	604,401	▲ 0.06	29,669	5.26	79.12%	
令和2年度	23,525	0.22	607,737	0.55	30,175	1.71	77.96%	

⁽注) 保険料は現年賦課分(後期高齢者支援金分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち一般被保険者分(支援分)のデータより算出。

(ウ) 介護分の状況

(単位:円)

区分	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦訓	1人当たり賦課基準額		1人当たり納付金額		
年度	(介護分)	前年比(%)	(介護分)	前年比(%)	(介護分)	前年比(%)	に対する 保険料の割合	
平成28年度	18,020	▲ 0.27	824,177	0.58	-	-	-	
平成29年度	17,736	▲ 1.58	808,492	▲ 1.90	_	-	_	
平成30年度	17,819	0.47	817,813	1.15	25,857	-	68.91%	
令和元年度	17,748	▲ 0.40	811,930	▲ 0.72	27,023	4.51	65.68%	
令和2年度	17,572	▲ 0.99	807,870	▲ 0.50	28,086	3.93	62.56%	

⁽注)保険料は現年賦課分(介護分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち介護2号被保険者分(介護分)のデータより算出。 1人当たり額はそれぞれ平均介護保険第2号被保険者数で除した額。

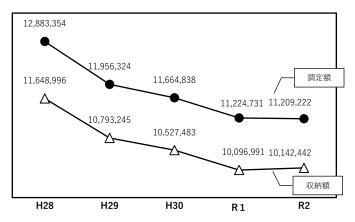
(4)保険料の収納状況 ア. 現年賦課分

(注) 収納額は、還付未済額を除く。

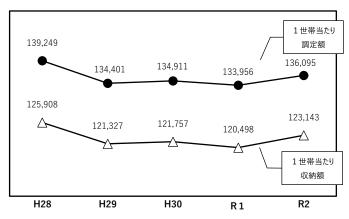
		区分	14074XW131X <i>N</i> L	調		額	(注) 収納額は、還付収	納	額
年度		<u>~</u> //	当初予算額	総額	1世帯当たり	1 人当たり	総額	1世帯当たり	1人当たり
1.2		医療	8,263,700,000	8,705,076,843	95,126	61,238	7,874,266,756	86,047	55,394
	-		3,008,300,000	3,182,839,127	34,781	22,391	2,880,755,852	31,480	20,265
	般分	介護	725,300,000	780,991,256	-	18,064	686,884,621	-	15,888
	23	小計	11,997,300,000	12,668,907,226	138,441	89,123	11,441,907,229	125,033	80,491
		医療	174,600,000	133,605,277	132,414	67,274	129,029,347	127,878	64,969
平成	退	支援	65,700,000	49,186,146	48,747	24,766	47,490,159	47,067	23,912
28 年度	職分	介護	34,700,000	31,654,971	-	16,991	30,569,764	-	16,409
712	″	小計	275,000,000	214,446,394	212,534	107,979	207,089,270	205,242	104,275
	医療	分計	8,438,300,000	8,838,682,120	95,533	61,321	8,003,296,103	86,503	55,526
	支援	分計	3,074,000,000	3,232,025,273	34,933	22,423	2,928,246,011	31,650	20,316
	介護	分計	760,000,000	812,646,227	-	18,020	717,454,385	-	15,909
	合	≣†	12,272,300,000	12,883,353,620	139,249	89,383	11,648,996,499	125,908	80,819
	_	医療	7,805,000,000	8,141,953,154	92,106	60,627	7,354,243,130	83,195	54,761
	般	支援	2,850,200,000	2,978,983,977	33,700	22,182	2,692,143,144	30,455	20,046
	分	介護	689,300,000	718,640,325	-	17,747	634,184,120	-	15,662
		小計	11,344,500,000	11,839,577,456	133,935	88,160	10,680,570,394	120,824	79,530
平成	退	医療	104,100,000	72,901,668	129,718	68,452	70,362,582	125,200	66,068
29	職	支援	38,700,000	26,785,382	47,661	25,151	25,838,298	45,976	24,261
年度	分	介護	22,400,000	17,059,784	-	17,267	16,473,243	-	16,673
	医療	小計 分 計	165,200,000	116,746,834	207,735	109,621	112,674,123	200,488	105,797
	支援		7,909,100,000	8,214,854,822	92,343	60,688	7,424,605,712	83,460	54,850
	介護		2,888,900,000 711,700,000	3,005,769,359 735,700,109	33,788	22,206 17,736	2,717,981,442 650,657,363	30,553	20,080
-	合	:// al	11,509,700,000	11,956,324,290	134,401	88,329	10,793,244,517	121,327	15,686 <i>79,737</i>
		医療	7,382,700,000	7,912,236,779	91,748	61,432	7,150,648,222	82,917	55,519
	-		2,812,200,000	3,013,442,531	34,943	23,397	2,720,057,631	31,541	21,119
	般分	介護	641,100,000	699,635,056	-	17,846	618,412,324	-	15,774
	21	小計	10,836,000,000	11,625,314,366	134,803	90,261	10,489,118,177	121,628	81,439
		医療	56,400,000	24,774,159	110,599	60,278	24,051,104	107,371	58,519
平成	退	支援	21,200,000	9,353,028	41,755	22,757	9,073,197	40,505	22,076
30 年度	職分	介護	10,500,000	5,396,147	-	14,948	5,240,097	-	14,516
		小計	88,100,000	39,523,334	176,443	96,164	38,364,398	171,270	93,344
	医療	分計	7,439,100,000	7,937,010,938	91,797	61,428	7,174,699,326	82,980	55,528
	支援	分計	2,833,400,000	3,022,795,559	34,961	23,395	2,729,130,828	31,564	21,122
	介護		651,600,000	705,031,203	-	17,819	623,652,421	-	15,762
	合	<i>≣†</i>	10,924,100,000	11,664,837,700	134,911	•	10,527,482,575	•	•
	_	医療	7,114,400,000	7,642,254,320	91,249	61,884	6,886,236,856		55,762
	般	支援	2,697,800,000	2,899,349,944	34,618	23,478	2,608,319,226	31,143	21,121
	分	介護	620,900,000	678,592,818	-	17,759	598,051,884	-	15,651
		小計 医療	10,433,100,000	11,220,197,082	133,969	90,856	10,092,607,966	120,506	81,725
令和	退	支援	13,500,000 5,100,000	2,821,890 1,088,083	67,188 25,907	41,498 16,001	2,728,004 1,051,841	64,952 25,044	40,118 15,468
元	職	介護	900,000	623,715	23,301	10,754	603,577	23,044	10,407
年度	分	小計	19,500,000	4,533,688	107,945	66,672	4,383,422	104,367	64,462
	医療	分計	7,127,900,000	7,645,076,210	91,237	61,872	6,888,964,860	82,213	55,753
		分計	2,702,900,000	2,900,438,027	34,614	23,474	2,609,371,067	31,140	21,118
	介護	分計	621,800,000	679,216,533	-	17,748	598,655,461	-	15,643
	合	≣†	10,452,600,000	11,224,730,770	133,956	90,843	10,096,991,388	120,498	81,716
		医療	7,126,100,000	7,719,142,396	93,721	64,251	6,994,021,006	84,917	58,216
	般	支援	2,605,500,000	2,826,284,248	34,315	23,525	2,557,480,335	31,051	21,288
	分	介護	616,800,000	663,745,117	-	17,572	590,890,871	-	15,644
		小計	10,348,400,000	11,209,171,761	136,095	93,301	10,142,392,212	123,143	84,421
令和	退	医療	2,000	30,830	-	30,830	30,830	-	30,830
2	職	支援	2,000	11,949	-	11,949	11,949		11,949
年度	分	介護	2,000	7,030	-	-	7,030		
	pe at	小計	6,000	49,809		49,809	49,809	-	49,809
		分計	7,126,102,000	7,719,173,226	93,721	64,251	6,994,051,836	84,917	58,215
	支援		2,605,502,000	2,826,296,197	34,315	23,525	2,557,492,284	31,051	21,287
	合	計	616,802,000	663,752,147	126.005	17,573	590,897,901 10 142 442 021	122 142	15,644 84 421
	D D	āΤ	10,348,406,000	11,209,221,570	136,095	93,301	10,142,442,021	123,143	84,421

(単位:円・%)

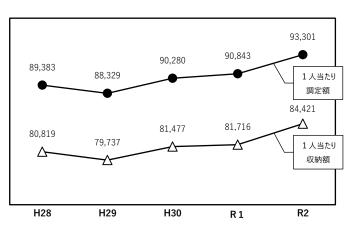
収納率 対予算	(%) 対調定	不納欠損額	滞納繰越額	区分		年度
95.29	90.46	0	830,810,087	医療		
95.76	90.51	0	302,083,275	支援	— 6л	
94.70	87.95	0	94,106,635	介護	般分	
95.37	90.31	0	1,226,999,997	小計	,,	
73.90	96.58	0	4,575,930	医療		
72.28	96.55	0	1,695,987	支援	退	平成
88.10	96.57	0	1,085,207	介護	職分	28 年度
75.31	96.57	0	7,357,124	小計	,,	十反
94.84	90.55	0	835,386,017	医療分	計	
95.26	90.60	0	303,779,262	支援分	計	
94.40	88.29	0	95,191,842	介護分	計	
94.92	90.42	0	1,234,357,121	合	Ħ	
94.22	90.33	0	787,710,024	医療		
94.45	90.37	0	286,840,833	支援	_	
92.00	88.25	0	84,456,205	介護	般分	
94.15	90.21	0	1,159,007,062	小計	,,	
67.59	96.52	0	2,539,086	医療		
66.77	96.46	0	947,084	支援	退	平成
73.54	96.56	0	586,541	介護	職公	29
68.20	96.51	0	4,072,711	小計	分	年度
93.87	90.38	0	790,249,110	医療分	計	
94.08	90.43	0	287,787,917	支援分	計	
91.42	88.44	0	85,042,746	介護分	計	
93.78	90.27	0	1,163,079,773	合	Ħ	
96.86	90.37	113,765	761,474,792	医療		
96.72	90.26	42,808	293,342,092	支援	_	
96.46	88.39	14,787	81,207,945	介護	般	
96.80	90.23	171,360	1,136,024,829	小計	分	
42.64	97.08	0	723,055	医療		
42.80	97.00	0	279,831	支援	退	平成
49.91	97.11		156,050	介護	職	30
43.55	97.07	0	1,158,936	小計	分	年度
96.45	90.40	113,765	762,197,847	医療分	計	
96.32	90.28	42,808	293,621,923	支援分	<u></u> 計	
95.71	88.46	14,787	81,363,995	介護分	<u></u> 計	
96.37	90.25	171,360	1,137,183,765	合	#	
96.79	90.11	500,397	755,517,067	医療	~,	
96.68	89.96	190,864	290,839,854	支援	_	
96.32	88.13	76,789	80,464,145	介護	般	
96.74	89.95	768,050	1,126,821,066	小計	分	
20.21	96.67	0	93,886	医療		
20.62	96.67	0	36,242	支援	退	令和
67.06	96.77	0	20,138	介護	職	元
22.48	96.69	0	150,266	小計	分	年度
96.65	90.11	500,397	755,610,953	医療分	計	
96.54	89.96	190,864	290,876,096	支援分	<u>"'</u>	
96.28	88.14	76,789	80,484,283	介護分	<u>"</u>	
96.28	89.95	768,050	1,126,971,332	合	計	
98.15	90.61	1,041,945	724,079,445	医療	μ,	
98.15	90.61	386,878	724,079,445 268,417,035	支援	_	
				介護	般	
95.80 98.01	89.02 90.48	55,507	72,798,739 1,065,295,219	小計	分	
98.01	90.48	1,484,330	1,065,295,219			
1,541.50	100.00	0	0	医療	退	令和
597.45	100.00	0	0	支援	職	2
351.50	100.00	0	0	介護	分	年度
830.15	100.00	1 041 045	724.070.445	小計	#1	
98.15	90.61	1,041,945	724,079,445	医療分		
98.16	90.49	386,878	268,417,035	支援分	計	
95.80	89.02	55,507	72,798,739	介護分	計	
98.01	90.48	1,484,330	1,065,295,219	合	計	



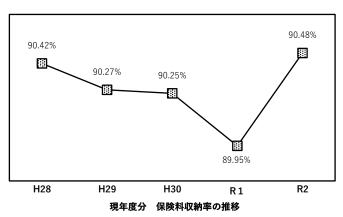
調定額・収納額の推移



1世帯当たり調定額・収納額の推移



1人当たり調定額・収納額の推移



		_ !	区分	当初予算額	調定額	収納額	収納率	(%)	不納欠損額	滞納繰越額
### 201	年度			11/1 J 4+ IIX	ᄪᆁ솝ᄌ	TAILINA	対予算	対調定	1 MJZCJSCUS	
### 1			医療	543,700,000	1,908,933,436	596,685,522	109.75	31.26	199,399,023	1,112,848,891
### 변경 ### 18,770.000		<u>—</u>	支援	201,800,000	684,411,682	216,090,339	107.08	31.57	70,017,368	398,303,975
변경 등 10,700,000 2,287,297,667 388,459,187 395.77 33.40 22,025,2449 1,250,042 1,162,073 1,422,004 2,425 2,4			介護	65,200,000	239,592,549	76,679,326	117.61	32.00	23,235,958	139,677,265
변설 변환 3,000,000 10,556,335 4,556,55 35,77 427 09,142 5,105,557 447		,,	小計	810,700,000	2,832,937,667	889,455,187	109.71	31.40	292,652,349	1,650,830,131
변설 변설 3 200000 10500335 4.595625 335.77 4477 200.142 510203			医療		28.784.276		135.97	42.99		14,226,047
日本語			支援							5.102.568
小田							h			
大田田子 100,000 1,337,717.77; 100,000,0478 110.18 31.48 20.1584.296 1,17774.38 1,000	年度	分					h			
大学		医 療								
### 1										
### 552,000.000 1.000.000 1.000.000.000 1.000.000										
		音								
		_								
## 1		般	支援		680,075,689	192,938,300	100.80	28.37	80,230,899	406,906,490
### 29			介護	57,100,000	227,918,049	66,221,566	115.97	29.05	25,083,426	136,613,057
### 2			小計	776,500,000	2,795,805,521	790,120,265	101.75	28.26	332,916,965	1,672,768,291
##	717 E44)B	医療	8,900,000	19,171,064	7,381,744	82.94	38.50	1,181,852	10,607,468
### 2,00,000 4,155,820 1,579,122 75.20 38.00 28,8405 2,318,29 4 14,800,000 4,155,820 1,579,122 75.20 38.00 28,8405 2,318,29 1,29 1,29 1,29 1,29 1,29 1,29 1,29 1			支援	3,800,000	6,937,818	2,689,536	70.78	38.77	391,426	3,856,856
外計			介護	2,100,000	4,155,820	1,579,122	75.20	38.00	258,405	2,318,293
大学 1985年	1150	,,	小計	14,800,000	30,264,702	11,650,402	78.72	38.50	1,831,683	16,782,617
安藤か 計		医療	分 計		1,906,982,847	538,342,143	100.27	28.23	228,784,492	1,139,856,212
		支援	分計							410,763,346
### 791,300,000		介護	分計							
		合	≣†			. ,,				
##			医療	, ,						
##		_								
中部							h			
		分								
###										
## 1,77(0,000	平成	退								
		職								
医療分計 525,970,000	年度	分								
支援分 計										
###				525,970,000		505,852,129	96.18	27.03	242,606,807	1,122,723,596
### ### ### ### ### ### ### ##				191,290,000	677,193,280	184,640,731	96.52		86,551,783	406,000,766
		介護	分計	58,740,000	217,569,674	60,194,628	102.48	27.67	25,279,212	132,095,834
支援 157,650,000 676,105,365 172,934,592 109,70 25,58 98,818,549 404,352,22 小計		合	<i>≣</i> †	776,000,000	2,765,945,486	750,687,488	96.74	27.14	354,437,802	1,660,820,196
検分			医療	439,220,000	1,822,606,298	462,676,104	105.34	25.39	275,638,027	1,084,292,167
中和 元			支援	157,650,000	676,105,365	172,934,592	109.70	25.58	98,818,549	404,352,224
中有			介護	47,130,000	206,075,999	54,384,106	115.39	26.39	27,793,445	123,898,448
令和 元 年度 遺 分 分 種 支援 1,710,000 2,702,642 827,978 48.42 30.64 263,821 1,610,84 分 度療分 計 1,060,000 1,549,148 488,848 46.12 31.56 163,058 897,24 (本身) 小計 支援分 計 7,400,000 11,659,494 3,523,435 47.61 30.22 1,134,700 7,001,355 (医療分 計 443,850,000 1,830,014,002 464,882,713 104.74 25.40 276,345,848 1,088,785,44 支援分 計 159,360,000 678,808,007 173,762,570 109.04 25.60 99,082,370 405,963,06 冷業分 計 651,400,000 2,776,5147 54,872,954 113.87 26.43 27,956,503 124,795,69 金療 分 介護 385,800,000 1,767,976,241 455,968,914 118.19 25.79 285,044,163 1,026,963,16 会校 分 介護 42,340,000 197,678,890 54,061,500 127,68 27.35 26,275,400 117,341,99 今和 分 資 大援 分 分 資 大援 分 分 大援 人 大援 人 大援 人 人 大援 人 人 大援 人 人 大 大 大 大		,,	小計	644,000,000	2,704,787,662	689,994,802	107.14	25.51	402,250,021	1,612,542,839
大き			医療	4,630,000	7,407,704	2,206,609	47.66	29.79	707,821	4,493,274
年度 分 介護 1,060,000 1,549,148 488,848 46.12 31.56 163,058 897,24 水計 7,400,000 11,659,494 3,523,435 47.61 30.22 1,134,700 7,001,35° 医療分計 443,850,000 1,830,014,002 464,882,713 104.74 25.40 276,345,848 1,088,785,44 支援分計 159,360,000 678,808,007 173,762,570 109.04 25.60 99,082,370 405,963,06 介護分計 48,190,000 207,625,147 54,872,954 113.87 26.43 27,956,503 124,795,69 金計 657,400,000 2,716,447,156 693,518,237 106.47 25.53 403,384,721 1,619,544,196 金数 385,800,000 1,767,976,241 455,968,914 118.19 25.79 285,044,163 1,026,963,16 金数 小業 42,340,000 197,678,890 54,061,500 127,68 27.35 26,275,400 117,341,99 金数 小業 571,800,000 2,633,145,240 683,013,028 119.45			支援	1,710,000	2,702,642	827,978	48.42	30.64	263,821	1,610,843
小計			介護							897,242
医療分計	十反	Л								7,001,359
支援分 計		医療								1,088,785,441
↑護分 計 48,190,000 207,625,147 54,872,954 113.87 26.43 27,956,503 124,795,699										405,963,067
合和 2 年度 日本度							·			
医療 385,800,000 1,767,976,241 455,968,914 118.19 25.79 285,044,163 1,026,963,16 分 支援 143,660,000 667,490,109 172,982,614 120.41 25.92 105,683,336 388,824,15 介護 42,340,000 197,678,890 54,061,500 127.68 27.35 26,275,400 117,341,99 小計 571,800,000 2,633,145,240 683,013,028 119.45 25.94 417,002,899 1,533,129,31 支援 418,000 4,587,160 1,803,821 158.51 39.32 170,118 2,613,22 支援 418,000 1,647,085 657,478 157.29 39.92 62,615 926,99 介護 238,000 917,380 385,524 161.98 42.02 38,850 493,00 小計 1,794,000 7,151,625 2,846,823 158.69 39.81 271,583 4,033,21 医療分計 386,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52										
会和 2 年度 支援 143,660,000 667,490,109 172,982,614 120.41 25.92 105,683,336 388,824,15 分か護 42,340,000 197,678,890 54,061,500 127.68 27.35 26,275,400 117,341,99 小計 571,800,000 2,633,145,240 683,013,028 119.45 25.94 417,002,899 1,533,129,31 支援 1,138,000 4,587,160 1,803,821 158.51 39.32 170,118 2,613,22 支援 418,000 1,647,085 657,478 157.29 39.92 62,615 926,99 小護 238,000 917,380 385,524 161.98 42.02 38,850 493,00 小計 1,794,000 7,151,625 2,846,823 158.69 39.81 271,583 4,033,21 医療分計 386,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15										
分数		_								
今和 2 年度 次計 571,800,000 2,633,145,240 683,013,028 119.45 25.94 417,002,899 1,533,129,31 大規 分 医療 介護 介護 子援 子財 1,138,000 4,587,160 1,803,821 158.51 39.32 170,118 2,613,22 大規 分 大援 介護 子財 238,000 917,380 385,524 161.98 42.02 38,850 493,00 大財 大援分 386,938,000 7,7151,625 2,846,823 158.69 39.81 271,583 4,033,21 医療分 386,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15 介護分 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99										
令和 2 转度 医療 分 所護 1,138,000 4,587,160 1,803,821 158.51 39.32 170,118 2,613,22 年度 分 介護 支援 418,000 1,647,085 657,478 157.29 39.92 62,615 926,99 小計 238,000 917,380 385,524 161.98 42.02 38,850 493,00 医療分計 366,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15 介護分計 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99		分								
令和 2 年度 分 支援 418,000 1,647,085 657,478 157.29 39.92 62,615 926,99 介護 小計 238,000 917,380 385,524 161.98 42.02 38,850 493,00 水計 1,794,000 7,151,625 2,846,823 158.69 39.81 271,583 4,033,21 医療分計 386,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15 介護分計 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99										
2 年度 機 分 支援 418,000 1,647,085 657,478 157.29 39.92 62,615 926,99 小龍 238,000 917,380 385,524 161,98 42.02 38,850 493,00 小計 1,794,000 7,151,625 2,846,823 158.69 39.81 271,583 4,033,21 医療分 計 386,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分 計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15 介護分 計 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99	令和	退								
作品 小計 1,794,000 7,151,625 2,846,823 158.69 39.81 271,583 4,033,219 医療分計 386,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15 介護分計 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99										
医療分 計 386,938,000 1,772,563,401 457,772,735 118.31 25.83 285,214,281 1,029,576,38 支援分 計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15 介護分 計 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99	年度	分								493,006
支援分計 144,078,000 669,137,194 173,640,092 120.52 25.95 105,745,951 389,751,15 介護分計 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99										4,033,219
介護分 計 42,578,000 198,596,270 54,447,024 127.88 27.42 26,314,250 117,834,99										1,029,576,385
				144,078,000	<u></u>	173,640,092	120.52	25.95	105,745,951	389,751,151
合 計 573,594,000 2,640,296,865 685,859,851 119.57 25.98 417,274,482 1,537,162,532							127.88	27.42		117,834,996
		合	≣†	573,594,000	2,640,296,865	685,859,851	119.57	25.98	417,274,482	1,537,162,532

ウ. 合計 (現年賦課分+滞納繰越分) (注) 収納額は、還付未済額を除く。

7.			元十二二十八		(注) 収納額は、還付未済				
年度	\	区分	当初予算額	調定額	収納額	収納率 対予算	(%) 対調定	不納欠損額	滞納繰越額
		医療	8,807,400,000	10,614,010,279	8,470,952,278	96.18	79.81	199,399,023	1,943,658,978
	般	支援	3,210,100,000	3,867,250,809	3,096,846,191	96.47	80.08	70,017,368	700,387,250
	双 分	介護	790,500,000	1,020,583,805	763,563,947	96.59	74.82	23,235,958	233,783,900
	20	小計	12,808,000,000	15,501,844,893	12,331,362,416	96.28	79.55	292,652,349	2,877,830,128
-	, E	医療	183,700,000	162,389,553	141,402,303	76.97	87.08	2,185,273	18,801,977
平成	退	支援	69,100,000	59,692,481	52,085,784	75.38	87.26	808,142	6,798,555
28	職	介護	36,700,000	37,858,247	33,270,981	90.66	87.88	516,585	4,070,681
年度	分	小計	289,500,000	259,940,281	226,759,068	78.33	87.24	3,510,000	29,671,213
	医療		8,991,100,000	10,776,399,832	8,612,354,581	95.79	79.92	201,584,296	1,962,460,955
	支援	分計	3,279,200,000	3,926,943,290	3,148,931,975	96.03	80.19	70,825,510	707,185,805
	介護	分計	827,200,000	1,058,442,052	796,834,928	96.33	75.28	23,752,543	237,854,581
	合	計	13,097,500,000	15,761,785,174	12,558,121,484	95.88	79.67	296,162,349	2,907,501,341
		医療	8,333,000,000	10,029,764,937	7,885,203,529	94.63	78.62	227,602,640	1,916,958,768
	_	支援	3,041,600,000	3,659,059,666	2,885,081,444	94.85	78.85	80,230,899	693,747,323
	般	介護	746,400,000	946,558,374	700,405,686	93.84	73.99	25,083,426	221,069,262
	分	小計	12,121,000,000	14,635,382,977	11,470,690,659	94.63	78.38	332,916,965	2,831,775,353
_		医療	113,000,000		77,744,326	68.80	84.44	1,181,852	13,146,554
平成	退	支援	42,500,000	33,723,200	28,527,834	67.12	84.59	391,426	4,803,940
29	職	_ <u></u>	24,500,000	21,215,604	18,052,365	73.68	85.09	258,405	2,904,834
年度	分	小計	180,000,000	147,011,536	124,324,525	69.07	84.57	1,831,683	20,855,328
	医療		8,446,000,000		7,962,947,855	94.28	78.67	228,784,492	1,930,105,322
	支援		3,084,100,000	3,692,782,866	2,913,609,278	94.47	78.90	80,622,325	698,551,263
	介護		770,900,000	967,773,978	718,458,051	93.20	74.24	25,341,831	223,974,096
	合	#	12,301,000,000	14,782,394,513	11,595,015,184	94.26	78.44	334,748,648	2,852,630,681
		医療	7,903,620,000	9,769,977,889	7,651,055,037	96.80	78.31	241,545,877	1,877,376,975
	_	支援	3,001,720,000	3,685,721,955	2,902,677,437	96.70	78.75	86,176,957	696,867,561
	般	介護	698,800,000	914,239,909	677,367,140	96.93	74.09	24,990,279	211,882,490
	分	小計	11,604,140,000	14,369,939,753	11,231,099,614	96.79	78.16	352,713,113	2,786,127,026
		医療	61,450,000		29,496,418	48.00	77.18	1,174,695	7,544,468
平成	退	支援	22,970,000	14,266,884	11,094,122	48.30	77.76	417,634	2,755,128
30	職	介護	11,540,000	8,360,968	6,479,909	56.15	77.50	303,720	1,577,339
年度	分	小計	95,960,000	60,843,433	47,070,449	49.05	77.36	1,896,049	11,876,935
	医療	分計	7,965,070,000	9,808,193,470	7,680,551,455	96.43	78.31	242,720,572	1,884,921,443
	支援	分計	3,024,690,000	3,699,988,839	2,913,771,559	96.33	78.75	86,594,591	699,622,689
	介護	分計	710,340,000	922,600,877	683,847,049	96.27	74.12	25,293,999	213,459,829
	合	Ħ	11,700,100,000	14,430,783,186	11,278,170,063	96.39	78.15	354,609,162	2,798,003,961
		医療	7,553,620,000	9,464,860,618	7,348,912,960	97.29	77.64	276,138,424	1,839,809,234
	<u>—</u>	支援	2,855,450,000	3,575,455,309	2,781,253,818	97.40	77.79	99,009,413	695,192,078
	般分	介護	668,030,000	884,668,817	652,435,990	97.67	73.75	27,870,234	204,362,593
	20	小計	11,077,100,000	13,924,984,744	10,782,602,768	97.34	77.43	403,018,071	2,739,363,905
∆ 1⊓	,н	医療	18,130,000	10,229,594	4,934,613	27.22	48.24	707,821	4,587,160
令和 元	退職	支援	6,810,000	3,790,725	1,879,819	27.60	49.59	263,821	1,647,085
年度	分	介護	1,960,000	2,172,863	1,092,425	55.74	50.28	163,058	917,380
T/X	/3	小計	26,900,000	16,193,182	7,906,857	29.39	48.83	1,134,700	7,151,625
	医療	分計	7,571,750,000	9,475,090,212	7,353,847,573	97.12	77.61	276,846,245	1,844,396,394
	支援		2,862,260,000	3,579,246,034	2,783,133,637	97.24	77.76	99,273,234	696,839,163
	介護	分計	669,990,000	886,841,680	653,528,415	97.54	73.69	28,033,292	205,279,973
	合	計	11,104,000,000	13,941,177,926	10,790,509,625	97.18	77.40	404,152,771	2,746,515,530
		医療	7,511,900,000	9,487,118,637	7,449,989,920	99.18	78.53	286,086,108	1,751,042,609
	般	支援	2,749,160,000	3,493,774,357	2,730,462,949	99.32	78.15	106,070,214	657,241,194
	分	介護	659,140,000	861,424,007	644,952,371	97.85	74.87	26,330,907	190,140,729
	,,	小計	10,920,200,000	13,842,317,001	10,825,405,240	99.13	78.21	418,487,229	2,598,424,532
令和	退	医療	1,140,000	4,617,990	1,834,651	160.93	39.73	170,118	2,613,221
سئرس 2	職	支援	420,000	1,659,034	669,427	159.39	40.35	62,615	926,992
年度	分	介護	240,000	924,410	392,554	163.56	42.47	38,850	493,006
		小計	1,800,000		2,896,632	160.92	40.22	271,583	4,033,219
	医療		7,513,040,000	9,491,736,627	7,451,824,571	99.19	78.51	286,256,226	1,753,655,830
	支援		2,749,580,000	3,495,433,391	2,731,132,376	99.33	78.13	106,132,829	658,168,186
	介護		659,380,000	862,348,417	645,344,925	97.87	74.84	26,369,757	190,633,735
	合	計	10,922,000,000	13,849,518,435	10,828,301,872	99.14	78.19	418,758,812	2,602,457,751

(5) 保険料の軽減及び減免の状況

(ア) 年度別保険料軽減世帯数の状況

(単位:世帯・人・千円)

28 年度	数 軽減額 92,941 308 62,614 535 21,790 442 8,537
計 42,161 64,484 789,180 42,161 64,484 229,691 15,941 18,2 平成 7割 22,654 28,907 492,922 22,654 28,907 143,465 8,591 9, 李度 5割 9,379 16,821 204,879 9,379 16,821 59,630 3,737 4, 2割 10,128 18,756 91,379 10,128 18,756 26,596 3,613 4,	285 92,941 308 62,614 535 21,790 442 8,537
平成 28 年度 7割 22,654 28,907 492,922 22,654 28,907 143,465 8,591 9, 79 5割 9,379 16,821 204,879 9,379 16,821 59,630 3,737 4, 2割 10,128 18,756 91,379 10,128 18,756 26,596 3,613 4,	62,614 535 21,790 442 8,537
28 年度 7割 22,034 28,397 492,922 22,034 20,997 143,463 6,391 9,379 5割 9,379 16,821 204,879 9,379 16,821 59,630 3,737 4, 2割 10,128 18,756 91,379 10,128 18,756 26,596 3,613 4,	535 21,790 442 8,537
年度 5割 9,379 16,821 204,879 9,379 16,821 59,630 3,737 4, 2割 10,128 18,756 91,379 10,128 18,756 26,596 3,613 4,	142 8,537
計 41,641 62,342 766,078 41,641 62,342 222,968 15,285 17,3	265 89 130
	05,150
平成 29 7割 22,408 28,242 481,583 22,408 28,242 140,165 8,433 9,	075 61,048
	214 20,248
2割 9,946 17,904 87,228 9,946 17,904 25,388 3,344 4,	7,834
計 41,254 60,786 752,882 41,254 60,786 265,487 14,799 16,3	741 87,074
平成 7割 22,299 27,835 474,642 22,299 27,835 167,372 8,336 8,	965 60,308
	100 19,701
2割 9,639 16,845 82,069 9,639 16,845 28,940 3,046 3,	7,065
計 40,449 58,772 727,365 40,449 58,772 256,488 14,715 16,8	546 86,210
令和 7割 21,601 26,767 456,430 21,601 26,767 160,950 8,311 8,	934 60,099
	982 19,134
2割 9,470 16,268 79,258 9,470 16,268 27,948 3,034 3,	630 6,977
計 39,714 57,221 795,095 39,714 57,221 249,629 14,524 16,5	809 84,820
令和 7割 20,975 25,797 494,064 20,975 25,797 155,117 8,139 8,	717 58,639
	020 19,316
2割 9,308 15,698 85,899 9,308 15,698 26,969 2,981 3,	6,865

[※] 基盤安定負担金申請数値のため、事業年報B表及びE表の保険料(税)軽減世帯数・保険料(税)軽減額とは異なる。

(イ) 年度別保険料減免の状況

区分 年度	減免金額(千円)	受理件数(件)	減免理由 (件)								
			減免件数 (件)	法59-1 国外	法59-2 拘禁	災害	所得減少	債務で 譲渡	破産 宣告	旧被扶養者	その他
平成28年度	35,791	352	1,054	0	36	11	173	0	0	834	0
平成29年度	33,660	363	1,072	0	19	16	156	0	0	881	0
平成30年度	35,334	393	1,081	0	52	10	141	0	0	878	0
令和元年度	24,417	335	764	0	33	9	155	0	0	567	0
令和2年度	168,241	1,944	2,035	0	54	7	200	0	0	540	1,234

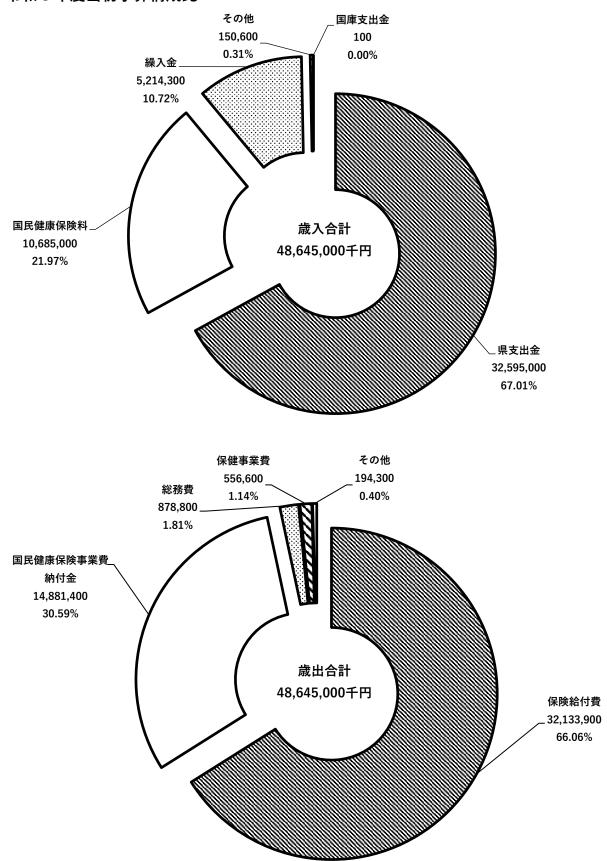
[※] 各年度3月31日時点

[※] 受理件数には、却下及び取下の件数を含み、減免継続者の件数を除く

[※] 令和2年度の「その他」は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免

12. 保険財政

(1) 令和3年度国民健康保険事業特別会計当初予算の状況 令和3年度当初予算構成比



※構成比は小数点第2位以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

国民健康保険事業特別会計当初予算

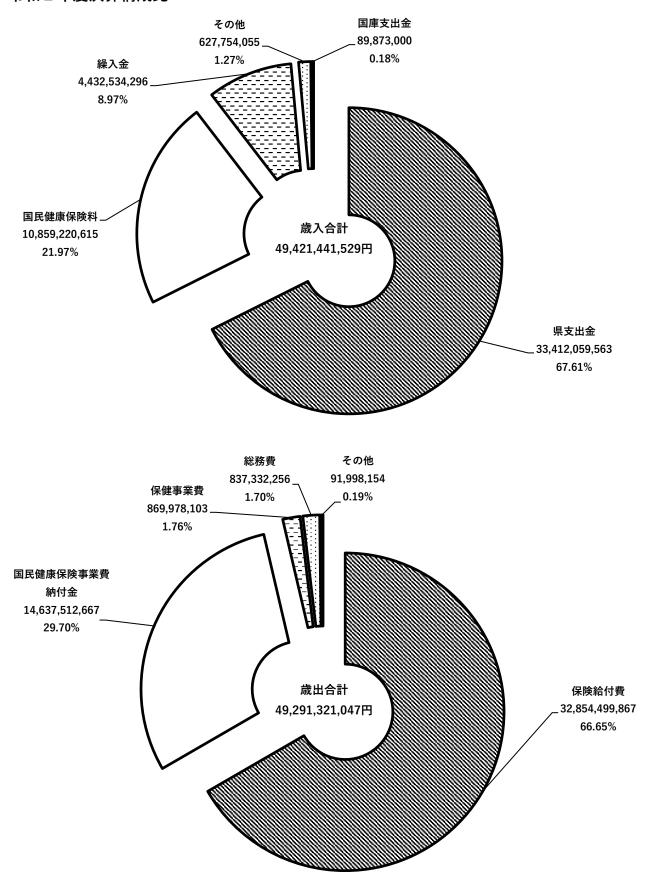
<歳 入> (単位: 千円)

· 八 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和3年度当初	刃予算額	令和 2 年度当初	刀予算額		前年比%
区 分	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	比較増減	
国民健康保険料	10,685,000	21.97%	10,922,000	21.51%	▲ 237,000	▲ 2.17
一般被保険者国民健康保険料	10,683,700	21.96%	10,920,200	21.50%	▲ 236,500	▲ 2.17
医療給付費分現年賦課分	6,853,900	14.09%	7,126,100	14.03%	▲ 272,200	▲ 3.82
介護納付金分現年賦課分	596,600	1.23%	616,800	1.21%	A 20,200	▲ 3.27
後期高齢者支援金分現年賦課分	2,503,500	5.15%	2,605,500	5.13%	▲ 102,000	▲ 3.91
医療給付費分滞納繰越分	508,400	1.05%	385,800	0.76%	122,600	31.78
介護納付金分滞納繰越分	51,700	0.11%	42,340	0.08%	9,360	22.11
後期高齢者支援金分滞納繰越分	169,600	0.35%	143,660	0.28%	25,940	18.06
退職被保険者等国民健康保険料	1,300	0.00%	1,800	0.00%	▲ 500	▲ 27.78
医療給付費分現年賦課分	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00
介護納付金分現年賦課分	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00
後期高齢者支援金分現年賦課分	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00
医療給付費分滞納繰越分	830	0.00%	1,138	0.00%	▲ 308	▲ 27.07
介護納付金分滞納繰越分	164	0.00%	238	0.00%	▲ 74	▲ 31.09
後期高齢者支援金分滞納繰越分	300	0.00%	418	0.00%	▲ 118	▲ 28.23
国庫支出金	100	0.00%	36,000	0.07%	▲ 35,900	▲ 99.72
総務費国庫補助金	0	0.00%	35,814	0.07%	▲ 35,814	皆減
災害臨時特例補助金	100	0.00%	186	0.00%	▲ 86	▲ 46.24
県支出金	32,595,000	67.01%	34,447,500	67.83%	▲ 1,852,500	▲ 5.38
健康増進事業費補助金	334	0.00%	308	0.00%	26	8.44
保険給付費等交付金 	32,594,666	67.01%	34,447,192	67.83%	▲ 1,852,526	▲ 5.38
普通交付金	31,928,810	65.64%	33,781,610	66.52%	▲ 1,852,800	▲ 5.48
特別交付金	665,856	1.37%	665,582	1.31%	274	0.04
財産収入	500	0.00%	500	0.00%	0	0.00
繰入金	5,214,300	10.72%	4,646,900	9.15%	567,400	12.21
一般会計繰入金	5,142,300	10.57%	4,575,700	9.01%	566,600	12.38
保険基盤安定繰入金	1,924,085	3.96%	1,920,352	3.78%	3,733	0.19
(保険料軽減分)	1,112,218	2.29%	1,102,496	2.17%	9,722	0.88
(保険者支援分)	811,867	1.67%	817,856	1.61%	▲ 5,989	▲ 0.73
職員給与費等繰入金	878,598	1.81%	855,676	1.68%	22,922	2.68
出産育児一時金等繰入金	112,000	0.23%	114,800	0.23%	▲ 2,800	▲ 2.44
国保財政安定化支援事業繰入金	95,617	0.20%	94,872	0.19%	745	0.79
その他一般会計繰入金	2,132,000	4.38%	1,590,000	3.13%	542,000	34.09
基金繰入金	72,000	0.15%	71,200	0.14%	800	1.12
繰越金	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
諸収入	150,000	0.31%	732,000	1.44%	▲ 582,000	▲ 79.51
* 入 合 計	48,645,000	-	50,785,000	-	<i>▲ 2,140,000</i>	▲ 4.21

<歳 出> (単位: 千円)

	令和3年度当初	刀予算額	令和2年度当初	刀予算額	11. +4.124 \-22	**
区 分	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	比較増減	前年比%
総務費	878,800	1.81%	911,300	1.79%	▲ 32,500	▲ 3.5
保険給付費	32,133,900	66.06%	33,989,900	66.93%	1 ,856,000	▲ 5.4
療養給付費	27,340,760	56.20%	29,367,440	57.83%	2 ,026,680	▲ 6.9
一般被保険者分	27,340,660	56.20%	29,364,860	57.82%	1 2,024,200	▲ 6.8
退職被保険者等分	100	0.00%	2,580	0.01%	1 2,480	▲ 96.1
療養費	274,420	0.56%	312,900	0.62%	▲ 38,480	▲ 12.3
一般被保険者分	274,320	0.56%	312,800	0.62%	▲ 38,480	▲ 12.
退職被保険者等分	100	0.00%	100	0.00%	0	0.
審査支払手数料	71,830	0.15%	74,780	0.15%	▲ 2,950	A 3.
高額療養費	4,241,450	8.72%	4,026,140	7.93%	215,310	5.
一般被保険者分	4,234,250	8.70%	4,019,200	7.91%	215,050	5.
退職被保険者等分	100	0.00%	140	0.00%	4 0	A 28.
高額介護合算一般被保険者分	6,900	0.01%	6,600	0.01%	300	4.
高額介護合算退職被保険者等分	200	0.00%	200	0.00%	0	0.
移送費	350	0.00%	350	0.00%	0	0.
一般被保険者分	300	0.00%	300	0.00%	0	0.
退職被保険者等分	50	0.00%	50	0.00%	0	0.
出産育児諸費	168,090	0.35%	172,290	0.34%	▲ 4,200	A 2.
葬祭諸費	36,000	0.07%	36,000	0.07%	0	0.
傷病手当金	1,000	0.00%	-	0.07%	1,000	皆
国民健康保険事業費納付金	14,881,400	30.59%	14,637,600	28.82%	243,800	1.
医療給付費分	10,107,510	20.78%	9,951,470	19.60%	156,040	1.
一般被保険者分	10,107,510	20.78%	9,951,470	19.60%	156,040	1.
退職被保険者等分	0	0.00%	0	0.00%	-	0.
—————————————————————————————————————	3,683,110	7.57%	3,625,260	7.14%	57,850	1.
一般被保険者分	3,683,110	7.57%	3,625,260	7.14%	57,850	1.
退職被保険者等分	0	0.00%	0	0.00%	-	0.
	1,090,780	2.24%	1,060,870	2.09%	29,910	2.
介護納付金分	1,090,780	2.24%	1,060,870	2.09%	29,910	2.
—— 共同事業拠出金	100	0.00%	100	0.00%	0	0.
その他共同事業事務費拠出金	100	0.00%	100	0.00%	0	0.
保健事業費	556,600	1.14%	1,053,900	2.08%	▲ 497,300	▲ 47.
うち特定健康診査等事業費	542,200	1.11%	1,035,180	2.04%	▲ 492,980	4 7
諸支出金	94,200	0.19%	92,200	0.18%	2,000	2.
予備費	100,000	0.21%	100,000	0.20%	0	0.
			<u> </u>			
出 合 計	48,645,000	-	50,785,000	-	<i>▲ 2,140,000</i>	▲ 4

(2)令和2年度国民健康保険事業特別会計決算の状況 令和2年度決算構成比



※構成比は小数点第2位以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

国民健康保険事業特別会計決算

<歳 入> (単位:円)

区 分	予 算 現 額(A)	収入済額(B)	比較増減(B) – (A)
国 民 健 康 保 険 料	10,922,000,000	10,859,220,615	▲ 62,779,385
一般被保険者国民健康保険料	10,920,200,000	10,856,323,983	▲ 63,876,017
医療給付費分現年賦課分	7,126,100,000	7,020,243,742	▲ 105,856,258
介護納付金分現年賦課分	616,800,000	591,627,991	▲ 25,172,009
後期高齢者支援金分現年賦課分	2,605,500,000	2,560,261,706	4 5,238,294
医療給付費分滞納繰越分	385,800,000	457,044,900	71,244,900
介護納付金分滞納繰越分	42,340,000	54,062,448	11,722,448
後期高齢者支援金分滞納繰越分	143,660,000	173,083,196	29,423,196
退職被保険者等国民健康保険料	1,800,000	2,896,632	1,096,632
医療給付費分現年賦課分	2,000	30,830	28,830
介護納付金分現年賦課分	2,000	7,030	5,030
後期高齢者支援金分現年賦課分	2,000	11,949	9,949
医療給付費分滞納繰越分	1,138,000	1,803,821	665,821
介護納付金分滞納繰越分	238,000	385,524	147,524
後期高齢者支援金分滞納繰越分	418,000	657,478	239,478
国庫 支出金	36,000,000	89,873,000	53,873,000
総務費国庫補助金	35,814,000	36,630,000	816,000
災害臨時特例補助金	186,000	53,243,000	53,057,000
県 支 出 金	34,448,500,000	33,412,059,563	▲ 1,036,440,437
健康增進事業費補助金	308,000	190,000	▲ 118,000
保険給付費等交付金	34,448,192,000	33,411,869,563	▲ 1,036,322,437
普通交付金	33,781,610,000	32,616,949,563	▲ 1,164,660,437
特別交付金	666,582,000	794,920,000	128,338,000
財 産 収 入	500,000	36,285	▲ 463,715
量	4,646,900,000	4,432,534,296	▲ 214,365,704
┃	4,575,700,000	4,361,334,296	▲ 214,365,704
保険基盤安定繰入金 	1,920,352,000	1,962,340,979	41,988,979
(保険料軽減分) 	1,102,496,000	1,129,545,718	27,049,718
(保険者支援分) 	817,856,000	832,795,261	14,939,261
職員給与費等繰入金	855,676,000	782,108,632	▲ 73,567,368
出産育児一時金等繰入金	114,800,000	101,138,666	▲ 13,661,334
国保財政安定化支援事業繰入金	94,872,000	99,746,019	4,874,019
その他一般会計繰入金	1,590,000,000	1,416,000,000	▲ 174,000,000
基金繰入金	71,200,000	71,200,000	0
繰 越 金 	100,000	651,878	551,878
诸 収 入	732,000,000	627,065,892	▲ 104,934,108
歳 入 合 計	50,786,000,000	49,421,441,529	<i>▲ 1,364,558,471</i>

<歳 出> (単位:円)

	<u>x</u>		分		予 算 現 額(A)	支 出 済 額(B)	不用額(A) - (B)
総		務		費	911,300,000	837,332,256	73,967,744
保	険	給	付	費	33,990,900,000	32,854,499,867	1,136,400,133
療	養	給	付	費	29,253,503,612	28,170,131,649	1,083,371,963
— fi	般被保険者分	}			29,250,923,612	28,169,906,158	1,081,017,454
退軍	職被保険者等	分			2,580,000	225,491	2,354,509
療		養		費	312,900,000	306,679,852	6,220,148
—#	般被保険者分	}			312,800,000	306,668,304	6,131,696
退	職被保険者等	舒			100,000	11,548	88,452
審	査 支	払	手 娄	牧 料	74,780,000	66,884,914	7,895,086
高	額	療	養	費	4,138,376,388	4,120,255,648	18,120,740
— fi	般被保険者分	<u>}</u>			4,131,418,882	4,113,843,854	17,575,028
退耳	職被保険者等	分			157,506	157,506	0
高物	額介護合算-	-般被(保険者分		6,600,000	6,251,546	348,454
高物	額介護合算退	職被 個	保険者等分	}	200,000	2,742	197,258
移		送		費	350,000	0	350,000
— fi	般被保険者分	}			300,000	0	300,000
	職被保険者等				50,000	0	50,000
出	産 章	Î.	児 諸		172,290,000	152,987,379	19,302,621
葬	祭		諸	費	37,700,000	36,800,000	900,000
傷	病	手	当	金	1,000,000	760,425	239,575
	健康保				, , ,	14,637,512,667	87,333
医	療		付 費	分	9,951,470,000	9,951,388,787	81,213
	般被保険者分				9,951,470,000	9,951,388,787	81,213
	職被保険者等			_	0	0	-
	期高齢				3,625,260,000	3,625,259,034	966
	般被保険者分				3,625,260,000	3,625,259,034	966
	職被保険者等				0	0	-
介	護納		付 金		1,060,870,000	1,060,864,846	5,154
共	同 事	業	拠	出 金		6,015	93,985
	の共同事業				100,000	6,015	93,985
保	健	事	業	費	_,,	869,978,103	183,921,897
	定健康診査	寺事業			1,035,180,000	855,618,916	179,561,084
諸	支	,	出	<u>金</u>	,,	91,992,139	6,107,861
予		備		費	5 1,2 1 3,5 1 3	0	94,100,000
	歳 出	合	計		50,786,000,000	49,291,321,047	1,494,678,953

歳入・歳出差引残額 130,120,482 円 財政調整基金積立 130,000,000 円 翌年度繰越 120,482 円

(3) 年度別決算状況

<歳 入> (単位:円・%)

		区		分			平成30年	年度		令和元年度			
							決 算 額	構成比	前年比	決 算 額	構成比	前年比	
国	民	健	康	保	険	料	11,307,257,751	21.17	▲ 2.69	10,819,069,456	20.89	▲ 4.32	
	_	般	被係	険	者	分	11,260,180,493	21.08	▲ 2.05	10,811,162,599	20.87	▲ 3.99	
		現年	医療約	合付費?	分		7,174,613,026	13.43	▲ 2.71	6,909,045,299	13.34	▲ 3.70	
		分	介護糾	村金?	分		619,264,576	1.16	▲ 2.47	598,742,078	1.16	▲ 3.31	
		,-	後期高	新齢者:	支援金	全分	2,723,241,931	5.10	1.05	2,611,497,214	5.04	▲ 4.10	
		滞納	医療絲	合付費:	分		501,321,462	0.94	▲ 5.72	464,399,993	0.90	▲ 7.36	
		繰越	介護糾	村金:	分		58,978,529	0.11	▲ 10.94	54,384,691	0.11	▲ 7.79	
		分	後期高	新齢者 :	支援金	会分	182,760,969	0.34	▲ 5.34	173,093,324	0.33	▲ 5.29	
	退	職者	皮保	険者	等	分	47,077,258	0.09	▲ 62.14	7,906,857	0.02	▲ 83.20	
		現年	医療絲	合付費?	分		24,055,842	0.05	▲ 65.81	2,728,004	0.01	▲ 88.66	
		現年 分	介護糾	村金?	分		5,240,307	0.01	▲ 68.19	603,577	0.00	▲ 88.48	
		,,,	後期高	新齢者 :	支援金	会分	9,075,058	0.02	▲ 64.88	1,051,841	0.00	▲ 88.41	
		滞納	医療絲	合付費:	分		5,445,314	0.01	▲ 26.23	2,206,609	0.00	▲ 59.48	
		繰越	介護糾	付金:	分		1,239,812	0.00	▲ 21.49	488,848	0.00	▲ 60.57	
		分	後期高	新齢者:	支援金	全分	2,020,925	0.00	▲ 24.86	827,978	0.00	▲ 59.03	
国		庫	支	出	1	金	1,140,000	0.00	▲ 99.99	7,401,000	0.01	549.21	
	総務費	費国庫	甫助金				-	-	-	6,931,000	0.01	皆増	
	災害等	等臨時物	寺例補足	助金			1,140,000	0.00	79.53	470,000	0.00	▲ 58.77	
県		支		出		金	36,382,077,494	68.12	1,109.40	35,403,971,689	68.36	▲ 2.69	
	健康均	曽進事ӭ	業費補足	助金			845,594	0.00	▲ 28.69	277,215	0.00	▲ 67.22	
	保険約	給付費等	等交付:	金			36,381,231,900	68.12	-	35,403,694,474	68.36	▲ 2.69	
	Z E	普通交付	付金				35,589,640,900	66.64	-	34,637,821,474	66.88	▲ 2.67	
	4	寺別交付	付金				791,591,000	1.48	-	765,873,000	1.48	▲ 3.25	
財		産		収		入	196,492	0.00	▲ 57.49	93,073	0.00	▲ 52.63	
繰	Į		入			金	4,958,246,253	9.28	▲ 5.93	4,917,892,986	9.50	▲ 0.81	
	_	般	会 計	十 繰	入	金	4,041,246,253	7.57	▲ 9.23	4,739,392,986	9.15	17.28	
	1:	呆険基準	盤安定	繰入金			1,944,313,447	3.64	1.93	1,891,962,925	3.65	▲ 2.69	
	ľ	(保険	料軽減:	分)			1,098,634,136	2.06	3.16	1,068,633,971	2.06	▲ 2.73	
	ľ	(保険	者支援:	分)			845,679,311	1.58	0.38	823,328,954	1.59	▲ 2.64	
	Ħ	職員給-	与費等?	繰入金			805,928,442	1.51	4.12	796,133,983	1.54	▲ 1.22	
	Ŀ	出産育!	見一時:	金等繰	入金		124,098,666	0.23	▲ 8.10	111,789,333	0.22	▲ 9.92	
	[国保財政	改安定 [⁄]	化支援	事業績	繰入金	96,905,698	0.18	▲ 16.07	100,506,745	0.19	3.72	
	2	その他-	一般会	計繰入	金		1,070,000,000	2.00	▲ 29.61	1,839,000,000	3.55	71.87	
	基	金	: 約	ŧ.	入 入	金	917,000,000	1.72	11.97	178,500,000	0.34	▲ 80.53	
繰	Į		越			金	342,116	0.00	▲ 49.83	2,514,769	0.00	635.06	
諸	i		収			入	758,989,400	1.42	6.31	639,737,364	1.24	▲ 15.71	
		合		計			53,408,249,506	-	▲ 17.89	51,790,680,337	-	▲ 3.03	

※構成比は小数点第2以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

(単位:円・%)

	分		区				,	(参考)令和	* /- 11.		令和25
険 料	保	康	健	民	国	前年比	構成比 21.97	予 算 額 10,685,000,000	前年比 0.37	構成比 21.97	決 算 額 10,859,220,615
分			被化	般			21.96	10,683,700,000		21.97	10,856,323,983
"		12			医療給			6,853,900,000		14.20	7,020,243,742
	現年				介護納		1.23	596,600,000		1.20	591,627,991
	分	}			後期高		{{	2,503,500,000		5.18	2,560,261,706
1	滞納	,			医療給		1.05	508,400,000		0.92	457,044,900
	燥越				介護納	-	0.11	51,700,000		0.11	54,062,448
	分	}			後期高	-	0.35	169,600,000		0.35	173,083,196
分	新 等		皮保				0.00	1,300,000	▲ 63.37	0.01	2,896,632
			分	付費	医療給		0.00	2,000	▲ 98.87	0.00	30,830
	現年				介護納	-	0.00	2,000	▲ 98.84	0.00	7,030
	分	}	支援金	齢者	後期高	-	0.00	2,000	▲ 98.86	0.00	11,949
1	滞納		分	付費	医療給	-	0.00	830,000	▲ 18.25	0.00	1,803,821
	繰越		分 分	付金	介護納	-	0.00	164,000	▲ 21.14	0.00	385,524
	分	}	支援金	齢者	後期高	-	0.00	300,000	▲ 20.59	0.00	657,478
金	出	支	ŧ		国	-	0.00	100,000	1,114.34	0.18	89,873,000
			補助金	国庫	総務費	-	0.00	0	428.50	0.07	36,630,000
		力金	寺例補	臨時	災害等	-	0.00	100,000	11,228.30	0.11	53,243,000
金	出		支		県	-	67.01	32,595,000,000	▲ 5.63	67.61	33,412,059,563
		か金	業費補	進事	健康増	-	0.00	334,000	▲ 31.46	0.00	190,000
		<u>></u>	等交付	付費	保険給	-	67.01	32,594,666,000	▲ 5.63	67.61	33,411,869,563
				付金	普通交	-	65.64	31,928,810,000	▲ 5.83	66.00	32,616,949,563
				付金	特別交	-	1.37	665,856,000	3.79	1.61	794,920,000
入	収		産		財	-	0.00	500,000	▲ 61.01	0.00	36,285
金		入			繰	-	10.72	5,214,300,000	▲ 9.87	8.97	4,432,534,296
金	入	繰	会 言	般	_	-	10.57	5,142,300,000	▲ 7.98	8.82	4,361,334,296
7		<u>></u>	定繰入	盤安	保険基	-	3.96	1,924,085,000	3.72	3.97	1,962,340,979
			咸分)	料軽	(保険	-	2.29	1,112,218,000	5.70	2.29	1,129,545,718
			爰分)	者支	(保険	-	1.67	811,867,000	1.15	1.69	832,795,261
		Ž	等繰入	与費	職員給	-	1.81	878,598,000	▲ 1.76	1.58	782,108,632
		全人系	诗金等	児一	出産育	-	0.23	112,000,000	▲ 9.53	0.20	101,138,666
Ž	繰入金	賽事業	定化支	政安	国保財	-	0.20	95,617,000	▲ 0.76	0.20	99,746,019
		金	会計繰	一般	その他		4.38	2,132,000,000	▲ 23.00	2.87	1,416,000,000
金	入		. A	f	基	-	0.15	72,000,000	▲ 60.11	0.14	71,200,000
金		越			繰	-	0.00	100,000	▲ 74.08	0.00	651,878
入		収			諸	-	0.31	150,000,000	▲ 1.98	1.27	627,065,892
	計		合			-	-	48,645,000,000	▲ 4.57	-	49,421,441,529

<歳 出> (単位:円・%)

						平成30:	年度		令和元年度				
	区		分			決 算 額	構成比	前年比	決 算 額	構成比	前年比		
総		務		費		819,624,735	1.54	▲ 5.01	816,780,248	1.58	▲ 0.35		
保	険	給	付	費	:	35,757,343,343	67.12	▲ 5.31	34,931,946,063	67.60	▲ 2.31		
一般	设被保険者	分				35,334,562,063	66.33	▲ 4.64	34,637,871,770	67.03	▲ 1.97		
	療養給付	費				30,653,384,815	57.54	4 .63	30,045,671,807	58.14	▲ 1.98		
	療養費					396,827,754	0.74	▲ 14.51	359,941,081	0.70	▲ 9.30		
	高額療養	費				4,278,714,853	8.03	▲ 3.62	4,226,385,519	8.18	▲ 1.22		
	高額介護	(合算)	療養費			5,418,860	0.01	12.31	5,873,363	0.01	8.39		
	移送費					215,781	0.00	▲ 95.28	0	0.00	皆減		
退職	戦被保険者	等分				116,704,055	0.22	▲ 69.33	13,430,676	0.03	▲ 88.49		
	療養給付	費				98,575,735	0.19	▲ 68.59	11,823,109 0.02		▲ 88.01		
	療養費					2,018,923	0.00	▲ 67.83	359,252 0.00				
	高額療養	費				16,024,065	0.03	▲ 73.39	1,248,315				
	高額介護	(合算)	療養費			85,332	0.00	▲ 55.35	0				
	移送費					0	0.00	0.00	0	0.00	0.00		
出產	全育児諸費					187,610,747	0.35	▲ 8.62	168,016,381	0.33	▲ 10.44		
葬祭	祭諸費					38,000,000	0.07	▲ 3.31	35,500,000	0.07	▲ 6.58		
傷症	有手当金					- ;	-	-	-	-	-		
審査	全支払手数	料				80,466,478	0.15	▲ 4.63	77,127,236	7,127,236 0.15			
国民	健康保	険 事	業費	納付金		14,913,928,053	28.00	皆増	14,834,024,009	024,009 28.70			
医療	秦給付費分	†				10,248,929,553	19.24	皆増	10,133,944,834	19.61	▲ 1.12		
	一般被係	除者:	分			10,192,529,553	19.13	皆増	10,120,444,834	19.58	▲ 0.71		
	退職被保	除者:	分			56,400,000	0.11	皆増	13,500,000	0.03	▲ 76.06		
後期	明高齢者支	援金	等分			3,641,898,989	6.84	皆増	3,665,948,611	7.09	0.66		
	一般被係	除者:	分			3,620,698,989	6.80	皆増	3,660,848,611	7.08	1.11		
	退職被保	除者:	分			21,200,000	0.04	皆増	5,100,000	0.01	▲ 75.94		
介護	雙納付金分	}				1,023,099,511	1.92	皆増	1,034,130,564	2.00	1.08		
共	同 事	業	拠	出 金		6,776	0.00	▲ 100.00	7,960	0.00	17.47		
保	健	事	業	費		996,777,942	1.87	▲ 1.78	1,018,625,944	1.97	2.19		
保健	建事業費					18,912,716	0.04	▲ 1.88	18,520,027	0.04	▲ 2.08		
特定	定健康診査	等事	業費			977,865,226	1.84	▲ 1.78	1,000,105,917	1.94	2.27		
諸	支		出	金		785,053,888	1.47	33.68	76,644,235	0.15	▲ 90.24		
予		備		費		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00		
	合		計			53,272,734,737	-	▲ 17.04	51,678,028,459	-	▲ 2.99		
1	収支差引列	浅(歳	入-歳出	出)		135,514,769	-	▲ 83.64	112,651,878	-	▲ 16.87		
		えに関: 制度改				・国保法改正等による国保の (国保納付金、保険給付費 額医療費共同事業、保険財 廃止) ・保険料の5割・2割軽減の対 ・保険料限度額の引上げ ・保険料均等割額の引上げ	養等交付金(材政共同安) 対象世帯の打	定化事業の	・保険料の5割・2割軽減の対象世帯の拡大・保険料限度額の引上げ				

(単位:円・%)

令和2:	年度		(参考)令和3	年度予算		区 5 比	分						
決 算 額	構成比	前年比	予算額	構成比	前年比			<u> </u>	<u>.</u>		נכ		
837,332,256	1.70	▲ 5.01	878,800,000	1.81	-	総			į	務			費
32,854,499,867	66.65	▲ 5.31	32,133,900,000	66.06	-	保		険	į	給	作	ł	費
32,596,669,862	66.13	▲ 4.64	31,856,430,000	65.49	-	_	般	被	保	険	者	分	
28,169,906,158	57.15	▲ 4.63	27,340,660,000	56.20	-	療養	給付靠	費					
306,668,304	0.62	▲ 14.51	274,320,000	0.56	-	療養	費						
4,113,843,854	8.35	▲ 3.62	4,234,250,000	8.70	-	高額	寮養	費					
6,251,546	0.01	12.31	6,900,000	0.01	-	高額:	介護で	合算療	養費	1			
0	0.00	▲ 95.28	300,000	0.00	-	移送	費						
397,287	0.00	▲ 69.33	550,000	0.00	-	退	職	被	保	険 者	当 等	分	
225,491	0.00	▲ 68.59	100,000	0.00	-	療養	給付置	費					
11,548	0.00	▲ 67.83	100,000	0.00	-	療養	費						
157,506	0.00	▲ 73.39	100,000	0.00	-	高額	寮養	費					
2,742	0.00	▲ 55.35	200,000	0.00	-	高額:	介護で	合算療	養費	į			
0	0.00	0.00	50,000	0.00	-	移送	費						
152,987,379	0.31	▲ 8.62	168,090,000	0.35	-	出産	育児語	渚費					
36,800,000	0.07	▲ 3.31	36,000,000	0.07	-	葬祭	渚費						
760,425	0.00	皆増	1,000,000	0.00	-	傷病-	手当金	金 金					
66,884,914	0.14	▲ 4.63	71,830,000	0.15	-	審査	支払-	手数料	4				
14,637,512,667	29.70	皆増	14,881,400,000	30.59	-	国	民化	建康	保険	事	業 費	納付	金
9,951,388,787	20.19	皆増	10,107,510,000	20.78	-	医	授	美	合	付	費	分	
9,951,388,787	20.19	皆増	10,107,510,000	20.78	-	一般	波保隆	食者分)				
0	0.00	皆増	0	0.00	-	退職	波保隆	食者が)				
3,625,259,034	7.35	皆増	3,683,110,000	7.57	-	後	期	高 齢	者 3	支 援	金等	争分	
3,625,259,034	7.35	皆増	3,683,110,000	7.57	-	一般	波保隆) 食者が)				
0	0.00	皆増	0	0.00	-	退職	波保隆	食者が	<u>}</u>				
1,060,864,846	2.15	皆増	1,090,780,000	2.24	-	介	i	连 弁	内	付	金	分	
6,015	0.00	▲ 100.00	100,000	0.00	-	共	F] [F 3	業	拠	出	金
869,978,103	1.76	▲ 1.78	556,600,000	1.14	-	保		健	Į	事	牚	ŧ	費
14,359,187	0.03	▲ 1.88	14,400,000	0.03	-	保健	事業寶	費					
855,618,916	1.74	▲ 1.78	542,200,000	1.11	-	特定位	建康	诊査等	事業	費			
91,992,139	0.19	33.68	94,200,000	0.19	-	諸		3	ξ		出		金
0	0.00	0.00	100,000,000	0.21	-	予			1	備			費
49,291,321,047	-	▲ 17.04	48,645,000,000	-	-			î	<u></u>		計		
130,120,482	-	▲ 83.64	0	-	-								
・保険料の5割・2割軽減の対・保険料限度額の引上げ・保険料均等割額の引上げ	対象世帯の抗	広大	・平成30年度税制改正における 下げ及び基礎控除の引上げ ・基礎控除の引上げに伴う保険 正										

(4) 年度別決算における被保険者1人当たり諸費の状況

(単位:円/人)

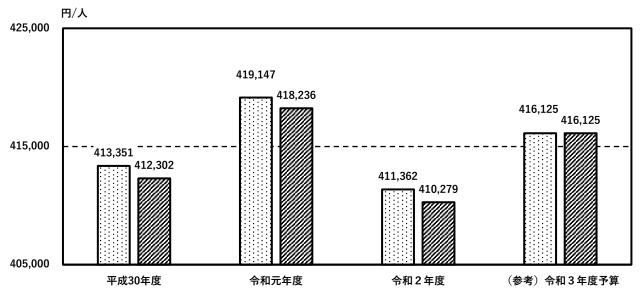
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	(参考)令和3年度予算
	全(87,512	87,560	90,387	91,403
	は 保 医	59,636	59,714	62,253	62,987
	料後期	1 22,577	22,551	22,757	22,869
	介 [5,299	5,295	5,378	5,547
	国庫支出会	9	60	748	1
歳入	県支出金	281,578	286,528	278,107	278,828
	一般会計繰入金	22,996	23,473	24,516	25,751
	うち法定が	8,281	14,883	11,786	18,238
	基金繰入金	7,097	1,445	593	616
	その他の歳り	5,878	5,198	5,224	1,288
	合 計	413,351	419,147	411,362	416,125
	保険給付置	276,742	282,708	273,466	274,884
	国保事業費納付金	115,426	120,053	121,836	127,300
歳出	保健事業	7,715	8,244	7,241	4,761
	その他の歳と	12,419	7,231	7,736	9,180
	合 計	412,302	418,236	410,279	416,125
年 度	平均被保険者総数	129,208	123,562	120,141	116,900

(5) 基金の状況

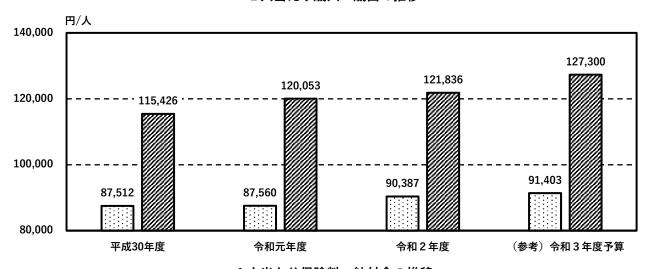
(ア) 財政調整基金保有額の状況

(単位:円)

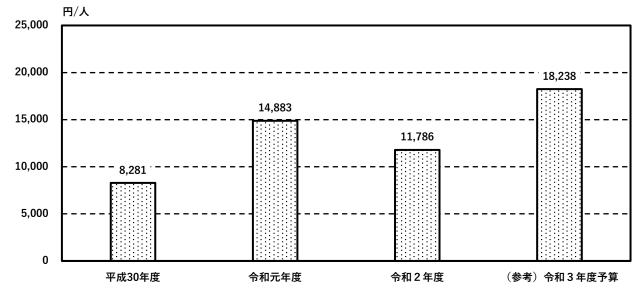
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(見込み)
	年度当初保有額	205,700,116	116,700,116	71,200,116	112,000,116
積立	剰余金 (前年度より)	828,000,000	133,000,000	112,000,000	130,000,000
額	運用収入	0	0	0	0
	取崩し額	917,000,000	178,500,000	71,200,000	72,000,000
	年度末保有額	116,700,116	71,200,116	112,000,116	170,000,116



1人当たり歳入・歳出の推移



1人当たり保険料・納付金の推移



1人当たり法定外繰入金の推移

(イ) 高額療養費貸付基金保有額の状況

			基金の額			運	用
度	区分	現金	債権	āl	区分	前年度末 現在高	年度中 貸付高
平成 28	年度中 増減高	▲ 4,173,329	4,173,329	0	件数(件)	42	195
年度	年度末 現在高	30,119,065	9,880,935	40,000,000	金額(円)	5,707,606	37,582,800
平成 29	年度中 増減高	8,004,335	▲ 8,004,335	0	件数(件)	42	144
年度	年度末 現在高	38,123,400	1,876,600	40,000,000	金額(円)	9,880,935	21,936,300
平成	年度中 増減高	608,100	▲ 608,100	0	件数(件)	13	80
年度	年度末 現在高	38,731,500	1,268,500	40,000,000	金額(円)	1,876,600	13,153,300
令和 元	年度中 増減高	▲ 2,997,500	2,997,500	0	件数(件)	6	100
年度	年度末 現在高	35,734,000	4,266,000	40,000,000	金額(円)	1,268,500	18,135,200
令和 2	年度中 増減高	1,268,400	▲ 1,268,400	0	件数(件)	23	93
年度	年度末 現在高	37,002,400	2,997,600	40,000,000	金額(円)	4,266,000	15,245,100

(ウ) 国民健康保険出産費資金貸付基金保有額の状況

		基金	の額			運	用
度	区分	現金	債 権	計	区分	前年度末 現在高	年度中 貸付高
平成 28	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	1	0
年度	年度末 現在高	9,769,831	230,169	10,000,000	金額(円)	230,169	0
平成 29	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	1	1
年度	年度末 現在高	9,769,831	230,169	10,000,000	金額(円)	230,169	420,000
平成 30	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	1	0
年度	年度末 現在高	9,769,831	230,169	10,000,000	金額(円)	230,169	0
令和 元	年度中 増減高	230,169	▲ 230,169	0	件数(件)	1	0
年度	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	230,169	0
令和 2	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
年度	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0

				運用			
		年度末現在高	:			償 還 高	
区分	計	年度中 貸付分	前年度末 未償還分	欠損分	計	年度中 貸付分	前年度末 未償還分
件数(件)	42	41	1	2	193	154	39
金額(円)	9,880,935	9,601,500	279,435	13,853	33,395,618	27,981,300	5,414,318
件数(件)	13	13	0	0	173	131	42
金額(円)	1,876,600	1,876,600	0	0	29,940,635	20,059,700	9,880,935
件数(件)	6	5	1	0	87	75	12
金額(円)	1,268,500	1,225,400	43,100	0	13,761,400	11,927,900	1,833,500
件数(件)	23	22	1	0	83	78	5
金額(円)	4,266,000	4,222,900	43,100	0	15,137,700	13,912,300	1,225,400
件数(件)	15	14	1	0	101	79	22
金額(円)	2,997,600	2,954,500	43,100	0	16,513,500	12,290,600	4,222,900

			運用				
	償 還 高				年度末現在高		
前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計	欠損分	前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計	区分
0	0	0	0	1	0	1	件数(件)
0	0	0	0	230,169	0	230,169	金額(円)
0	1	1	0	1	0	1	件数(件)
0	420,000	420,000	0	230,169	0	230,169	金額(円)
0	0	0	0	1	0	1	件数(件)
0	0	0	0	230,169	0	230,169	金額(円)
1	0	1	0	0	0	0	件数(件)
230,169	0	230,169	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)

^{※ 1}件の貸付金を分割にて償還しているため、全額償還された際に償還高の件数を1件とする

1 3 . 事 業 年 報

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表 (令和 2年度)

祭

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

〇一般状況

その他保険給付

	事業	開始年月日	明	四和29年	4月	1日
傷病	手 当	出産手	当	そ	の	他

0円

0 円

			本年度末現在				
			11 2010011	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
t	世帯	数	81, 685				
被保	総	数	118, 409	2, 792	49, 970	27, 897	3, 143
険	退職被保障	食者等	0	0			
者数	一般被係	保 険 者	118, 409	2, 792	49, 970	27, 897	3, 143

50,000円 999,999,999,999円

			年 度 平 均				
				(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲) 70年以上現40
				未就学児	前期高齢者	70歳以上一般	70歳以上現役 並み所得者
世	生 帯	数	82, 363				
被保	総	数	120, 141	2, 725	50, 494	27, 433	3, 031
険	退職被保險	食者等	1	0			
者数	一般被保	段 者	120, 140	2, 725	50, 494	27, 433	3, 031

	本年度末現在	年 度 平 均	
介護保険第2号被保険者数	37, 305	37, 772	
介護保険第2号世帯数	32, 572	32, 893	\equiv
			-
	本年度末現在	年 度 平 均	
特 定 世 帯 数	0	ا ۱	
付处世市数	U	\	

出產育児

999, 999, 999, 999 円

葬

	年 度 平 均
標準負担額の減額状況	3, 884
	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	81

本年度中増	本年度中増	転	入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出	生	後期高齢者 離脱	その他	計
被保険者			6, 386	3, 654	17, 745	272		342	1	962	25, 708
増減内訳	本年度中減	転	出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死	亡	後期高齢者 加入	その他	計
			5, 301	2, 837	14, 771	566		830	4, 435	1, 964	27, 867

本年度末現在	専	任	兼	任	計
事務職員数		58		0	58

一部負担割合	法定割合	その他		
一部貝拉刮台	1	0	1	

備	Ī		战者	
考		氏	名	印

様式14(市町村) 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1)

(令和 2年度)

都 道 府 県 名 千葉県

○経理状況 1. 収支状況及び資産・負債等の状況 [1] 収入状況及び支出状況

保 険 者 名 船橋市 都道府県・保険者番号 1 | 2 | - | 0 | 0 |

_		人状况及ひ支出状							林陕有番号	1 2 -	
		収		入				支		出	
	科	目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分		科	目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
			円	円	円				円	円	円
ı	降船	医療給付費分	7, 477, 288, 642			j :	総	務費	837, 332, 256		
保	険者 般 被保	後期高齢者支援金分	2, 733, 344, 902	2, 733, 344, 902				療養給付費	28, 169, 906, 158		
保険料<税>	分保	介護納付金分	645, 690, 439		645, 690, 439			療 養 費	306, 665, 005		
朴人		一般被保険者分計	10, 856, 323, 983	2, 733, 344, 902	645, 690, 439		_	小 計	28, 476, 571, 163		
一般	n. 记	医療給付費分	1, 834, 651			1	般	高額療養費	4, 113, 843, 854		
V	険者分 退職被保	後期高齢者支援金分	669, 427	669, 427		保	被	高額介護合算療養費	6, 251, 546		
l	只被	介護納付金分	392, 554		392, 554	1	保	移 送 費	0		
ı	′′保	退職被保険者等分計	2, 896, 632	669, 427	392, 554	険	険	出産育児諸費	152, 916, 399		
		計	10, 859, 220, 615	2, 734, 014, 329	646, 082, 993		被保険者分	葬祭諸費	36, 800, 000		
3	庫	支 出 金	89, 873, 000			1	/,	育児諸費	0		
		 付費等交付金(普通交付金)	32, 616, 949, 563			給		その他	760, 425		
Ι.		保険者努力支援分	197, 839, 000			i		一般被保険者分計	32, 787, 143, 387		
都	へ特別交付金>交付金保険給付費等	特別調整交付金分	166, 279, 000			付	退	療養給付費	225, 491		
提牌	特 () 候 別 点 給	都道府県繰入金(2号分)	246, 514, 000			i	退職被保険	療養費	11, 548		
憬	交付货	特定健康診査等負担金	184, 288, 000			#	被	小 計	237, 039		
支	金金等	保険給付費等交付金	101, 200, 000			費	保险	高額療養費	157, 506		
都道府県支出金	۸ ۰,	(特別交付金)計	794, 920, 000				者	高額介護合算療養費	2, 742		
金	山相	安定化基金交付金	n			l	者等分	移 送 費	_,		
1	別以		190, 000			l	分	退職被保険者等分計	397, 287		
1		. 07 ie 計	33, 412, 059, 563			i	4	│ ^{返職被保険有等方訂} 緊査支払手数料	66, 955, 894		
\vdash	連 合		00, 412, 009, 000			l	15	計	32, 854, 496, 568		
\vdash			1, 129, 545, 718	249, 629, 695	84, 820, 743		医	一般被保険者分	9, 951, 388, 787		
般		を盛安定(保険祝軽減分) を盤安定(保険者支援分)	832, 795, 261	249, 629, 695	46, 773, 580	 	弗病	退職被保険者等分	3, 301, 300, 787		
一般		量 給 与 費 等	782, 108, 632	200, 290, 139	40, 773, 580	事業費納付金国民健康保険	分給付	医療給付費分計	9, 951, 388, 787		
会計繰		<u>貝 和 チ 貝 寺</u> 産育児一時金等	101, 138, 666			書碑	支 後	一般被保険者分		2 625 250 024	
繰		度自允 时亚 <u>等 </u> 改安定化支援事業	99, 746, 019			納康	支援金等分	退職被保険者等分	3, 625, 259, 034	3, 625, 259, 034	
入金		ジタルス接事業 その他				付保	等齢	後期高齢者支援金等分計	ľ		
亚		計	1, 416, 000, 000 4, 361, 334, 296	457 027 024	131, 594, 323	金阪	分者	_{医朔高師有又援並等刀訂} 介護納付金分	3, 625, 259, 034		1 060 064 046
	古参		4, 301, 334, 290	457, 927, 834	131, 394, 323		- '		1, 060, 864, 846		1, 060, 864, 846
\vdash		勘定繰入金	07 100 177			B-	. + π+ σ= •	<u>計</u>	14, 637, 512, 667	3, 625, 259, 034	1, 060, 864, 846
H	その	他の収入	627, 102, 177			保		定化基金拠出金 <u></u> R 健 事 業 費	00 104 007		
						事健	#± =		20, 134, 987 440, 570, 379		
						事 [~] 【業	事 ^{7姓} 特定健康診査等事業費		440, 570, 379		
						費	1建身	受理センター事業費 計	460 705 266		
							<u>- 4</u>		460, 705, 366		
								費等交付金償還金 勘 定 繰 出 金	0		
						そ		<u>助 足 屧 山 亜</u> 他 の 支 出	501, 274, 190	0	
<u> </u>	、	単年度収入) A	49, 349, 589, 651	3, 191, 942, 163	777, 677, 316			<u> じ の 又 出</u> 単年度支出) B	49, 291, 321, 047		1, 060, 864, 846
/]	, 11 (<u> 丰牛及収入 / </u>	49, 349, 369, 031	3, 191, 942, 103	777, 077, 310			<u> </u>	58, 268, 604		
_		/F - A - A									-263, 167, 530
		繰 _入_金C	71, 200, 000					<u>積 立 金 F</u>	0		
	繰 -	<u>越</u> 金 D	651, 878					繰上充用金 G	0		
		村債E	0				〉 債		0		
_		安定化基金貸付金	0					安定化基金償還金	0		
Ш	収 人	合計 (A+C+D+E)	49, 421, 441, 529					計 (B+F+G+H)	49, 291, 321, 047		
								(収入合計-支出合計)	130, 120, 482		
-		^ /n 	□ 					度への繰越金 【	120, 482		
L 2	!」基金	金保有額及び市町を		+				<u>積立金</u> J	130, 000, 000		
			<u>領(前年度末)</u>	K	193, 200, 116	市	町木	付債残高	-5-	0	
			操 入 金	C	71, 200, 000	<u>う</u>	ち財政	女安定化基金貸付金	竞 残高	0	
			責立金	F	0						
			浅のうち基金積		130, 000, 000						
			也增加額		0						
			也減少額 ちゃの (K-C								
Г) 次 -			C+F+J+L-M)	252, 000, 116	I					
Ľ	」頁例	産・負債等の状況						名	' 幼 恣 辛		1
		—	<u>資</u> 科 F	產]	金額(円)			<u>負債及び</u> 科	· <u>親 </u>	金額(円)	1
		基金		a	252, 000, 116		繰上:			<u> </u>	1
次年度への繰越金 b 120.482								<u>元州显《ゴー及》。</u> 「村債残高	f	0	-
			金等	C	0			财政安定化基金貸付 財政安定化基金貸付		0	-
			他の資産	≟ d	0			の他の負化		0]
			合 計	(a+b+c+d)	252, 120, 598		負	債 合 計	(e+f+g)	0	-1
		- 					純資	孫 産(資産合計 -	負債合計)	252, 120, 598]
備								14	作成者		
端									5 名		印
	+							1 -	• н		• 1-

様式14(市町村)(つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村) (令和 2年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

〇経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保	現 年 分	11, 209, 171, 761	10, 142, 392, 212	29, 741, 227	1, 484, 330	1, 065, 295, 219	0
険料	滞納繰越分	2, 633, 145, 240	683, 013, 028	1, 177, 516	417, 002, 899	1, 533, 129, 313	0
(税)	計	13, 842, 317, 001	10, 825, 405, 240	30, 918, 743	418, 487, 229	2, 598, 424, 532	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
٨	療養給付費	計	28, 098, 096, 345	28, 169, 906, 158	63, 623, 941	8, 185, 872	0
一保	您食和 的复	現年度分(再掲)	丰度分(再掲) 28,098,096,345		63, 623, 941	8, 185, 872	0
般 被険	療養費	計	305, 983, 985	306, 665, 005	681, 020	0	0
	凉 食 貝	現年度分(再掲)	305, 983, 985	306, 665, 005	681, 020	0	0
保給険	高 額	療養費	4, 106, 483, 023	4, 113, 843, 854	6, 138, 186	1, 222, 645	0
者付	高額介記	護合算療養費	6, 251, 546	6, 251, 546	0	0	0
分費	移	送費	0	0	0	0	0
٧	その他の	の保険給付費	189, 268, 425	190, 476, 824	420, 000	840, 000	51, 601

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分											
所得割	資産割	均等割	平等割								
%	%	円	円								
6. 53	0. 00	38, 105	0								

後期高齢者支援金分											
所得割	資産割	均等割	平等割								
%	%	円	円								
2. 39	0. 00	13, 715	0								

介護納付金分											
所得割	資産割	均等割	平等割								
%	%	円	円								
1. 76	0. 00	12, 972	0								

5. 備考

収 納	E		
現 年 分 滞納繰越分	計		
90. 48 % 25. 94 %	78. 21 %		
備		作成者	Ĭ
考		氏 名	印

様式14-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(2) (令和 2年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徵収状況(一般被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険調課	料(税) 方式	(1) 4方式	(2)	3 2方章	į	(4) その他				保険料徴収回		10
保険料(税) 保険料(税) 災害等 算定額 軽減額 減免額			手による T					賦課限度額を 符号 超える額			増》	戓額			(税)	
千円 千円 9, 610, 460 812, 297			千円 66, 144		千円 7, 850	_			2咸		63, 3	f円 193	7,	千円 719, 142		
	保険料(税)算定額内									料	(税)		率		
所得割	所得割 資産割 均等害			等割	平等割			所得割 資産割		割	均等割			平等割		
千円 6, 286, 439		千円 0	3,	千円 324, 021						% 0. 00 27		27 2	,360		円 0	
65. 41 %		0. 00 %	3	34. 59 %	0.	00 %			. 50		0.00		21, 3			o l
課税対	才象額		課税	対象	保険料(税)災			災害等による そ		の他の 賦課		艮度額を	課税対	対象	B## 章甲	限度額
所得割	資産	割	世帯	数	軽減世帯勢	数 減	域免世帯数 減		減!	免世帯数 超え		超える世帯数		食者数	拟麻木	似 交假
千円 96, 752, 583		千円 0		82, 999	40,	451		574 461			1, 073	1	21, 492		千円 630	
所得割の 算定基礎		総所得3 礎控除)	金額		・ 総所得金 種控除)	額(多市	町村民和	党の	所得割額	4 市	订村民税	発税額等 ⑤その		他	
資産割の 算定基礎	① 固定	E資産税額	預等	2	固定資産	脱のう)うち土地家屋に係る部分の額 ③その他					その他				

備	作成者	
考	氏 名	印

様式14-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(3) (令和 2年度)

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料 の別 保険税	(2) 料 税	保険料(税)	1	2) 3		(4) その他				保険料		回 10		
保険料(税)	保険料(税)軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額超える額	額を	符号	-	増減額		増減額			以	(税)
千 円 3, 587, 188	千円 255, 030			円 53 457	千円 , 155		2减		1 17, 11	円 8	2, 8	千円 326, 284		
	保険料(税)	算定額内訳				4 (税		税)率		率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割		資産割		均等割			平等割			
千円 2, 543, 572	千円 0	千F 1, 043, 61		0	% 2. 63		% 0. 00		8, 59	円		円 0		
70. 91 %	0.00 %	29. 09 %	0.00		L. 00		0.00		0, 00			Ů		
課税文	寸象額	課税対象	保険料(税)	災害等による	そ(の他の	賦課队	艮度額を	課税対	象	R=+ == EI	78 麻疹		
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	咸免世帯数 減១		免世帯数 超え		超える世帯数被係		者数	拟 床	限度額		
千円 96, 752, 583			574	574 461			1, 755 12		21, 492		千円 190			
所得割の 算定基礎	③ 市町村民税の所		所得割額	④ 市日	町村民税	額等	⑤その [.]	他						
資産割の 算定基礎 ① 固定資産税額等 ② 固定資産税のうち土地家				ち土地家屋に	係る	部分の額		37	の他					

備	作成者	
考	氏 名	印

様式14-4 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(4) (令和 2年度)

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

6. 保険料(税)(介護納付金分)賦課徵収状況(介護保険第2号被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課[]

保険料 の別 保険税	(2) 料 税	保険料(税)		2) (3) 方式 2方		(4) その他				保険料		回 10
保険料(税)	保険料(税)軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額超える額	額を	符号	-	増え	咸額		以 段料 即定額	(税)
千 円 811, 670	千円 87, 661			円 38 49	千円 , 545		2喊		1 2, 31		(千円 663, 752
	保険料(税)	算定額内訳			料	-	(杉	į)	ž	率		
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	所得割 資産害		削	均等割		平等割		削
千円 447, 297	千円 0	千F 364, 373		0			% 0. 00		9, 61	円 0		円 0
55. 11 %	0.00 %	44. 89 %	0.00 9		1. 20		0.00		0, 01			Ů
課税文	才象額	課税対象	保険料(税)	災害等による	そ(の他の	賦課队	艮度額を	課税対	象	n÷÷≡⊞ l	限度額
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	域免世帯数 減免 「減免		超える	超える世帯数 被係		含者数	以	水泛領
千円 37, 298, 215	千円 0	32, 947	32, 947 14, 951 352		44	44 231 :		;	37, 916		千円 170	
所得割の 算定基礎			③ 市町村民	税の	所得割額	④ 市日	町村民税	額等	⑤その	他		
資産割の 算定基礎 ① 固定資産税額等 ② 固定資産税のうち				ち土地家屋に	係る	部分の額		37	の他			

備	作成者	
考	氏 名	印

様式15

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(1) (令和 2年度)

〇 保険給付状況

千葉県 船橋市

5, 623, 037, 005

4		声外はのは2							18 10	がし 化回 いい	
ı.		療給付の状況						都道府県・	保険者番号	1 2	2 - 0 0 4
(-	1)	全体						A. V.			
			件	数	費	用額	保険:	者負担分	一部負担	旦金	他法負担分
塀	F	養の給付等		件		円		円		円	円
Ι ″		- 1 1 1 1		1, 681, 462	38,	205, 765, 863		98, 094, 595		553, 846	1, 026, 017, 422
		事療養・生活療養(再掲)		21, 117		595, 192, 670	3	319, 608, 127	265, 9	922, 993	9, 661, 550
ı	1	食事療養・生活療養		1				1, 750		-1, 750	0
ı		診療費		1, 995		36, 351, 911		25, 328, 182	11, (023, 729	0
1		補 装 具		761		31, 194, 501		23, 086, 317	8,	105, 517	2, 667
療		柔 道 整 復 師		36, 037		278, 443, 677	2	03, 231, 782	75, 2	203, 485	8, 410
療養費等	療養費	アンマ・マッサージ		1, 504		48, 612, 750		36, 366, 063	12, 2	246, 687	0
費	食書	ハリ・キュウ		1, 511		23, 932, 350		17, 795, 224	6,	136, 494	632
帯	ຸ	その他		30		252, 026		176, 417		75, 609	0
ı		小 計		41, 838		418, 787, 215	3	05, 983, 985	112,	791, 521	11, 709
		海外療養費(再掲)		17		558, 362		390, 847		167, 515	0
ı	7	多 送 費		0		0		0		0	0
		計		1, 723, 301	38,	624, 553, 078	28, 4	04, 080, 330	9, 194, 4	143, 617	1, 026, 029, 131
(2	2)	前期高齢者分再掲									
			件	数	費	用額	保険:	者負担分	一部負担	旦金	他法負担分
NE.	秦	養の給付等		件		円		円		円	円
177	式	食の 和 り 守		1, 012, 271	23,	904, 881, 354	18, 0	67, 419, 025	5, 568, 6	676, 430	268, 785, 899
	食	:事療養・生活療養(再掲)		12, 904		332, 983, 150	1	66, 550, 603	164, 2	228, 607	2, 203, 940
痦	1	食事療養・生活療養		0				0		0	0
療養費等	4	療 養 費		20, 731		225, 326, 084	1	70, 953, 800	54, 3	360, 575	11, 709
費		海外療養費(再掲)		1		6, 470		4, 529		1, 941	0
笙				_							

(3) 70歳以上一般分再掲

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
瘏	聚養の給付等	件 592, 768	⊞ 14, 207, 261, 754	⊓ 11, 304, 159, 827	2, 804, 912, 629	[™] 98, 189, 298
	食事療養・生活療養(再掲)	7, 891	201, 691, 800		100, 953, 146	1, 017, 570
痻	食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等	療 養 費	11, 450	130, 829, 379	104, 821, 964	25, 995, 706	11, 709
費	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	604, 218	14, 338, 091, 133	11, 408, 981, 791	2, 830, 908, 335	98, 201, 007

24, 130, 207, 438

18, 238, 372, 825

0

1, 033, 002

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

Г		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	療 養 の 給 付 等	件 050	円 404 000 505	円 000 000 046	円 401 005 000	円 000 001
1	,	64, 859	1, 434, 903, 505	999, 808, 246	421, 395, 368	13, 699, 891
	食事療養・生活療養(再掲)	661	12, 467, 967	4, 103, 497	8, 106, 410	258, 060
癠	食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等	療 養 費	1, 353	13, 080, 258	9, 153, 534	3, 926, 724	0
費	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
一等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	66. 212	1, 447, 983, 763	1, 008, 961, 780	425, 322, 092	13, 699, 891

(5) 未就学児分再掲

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療	養の給付等	件 29, 474	円 490, 144, 397	四 390, 268, 727	43, 977, 024	^円 55, 898, 646
		255	4, 489, 297	1, 744, 657	329, 810	2, 414, 830
癠	食事療養	0		0	0	0
療養費等	療 養 費	111	1, 878, 813	1, 503, 039	375, 774	0
費	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	29, 585	492, 023, 210	391, 771, 766	44, 352, 798	55, 898, 646

備 作成者 考 氏 名 囙

0

268, 797, 608

様式15-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(2) (令和 2年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

2. 高額療養費の状況

			合 拿	算 分		単 独	虫 分				
			多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他	他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
6 ₩ ₩h	件	数	4, 035	30, 210	6, 421	6, 559	12, 378	19, 352	4, 049	83, 004	36, 342
総数	高額療養費	き(円)	91, 678, 877	259, 203, 460	641, 073, 910	596, 217, 175	1, 780, 999, 487	392, 015, 275	345, 294, 839	4, 106, 483, 023	3, 587, 769, 746
(再掲) 前期	件	数	2, 711	29, 551	3, 117	3, 557	8, 295	16, 915	2, 182	66, 328	
高齢者分	高額療養費	*(円)	55, 150, 231	227, 743, 373	310, 307, 624	322, 187, 473	1, 177, 741, 880	310, 250, 824	121, 302, 593	2, 524, 683, 998	
(再掲)	件	数	1, 315	28, 514	712	1, 688	5, 572	15, 664	1, 665	55, 130	
70歳以上 一般分	高額療養費	き(円)	13, 664, 278	193, 073, 687	62, 915, 040	126, 772, 390	646, 551, 271	257, 776, 725	57, 120, 966	1, 357, 874, 357	
(再掲)	件	数	318	424	178	146	296	112	37	1, 511	
70歳以上現役 並み所得者分	高額療養費	*(円)	9, 613, 190	12, 378, 988	31, 283, 367	14, 087, 066	60, 664, 516	5, 288, 280	7, 052, 438	140, 367, 845	
(再掲)	件	数	5	21	0	0	57	109	90	282	
未就学児分	高額療養費	(円)	369, 634	610, 127	0	0	9, 393, 639	2, 735, 261	23, 269, 097	36, 377, 758	
						長期高額	特定疾病該	当者数		427 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	239
給付額 (円)	6, 251, 546

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	363	736	11	0	0	1, 110
給付額(円)	151, 708, 000	36, 800, 000	760, 425	0	0	189, 268, 425

備	作成者	者	
考		名	印

様式15-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(3) (令和 2年度)

5. 療養の給付等内訳

(1)全体

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

			件数	日 数	費用額
			件	日	円
診	入	院	22, 816 件	347, 170	13, 877, 529, 891
療	入	院 外	832, 501	1, 204, 450	13, 135, 497, 040
費	歯	科	222, 800	388, 494	2, 896, 329, 110
	小	計	1, 078, 117	1, 940, 114	29, 909, 356, 041
	調	剤	599, 717	(690, 447 枚)	7, 448, 304, 257
食	事療養	• 生活療養	(21, 117)	(902, 919 回)	595, 192, 670
	訪問	看 護	3, 628	24, 121	252, 912, 895
	合	計	1, 681, 462	1, 964, 235	38, 205, 765, 863

(2) 前期高齢者分再掲

	, ,,,,,,,,				
			件数	日 数	費 用 額
			件	日	円
診	入	院	13, 847''	196, 318	8, 948, 994, 778
療	入	院 外	507, 333	736, 271	8, 348, 171, 478
費	歯	科	124, 963	217, 905	1, 600, 874, 240
	小	計	646, 143	1, 150, 494	18, 898, 040, 496
	調	剤	364, 743	(414,609枚)	4, 559, 505, 833
食	事療養	• 生活療養	(12, 904)	(499, 178 回)	332, 983, 150
	訪問	看 護	1, 385	10, 679	114, 351, 875
	合	計	1, 012, 271	1, 161, 173	23, 904, 881, 354

(3)70歳以上一般分再掲

	, , , ,				
			件数	日 数	費 用 額
l			件	日	円
診	入	院	8, 459''	119, 200	5, 444, 381, 208
療	入	院 外	297, 622	430, 708	4, 855, 173, 625
費	歯	科	70, 591	123, 561	911, 684, 450
	小	計	376, 672	673, 469	11, 211, 239, 283
	調	剤	215, 221	(245, 222 枚)	2, 714, 439, 476
食	事療養	• 生活療養	7, 891)	(302, 226 回)	201, 691, 800
	訪問	看護	875	7, 529	79, 891, 195
	合	計	592, 768	680, 998	14, 207, 261, 754

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

			件	数	日	数	費 用 額
	-	D-1		件		7 700 日	400 000 500円
診	人	院		/11		7, 726	498, 336, 590
療	入	院 外		32, 701		47, 348	542, 644, 889
費	歯	科		8, 372		14, 240	102, 110, 170
	小	計		41, 784		69, 314	1, 143, 091, 649
	調	剤		23, 019	(25, 861 枚)	275, 483, 519
食	事療養	• 生活療養	(661)	(18, 391 回)	12, 467, 967
	訪問	看 護		56		418	3, 860, 370
	合	計		64, 859		69, 732	1, 434, 903, 505

(5) 未就学児分再掲

				件	数	日	数	費用額
診	入		院		4 323 件		3,086日	252, 858, 600円
療	入	院	外		14, 598		18, 863	135, 165, 760
費	歯		科		3, 165		4, 348	36, 100, 900
	小		計		18, 086		26, 297	424, 125, 260
	調		剤		11, 316	(13, 729 枚)	56, 959, 950
	食 事	療	養	(255)	(6, 979 回)	4, 489, 297
	訪問	看	護		72		401	4, 569, 890
	合		計		29, 474		26, 698	490, 144, 397

 備
 作成者

 考
 氏 名
 印

様式 1 7 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(1)(市町村) 退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 2年度)

 都 道 府 県 名
 千葉県

 保 険 者 名
 船橋市

 都道府県・保険者番号
 1 2 - 0 0 4

〇一般状況

		本年度末現在	(再掲)未就学児
世帯数	単 独 世 帯	0	
	混合世帯	0	
	退職被保険者	0	
退職被保険者等数	被扶養者	0	0
	計	0	0

							年	度	平	均	
							+	泛	_	1-1	(再掲)未就学児
世	帯	数	単	独	世	帯				0	
🖺	ш.	30	混	合	世	帯				0	
			退	職被	保 険	者				1	
退職初	皮保険	者等数	被	扶	養	者				0	0
				ī	+					1	0

〇経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収	入	支	出
科目	収入額(円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	1, 834, 651	療養給付費	225, 491
保険給付費等交付金 (普通交付金)	1, 318, 890	麼 療 養 費	11, 548
その他の収入	1, 289, 236	療 小 計	237, 039
合 計	4, 442, 777	給 高額療養費	157, 506
		付 高額介護合算療養費	2, 742
		費 移 送 費	0
		計	397, 287
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	0
		その他の支出	2, 999
		前 年 度 繰 上 充 用 金	0

2. 保険料(税)収納状況

	(1707 174111 17472					(1.1)
	調定額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	49, 809	49, 809	0	0	0	0
滞納繰越分	7, 151, 625	2, 846, 823	0	271, 583	4, 033, 219	0
計	7, 201, 434	2, 896, 632	0	271, 583	4, 033, 219	0

合

3. 医療給付支払状況 (円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	201, 754	201, 754	0	0	0
据食和刊頁 	現年度分(再掲)	201, 754	201, 754	0	0	0
療養費	計	11, 548	11, 548	0	0	0
原 食 貝 	現年度分(再掲)	11, 548	11, 548	0	0	0
高 額	療養費	157, 401	157, 401	0	0	0
高額介證	養合算療養費	2, 742	2, 742	0	0	0
移	送 費	0	0	0	0	0

4. 備考

	現 年 分	滞納繰越分	計		
収納率	100.00 %		40. 22 %		
備	•	•		作成者	
考				氏 名	印

400, 286

様式17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(2) (令和 2年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料(税)	保険料(税)軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額3	を符号	增減	域額	保険料調定額	(税)
千 円 0	千 円 0	千円 ()		円 千 0	円 0 1 増・2	2 減	千円 31		千円 31
保険料(税)算定額内訳									
所得割	資産割	均等割	平等割						
千円 0	千円 0	千円 ()		円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %	6					
課税文	才象額	課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象		
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	减免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	(

備	作成者	
考	氏 名	印

様式17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(3) (令和 2年度)

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料(税)	保険料(税)軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額超える額	を符号	增测	或額	呆険料(税) 調定額
千円 0	千円 0	千P (円 1 0	0 1 1	2 減	千円 12	千円 12
	保険料(税)	算定額内訳				,		
所得割	資産割 均等割 平等割							
千円 0	千円 0	千 P (円 0				
0.00 %	0. 00 %	0.00 %	0.00 9	6				
課税文	対象額	課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数	
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	C	

備	作成者	
考	氏 名	印

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) F表(1) 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和 2年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

〇 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1)全体

			件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
报	F 3	養の給付等	件 1	四 288, 220	四 201, 754	四 88, 326	円 -1, 860
		食事療養 (再掲)	0	0	0	0	0
		食 事 療 養	0		0	0	0
		診 療 費	0	0	0	0	0
		補装具	0	0	0	0	0
療	.=	柔道整復師	3	16, 498	11, 548	4, 950	0
療養費等	療養費	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
費	書	ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
寺		その他	0	0	0	0	0
		小 計	3	16, 498	11, 548	4, 950	0
1		海外療養費 (再掲)	0	0	0	0	0
1	Ŧ	多 送 費	0	0	0	0	0
		計	4	304, 718	213, 302	93, 276	-1, 860

(2) 未就学児分再掲

		件 数	費	用	額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療	養の給付等		件		円	円	P	円
7.5	はなめには、		0		0	0	0	0
	食事療養(再掲)		0		0	0	0	0
痻	食事療養		0			0	0	0
療養費等	療 養 費		0		0	0	0	0
費	海外療養費(再掲)		0		0	0	0	0
寺	移 送 費		0		0	0	0	0
	計		0		0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

			算分		単 独	虫 分				
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他	他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
4/\> *h	件 数	2	0	0	0	0	0	0	2	0
総数	高額療養費(円	157, 506	0	0	0	-105	0	0	157, 401	-105
(再掲)	(再掲) ^{件 数}		0	0	0	0	0	0	0	
未就学児分 高額療養費(円)		学児分 高額療養費(円) 0 0		0	0 0 0			0	0	
					長期高額	負特定疾病詞	亥当者数		0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	1
給付額(円)	2, 742

備	作成	战者	
考	氏	名	印

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)F表(2) 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和 2年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

4. 療養の給付等内訳

(1)全体

				ì	艮職 被保険者	分	初	好養 者 分	}
			件	数	日 数	費用額	件 数	日 数	費用額
診	入	院		件。	日 0	円 -82, 670	件 0	日 0	円 0
療	入	院 外		2	2	19, 910	-2	-2	-11, 970
費	歯	科		0	0	0	0	0	0
~	小	計		2	2	-62, 760	-2	-2	-11, 970
	調	剤		2	(2枚)	377, 300	-1	(-1 枚)	-14, 350
	食 事	療 養	(0)	(0 0)	0	(0)	(0回)	0
	訪問	看 護		0	0	0	0	0	0
	合	計		4	2	314, 540	-3	-2	-26, 320

(2) 未就学児分再掲

						被扶	養 者 分		
				件	数	日	数	費	用額
=_^	7		7 -		件		日		円
診	入		院		0		0		0
療	入	院	外		0		0		0
	歯		科		0		0		0
箕	小		計		0		0		0
	調	}	削		0	(0 枚)		0
	食 事	療	養	(0)	(0 回)		0
	訪問	看言	蒦		0		0		0
	合	Ī	†		0		0		0

備	作成者	
考	氏 名	印



1 4 . 高 齢 者 医 療

14. 高齢者医療

(1) 老人医療の概要

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保及び疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的とする老人保健制度は、昭和58年2月に老人保健法が制定され発足しました。

老人保健制度のうち、75歳以上の者を対象とする老人医療は、医療に要する費用を国民が公平に負担するものとされ、受給者に一部負担を求めるとともに、国や地方公共団体が一定の負担を行い、また各医療保険者が公平に拠出する仕組みとなっていました。

老人医療費の公費負担率は、受給者の一部負担金を除いた額の50%で、国・都道府県・市町村がそれぞれ4:1:1を負担していました。

(2) 「後期高齢者医療制度」の創設

健康保険法の一部を改正する法律(平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号)が成立したことにより、老人保健医療制度に代わり、平成 20 年 4 月 1 日から「後期高齢者医療制度」が施行されました。

これにより、老人医療受給者は引き続き新制度の被保険者となり、医療費等から本人負担額を差し引いた医療給付費等の5割を公費、4割を健保・国保等の保険者、1割を後期高齢者医療制度の被保険者からの保険料で賄います。

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が主体(保険者)となり、市町村との業務分担により運営されています。

※ 対象者(被保険者)

75 歳以上の者。また 65 歳以上 75 歳未満の一定の障害のある者(例:身体障害者手帳 1~3 及び 4 級の一部の者、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の者等)で加入を希望する者は、広域連合から認定を受けることにより対象になります。

(3) 船橋市の高齢者医療のあゆみ

年月日	事項					
昭和						
47. 4. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始(市の制度)					
48. 1. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始(国の制度)所得制限あり					
48.10. 1	(1) 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等(身障者)老人医療費支給制度開始					
	(国の制度)所得制限あり					
	(2) 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等(身障者)老人医療費支給制度開始					
	(市の制度)国の制度の所得制限額を超えるもの					
50. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度開始(市の制度)助成限度額の制限あり					
54. 4. 1	(1) 老人医療付添看護料の助成限度額の撤廃(市の制度)					
	(2) 65歳以上70歳未満のひとり暮らし老人及び6ヶ月以上ねたきり老人医療費助成制度					
	開始(市の制度)					
58. 2. 1	老人保健法の施行に伴い、老人医療費助成制度の一部変更(70歳以上、65歳以上 70歳					
	未満のねたきり老人等(身障者)の老人医療費支給制度(国及び市の制度)が移行した)					
62. 1. 1	老人保健法の一部改正					
	(1) 一部負担金の改正					
	(2) 加入者按分率の引上げ					
	(3) 老人保健施設の創設					
62. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度の一部改正					
	(市の制度)所得制限 国民年金法の老齢福祉年金が全部停止となる所得以上の者					
平成						
元.10.1	老人付添看護料資金貸付制度開始(実施主体 船橋市社会福祉協議会)					
3. 4. 1	人工水晶体等費用助成制度開始					
4. 1. 1	老人保健法の一部改正					
	(1) 一部負担金の改正					
	(2) 公費負担割合の引上げ					
	(3) 老人保健施設入所対象者の拡大					
4. 4. 1						
	(1) 公費負担割合の引上げ					
	(2) 老人訪問看護制度の創設					
4.12. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度)					
	(1) 助成対象者の拡大 68歳、69歳の老人					
	(2) 所得制限 本人の所得が老齢福祉年金の全部が支給停止となる本人の所得限度額					
	の 1.5 倍の額以下					

年月日	事項
5. 4. 1	(1) 老人保健法の一部改正 一部負担金の改正
	(2) 老人医療付添看護料の助成制度の一部改正(市の制度)所得制限の緩和
	(3) 特殊眼鏡等費用助成制度の一部改正(市の制度)
	① 補助眼鏡の新設 ② 所得制限の緩和
6. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度) 助成開始日の改正
6.10. 1	老人保健法の一部改正
	(1)標準負担額の創設
	(2)入院時食事療養費の創設
	(3)付添看護療養費の廃止(経過措置あり)
7. 4. 1	(1) 老人保健法の一部負担金の改正
	(2)はり、きゅう費用助成制度の一部改正(市の制度)
	あんま、マッサージ、指圧の施術を助成対象に新設
8. 4. 1	老人保健法の一部負担金の改正
8.10. 1	老人保健法の入院時食事療養費負担額の改正
9. 9. 1	老人保健法の一部改正
	(1) 一部負担金の改正
	(2) 外来時薬剤費の創設
9.10. 1	老人医療付添看護料の助成制度の廃止(市の制度)
10. 3.31	老人付添看護料資金貸付制度の終了(実施主体 船橋市社会福祉協議会)
10. 4. 1	老人保健法の一部負担金(入院時)の改正
10. 7. 1	組織改正により、高齢者医療係が高齢者福祉課から国民健康保険課へ
11. 4. 1	老人保健法の一部負担金(外来時・入院時)の改正
11. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金が、臨時特例措置として免除化を実施
	平成 12.6.30 まで
12. 4. 1	老人保健法の一部改正 老人保健施設療養費等の廃止(介護保険制度へ移行)
12. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金免除化の継続
13. 1. 1	老人保健法の改正 一部負担金の定率化・薬剤一部負担金の廃止
	高額医療費支給制度の創設
14. 4. 1	老人保健法の一部改正
	(1) 一部負担金限度額の改正
1410 1	(2) 診療報酬の改定
14.10. 1	老人保健法の一部改正
	(1) 患者負担の見直し(定率負担の徹底・自己負担限度額の見直し) (2) 対象年齢の引上げ(70 歳以上から 75 歳以上に段階的引上げ)
15. 4. 1	(2) 対象平断の引上り (70 威以上から 73 威以上に权陷的引上り)
13.4.1	(1) 3 歳以上 70 歳未満、3 割負担に統一
	(1) 3 殿以上 70 殿木綱、3 割負担に祝一(2) 薬剤一部負担金の廃止
	(F) A/II HFAPEV/LL

年月日	事項
15. 8. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度) 所得要件の見直し
	① 68、69 歳 ②ひとり暮らし③ねたきりの所得要件を市民税非課税世帯に改正
18. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度)
	税制改正に伴う激変緩和措置策を講じた
	(1)公的年金等控除額の縮減及び老年者の非課税措置の廃止に対する措置
18. 6.21	健康保険法等の一部改正
	平成 20 年 4 月 1 日より新たな「後期高齢者医療制度」が施行される。
18.10. 1	老人保健法の一部改正
	(1)一定以上所得者の一部負担金割合を2割から3割に変更
20. 4. 1	老人保健法の一部改正(「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更)
	後期高齢者医療制度の創設
	後期高齢者医療保険料軽減措置の実施
22. 4. 1	後期高齢者医療保険料の所得割率の変更
24. 4. 1	後期高齢者医療保険料の上限額変更(50 万円から 55 万円へ)
	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の外来適用
26. 4. 1	後期高齢者医療保険料の上限額変更(55 万円から 57 万円へ)
	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準を
06.04	変更し適用範囲を拡大)
26. 8. 1	老人医療費助成制度(市の制度)の廃止・経過措置の開始
27. 4. 1	低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準を
20 4 1	変更し適用範囲を拡大)
28. 4. 1	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更 低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準を
	欧州特省に対する保険性の減額規定を一部変更(均等割額のと割減及び3割減の基準を 変更し適用範囲を拡大)
29. 4. 1	ダモじ過用製品を拡入) 低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
27. 4. 1	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち所得
	割の軽減割合及び元被扶養者の均等割の軽減割合の縮小)
30. 4. 1	後期高齢者医療保険料の上限額変更(57 万円から 62 万円へ)
	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	 低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち所得
	割軽減の廃止及び元被扶養者の均等割の軽減割合の縮小)
31. 4. 1	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち均等
	割の軽減割合の縮小及び元被扶養者の均等割の軽減期間の縮小)

年月日	事項
令和	
2. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更(62 万円から 64 万円へ)
	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち均等
	割の軽減割合の縮小)
2. 5. 1	コンビニでの保険料収納業務を実施
2. 8. 1	ペイジー口座振替受付サービス開始
2.10. 1	W e b 口座振替受付サービスの開始
3. 4. 1	後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得基準の変更
3. 4. 1	特殊眼鏡等費用助成制度の廃止(令和2年7月1日廃止から延長)・経過措置の開始
3. 7. 31	老人医療費助成制度(市の制度)の経過措置の終了

(4)後期高齢者医療制度の給付内容

① 一部負担金割合及び自己負担限度額

		1ヶ月の自己負担限度額			
区分	一部負担金 の割合	受給者個人の限度額 (外来分のみ)	世帯の限度額 外来入院を問わず 世帯全員の自己負担額の合計 入院時の限度額		
現役並み所得者Ⅲ		252,600 円 +(医療	費の総額 – 842,000 円)× 1%		
(課税所得 690 万円以上)	3 割	(多数回該当 ^{※4} の場合は 140,100 円)			
現役並み所得者Ⅱ		167,400 円 +(医療費の総額 – 558,000 円)× 1%			
(課税所得 380 万円以上)		(多数回該当※4の場合は 93,000 円)			
現役並み所得者Ⅰ		80,100 円 +(医療費の総額 – 267,000 円)× 1%			
(課税所得 145 万円以上)		(多数回該当※4の場合は 44,400円)			
4n W1		18,000 円	57,600 円		
一般*1	1 割	(年間上限 144,000 円)	(多数回該当 ^{※4} の場合は 44,400 円)		
区分 II **2 (市民税非課税世帯)		8,000円 24,600円			
区分 I **3 (市民税非課税世帯)		8,000円	15,000 円		

- ※1 一般:現役並み所得者Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ及び区分Ⅱ、Ⅰ以外の人
- ※2 区分 II:世帯の全員が市民税非課税である人(区分 I 以外の人)
- ※3 区分 I:世帯の全員が市民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人
- ※4 多数回該当とは、直近 12 か月以内に 3 回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合、4 回目 以降自己負担額が減額されることです。

② 区分の判定基準

(ア) 現役並み所得者

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者のいずれかの市民税課税所得(課税標準額)が、145万円以上の被保険者。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請により「一般」の 区分に変更となる。

- a. 同一世帯に、他の 70 歳~74 歳の者や後期高齢者医療制度 の被保険者がいない場合は、本人の収入額が 383 万円未満 の場合。
- b. 同一世帯に、他の 70 歳~74 歳の者や後期高齢者医療制度 の被保険者がいる場合は、それらの者の収入額の合計が 520 万円未満の場合。

(イ) 一般

現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の被保険者。

(ウ) 区分 II

世帯員全員が市民税非課税で、区分Ⅰ以外の被保険者

(エ) 区分 I

世帯員全員が市民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は、控除額80万円として計算)が0円となる被保険者。

世帯員全員が市民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している者。

◎入院時の食事代

X	分	内	容
現役並み所得る	1食	460 円*2	
	90 日までの入院の場合	1食	210 円
区 分Ⅱ*1	過去 12 ヶ月の間で 入院日数が 90 日を超える入院の場合	1食	160 円
区 分 *1		1食	100 円

^{※1 「}区分 II 」「区分 I 」の人が適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。 ※2 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちのかたは 260 円

◎ 療養病床入院時の食事代・居住費

区	分	食事代	居住費
現役並み所得者および一般	投	1 食 460 円*1	1日370円
区 分Ⅱ※2		1 食 210 円	1日370円
区 分 **2		1 食 130 円	1日370円
老齢福祉年金受給	者	1 食 100 円	1日 0円

^{※1} 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

^{※2 「}区分 II 」「区分 I 」の人が適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。

(5)後期高齢者医療保険料等の状況

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額
平成 20・21 年度	37,400 円	7.12%	500,000 円
平成 22・23 年度	37,400 円	7.29%	500,000 円
平成 24・25 年度	37,400 円	7.29%	550,000 円
平成 26・27 年度	38,700 円	7.43%	570,000 円
平成 28・29 年度	40,400 円	7.93%	570,000 円
平成 30・31 年度	41,000 円	7.89%	620,000 円
令和2・3年度	43,400 円	8.39%	640,000 円

[※]後期高齢者医療保険料の料率は、広域連合にて決定し、2年に1度見直しを行う。

(6)後期高齢者医療制度 被保険者数

令和2年度 (単位:人)

	75歳以上	障害 認定	合計	対前月 増減率	現役並み 所得者	— 般	区分Ⅰ	区分Ⅱ
令和2年4月	78,615	465	79,080	0.11%	7,593	43,871	12,298	15,318
5 月	78,758	465	79,223	0.18%	7,623	43,914	12,325	15,361
6 月	78,865	467	79,332	0.14%	7,638	43,965	12,340	15,389
7月	78,992	476	79,468	0.17%	7,668	44,031	12,367	15,402
8月	79,179	470	79,649	0.23%	7,248	44,160	12,421	15,820
9月	79,374	471	79,845	0.25%	7,303	44,209	12,496	15,837
10月	79,492	472	79,964	0.15%	7,310	44,268	12,514	15,872
11月	79,444	465	79,909	-0.07%	7,323	44,219	12,563	15,804
12月	79,375	462	79,837	-0.09%	7,336	44,147	12,573	15,781
令和3年1月	79,551	458	80,009	0.22%	7,371	44,211	12,572	15,855
2月	79,634	462	80,096	0.11%	7,403	44,202	12,595	15,896
3月	79,670	459	80,129	0.04%	7,433	44,181	12,598	15,917
年度平均	79,245	466	79,711	0.12%	7,437	44,115	12,472	15,688

(7)後期高齢者医療事業特別会計決算状況

歳入 (単位:円)

		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	後其	明高齢者医療保険料	5,382,808,460	5,694,702,900	6,098,411,200	6,365,384,960	6,857,297,100
		後期高齢者医療保険料	5,382,808,460	5,694,702,900	6,098,411,200	6,365,384,960	6,857,297,100
		特別徴収保険料	3,209,637,500	3,443,561,200	3,642,847,400	3,865,245,300	4,202,905,600
		現年度分特別徴収保険料	3,209,637,500	3,443,561,200	3,642,847,400	3,865,245,300	4,202,905,600
		普通徴収保険料	2,173,170,960	2,251,141,700	2,455,563,800	2,500,139,660	2,654,391,500
		現年度分普通徴収保険料	2,157,947,900	2,234,312,300	2,423,451,100	2,469,202,500	2,626,831,000
		滞納繰越分普通徴収保険料	15,223,060	16,829,400	32,112,700	30,937,160	27,560,500
	使用	用料及び手数料	2,700	6,900	6,900	6,900	3,900
		手数料	2,700	6,900	6,900	6,900	3,900
		証明手数料	2,700	6,900	6,900	6,900	3,900
	国庫	車支出金	0	0	8,856,000	0	945,000
歳		国庫補助金	0	0	8,856,000	0	945,000
		総務費国庫出金・補助金	0	0	8,856,000	0	945,000
		総務費国庫支出金・補助金	0	0	8,856,000	0	945,000
	繰り	金	885,743,724	948,540,676	1,024,932,086	1,067,142,465	1,184,112,895
	他会計繰入金		885,743,724	948,540,676	1,024,932,086	1,067,142,465	1,184,112,895
		一般会計繰入金	885,743,724	948,540,676	1,024,932,086	1,067,142,465	1,184,112,895
		職員給与費等繰入金	57,273,183	58,999,013	56,042,870	60,269,377	58,310,440
		事務費負担金繰入金	54,957,846	55,418,946	55,540,761	60,877,577	70,298,792
		保険基盤安定繰入金	773,512,695	834,122,717	913,348,455	945,831,711	1,055,503,663
		その他繰入金	0	0	0	163,800	0
ᅬ	繰起	或金	35,136,600	14,582,500	11,598,000	35,379,155	5,480,960
	謝	ጀ	16,119,144	18,443,647	20,371,086	20,074,512	23,763,589
		延滞金、加算金及び過料	424,000	526,300	1,303,300	1,326,800	1,418,100
		延滞金	424,000	526,300	1,303,300	1,326,800	1,418,100
		過料	0	0	0	0	0
		償還金及び還付加算金	9,864,200	11,693,900	12,515,900	11,858,300	15,440,900
		保険料還付金	9,830,700	11,544,400	12,461,600	11,827,700	15,414,000
		還付加算金	33,500	149,500	54,300	30,600	26,900
		受託事業収入	5,830,944	6,223,447	6,551,386	6,889,412	6,855,885
		雑入	0	0	500	0	48,704
		滞納処分費	0	0	0	0	0
		雑入	0	0	500	0	48,704
		歳入合計	6,319,810,628	6,676,276,623	7,164,175,272	7,487,987,992	8,071,603,444

歳出 (単位:円)

			区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	総	务費		118,064,673	120,644,606	126,997,917	128,043,266	136,428,021
		総務	管理費	103,918,127	105,799,505	110,936,713	110,908,729	119,233,695
			一般管理費	103,918,127	105,799,505	110,936,713	110,908,729	119,233,695
			一般職人件費	57,273,183	58,999,013	56,042,870	60,269,377	58,324,444
歳			一般管理諸経費	46,644,944	46,800,492	54,893,843	50,639,352	60,909,251
		徴収	7費	14,146,546	14,845,101	16,061,204	17,134,537	17,194,326
		í	徴収費	14,146,546	14,845,101	16,061,204	17,134,537	17,194,326
	後	胡高的	齢者医療広域連合納付金	6,177,299,255	6,532,322,417	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783
		後期]高齢者広域連合納付金	6,177,299,255	6,532,322,417	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783
		1	後期高齢者広域連合納付金	6,177,299,255	6,532,322,417	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783
			保険料等負担金	6,177,299,255	6,532,322,417	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783
	諸	支出金	金	9,864,200	11,711,600	12,498,200	12,027,700	15,435,300
		償還	金及び還付加算金	9,864,200	11,711,600	12,498,200	12,027,700	15,435,300
		1	保険料還付金	9,830,700	11,562,100	12,443,900	11,997,100	15,408,400
出			保険料還付金	9,830,700	11,562,100	12,443,900	11,997,100	15,408,400
		[1	保険料還付加算金	33,500	149,500	54,300	30,600	26,900
		1	賞還金	0	0	0	0	0
			国庫金等返還金	0	0	0	0	0
	予(備費		0	0	0	0	0
			歳 出 合 計	6,305,228,128	6,664,678,623	7,128,796,117	7,482,507,032	8,064,606,104

収支差引	14,582,500	11,598,000	35,379,155	5,480,960	6,997,340

(8) 船橋市老人医療費助成制度の概要

船橋市老人医療費助成制度は、老人福祉の増進に資することを目的として、昭和48年1月から老人福祉法の医療費支給(医療費の無料化)の適用を受けられない者を対象に助成を行う制度として開始されました。

その後、数回の改正を経て、平成15年8月1日より以下の内容で医療費の助成を行っておりましたが、平成26年8月1日付けで廃止となりました。

令和元年7月31日までは、経過措置として、廃止までに資格を取得できる方については、その方が70歳になる等、資格を失う月までに受けた医療に限り、廃止前と同様の助成を行っていました。なお、資格を失ってから2年間は遡及申請が可能でありましたが、令和3年7月31日をもって終了となりました。

① 対象者

次のいずれかに該当する市民税非課税世帯に属する者が対象となります。

- ア.68歳・69歳の者
- イ.65歳以上70歳未満で、継続して6ヶ月以上ねたきりの状態にある者
- ウ.65歳以上70歳未満で、常時ひとり暮らしの状態にある者
- ※ ただし、生活保護法による医療扶助を受けている者及び高齢者の医療の確保に関する法 律による医療を受けることができる者を除きます。

② 助成内容

下表のとおり、受診時の自己負担額が後期高齢者医療制度と同じになります。

武祖应八	一部負担金の	自己負担限度額(同月内の自己負担合計)		
所得区分	割合	外来	入院+外来	
区分Ⅱ	1 4 11	0.000 FF	24,600 円	
区分Ⅰ	1割	8,000 円	15,000 円	

※ 区 分 Ⅱ:市民税非課税世帯で、区分 I に該当しない者。

※ 区 分 I:市民税非課税世帯で、かつ全ての世帯員の所得(収入-法定控除)がない者。

(9) 船橋市老人医療費助成制度受給者数

豆八	68・69歳 受給者数 年度末 年平均		ひとり暮らし (65~67歳) 受給者数 年度末 年平均		ねたきり (65〜67歳) 受給者数 年度末 年平均		合 計			
区分							年度末 前年比(%)		年平均 前年比(%)	
	十反不	平平均	平 反 不	中平均	平反不	年平 均		削牛比(%)		即十九(/0/
平成 28年度	346	404	60	127	0	0	406	▲ 48.35%	531	▲ 53.17%
平成 29年度	160	267	0	9	0	0	160	▲ 60.59%	276	▲ 48.02%
平成 30年度	40	109	0	0	0	0	40	▲ 75.00%	109	▲ 60.51%
令和 元年度	0	22	0	0	0	0	0	▲ 100.00%	22	▲ 79.82%
令和 2年度	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0	▲ 100.00%

(10) 船橋市老人医療費支給の状況の推移

	件数		受給者		市		計	
	ITΦ	前年比	負担額	前年比	助成額	前年比	RI .	前年比
平成 28年度	14,791	▲ 51.18%	17,261,955	▲ 52.30%	38,093,432	▲ 54.83%	55,355,387	▲ 54.07%
平成 29年度	7,744	▲ 47.64%	9,095,288	▲ 47.31%	20,785,219	▲ 45.44%	29,880,507	▲ 46.02%
平成 30年度	3,256	▲ 57.95%	3,421,407	▲ 62.38%	7,917,621	▲ 61.91%	11,339,028	▲ 62.05%
令和 元年度	316	▲ 90.29%	917,291	▲ 73.19%	10,148	▲ 99.87%	927,439	▲ 91.82%
令和 2年度	0	▲ 100.00%	0	▲ 100.00%	0	▲ 100.00%	0	▲ 100.00%

[※]受給者負担額は現物分のみの額

(単位:件・円)

		1人当たり		1件当たり	市	受給者
	前年比	市助成額	前年比	市助成額	助成率	負担率
平成 28年度	▲ 3.54%	71,739	▲ 7.47%	2,575	68.82%	31.18%
平成 29年度	4.98%	75,309	4.23%	2,684	69.56%	30.44%
平成 30年度	▲ 3.55%	72,639	▲ 9.39%	2,432	69.83%	30.17%
令和 元年度	▲ 99.37%	461	▲ 98.68%	32	1.09%	98.91%
令和 2年度	▲ 100.00%	0	▲ 100.00%	0	0.00%	0.00%

令和3年度国民健康保険の概要(令和2年度実績) 付: 高齢者医療の概要

令和4年1月発行

編集·発行 船橋市健康福祉局健康·高齢部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 TEL 047-436-2395 · FAX 047-436-2405 e-mail kokuho@city.funabashi.lg.jp